

平成29年 3月 8日

平成29年 3月 9日

標 茶 町 議 会
平成29年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月8日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第15号 平成29年度標茶町一般会計予算	5
議案第16号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第17号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第18号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第19号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第20号 平成29年度標茶町簡易水道事業会計予算	5
議案第21号 平成29年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第22号 平成29年度標茶町上水道事業会計予算	5
散会の宣告	36

第2号（3月9日）

開議の宣告	41
付議事件	
総括質疑	
平川昌昭君	41
鈴木裕美君	62
渡邊定之君	71
後藤勲君	75
櫻井一隆君	83
黒沼俊幸君	96
本多耕平君	102
深見迪君	112
熊谷善行君	122
川村多美男君	123
閉会の宣告	130

平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成29年3月8日（水曜日） 午後 1時17分 開会

付議事件

- 議案第15号 平成29年度標茶町一般会計予算
- 議案第16号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第17号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第18号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第21号 平成29年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第22号 平成29年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	本多耕平君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	渡邊定之君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君

住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君 (農林課長兼務)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時17分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま熊谷委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、熊谷委員からの指名推選に決定いたしました。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 委員長には菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい

願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま熊谷委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には菊地委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

（委員長 菊地誠道君委員長席に着く）

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（菊地誠道君） 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま熊谷委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、熊谷委員からの指名推選に決定いたしました。
熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 副委員長には本多委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま熊谷委員から、副委員長に本多委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には本多委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第15号ないし議案第22号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第15号から議案第20号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第15号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第15号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） ちょっと極めて初歩的な質問なのですが、49ページの、笑われるかもしれませんが、これ備荒資金組合納付金4億7,000万円というふうにあるのですが、説明書のほうでは、元金積み立てというふうになっているのです。この言葉の違いをちょっと教えていただけますか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 備荒資金組合の納付金、説明資料19ページ。元金積立金につきましては、49ページの19節負担金補助及び交付金の中で予算計上いたしております。標茶町独自の考え方で、取り崩しを行ったものについてはそれぞれ翌年度以降について償還するという、ローカルルールですが、ルールを持ちながら、これまでも各種事業展開や国営事業の繰り上げ償還等の財源として活用してきたものについては、全

て償還いたしております。その元金積み立ての分が予算計上とされております。

それで、利子の積み立てにつきましては、備荒資金組合という一部事務組合のほうにお金を預けた中で、組合の中で国債を買うだとか、ほかの市町村への地方債を貸し付けるですとか、また、本町の場合、パソコンの導入の財源として備荒資金組合の資金等を活用しております。積み立ての額に応じて年度末に利子という形で配当がありますので、その部分については、予算外の中で、この基金の表の中で利子という形で数字があらわれております。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） ページ数で53ページで13目の電算管理費、この中で説明を受けていました委託料で電算業務の処理委託料と業務委託料、説明がちょっと聞き取れなかったので、この委託料に若干プラス・マイナスありますが、今年度の内容等について、どういう取り組みか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 13目電算管理費の中の委託料、電算業務委託料、業務委託料の違いについて、内訳についてお答えいたします。

まず、電算業務処理委託料の622万7,000円ですけれども、こちらについては、通常の庁舎内の中で使っている各種帳票類等の業務委託であります。

それから、業務委託料の331万7,000円につきましては、まず1つは、北海道電子自治体プラットフォーム導入事業という事業に取り組んでおりまして、これは、LGWANといいまして、行政の中で内部の……、済みません。ちょっと説明の仕方を変えさせていただきます。北海道電子自治体推進協議会という組織がありまして、そちらに加盟してLGWANを運営しているのですけれども、そこに対する委託料で、252万5,000円がまずあります。

それから、もう一つパソコンLAN導入事業というものに取り組んでおりまして、こちらにつきましては、パソコンLANの導入によって対応業務の拡大を図り、安定した行政サービスを図っていこうというものでありますけれども、これにかかわる委託料が79万2,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今の説明で、LGWANのクラウド、内部の中でお互いに活用

し合う、主にどういう点を、内部の中、先ほどの説明で、LGWANのクラウドというのは。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。もう一度、重複になりますけれども、説明をし直したいと思います。

まず、電算業務処理委託料につきましては、従前から取り組んでおります庁舎内の各種業務をパソコンを使ってやるという中で、税あるいは福祉も含めて、いろいろな業務を委託としてやっているものであります。

それから、LGWANというふうに申し上げましたが、北海道電子自治体プラットフォーム導入事業、こちらにつきましては、本町のみではなくて道とか行政間のネットワークをつないで、効率的な業務を推進していこうという類いのものであります。

それから、PCLAN、パソコンLANのほうにつきましては、庁舎内の各職員が使うパソコンをサーバーとつないで連携できるような形にするというものであります。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） はい、わかりました。

次に、総務費で、60ページで地方振興費の企画費の中で、61ページの最後の酪農学園大学の相互協力負担金というのは、これは54万円で、これは何年か前に立ち上げたそのまま移行しながら毎年度同じ予算で計上されているのではないかと思うので、ちょっと私これについて確認の意味でお尋ねしたのですが、その辺はいかがですか。間違いはないですか。違う事業ですか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、以前、JA、町、高校、大学がともに研究をしていこうという目的で協定を結んでいるということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今、確認して、私も資料をずっと前にいただいたときに、なぜ

お聞きしますかということ、これ2011年に協定されたという酪農学園大学、J A、農協、地元、もちろん標茶高校と本町と、その中での相互協力負担金でやろうということで、たしか2011年だったと思います。ただ、もうそれからかれこれ年数的に見て、今までの事業内容というのは、単にこの協力金54万円というのは事務費的なものでないかな。ただ、事業を起こす上で、何年かに1回、どういう内容の協議をやっているのかなということをお聞きしたいのと、ことしは特にどういうことをお考えかと、毎年載せてどうするのだからするのだからではなくて、そういった面の事業的なものを、どなたがキャスティングボードを握りながらやるのか、町はただ協力してどうぞということなのか、その辺、内容はここに載っていましたが、それはどの程度、コンセプトは同じだと思いますが、事業的にはどうなのでしょうということをお聞きしたかったです。

(「時間かかるようなことを聞いたらだめだ」の声あり)

(「総括でやればいい」の声あり)

(「1つの質問に5分も」の声あり)

(何事か言う声あり)

○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) この事業内容というのは数年たっていますから、当然その負担金は負担金で計上されているのは理解しているわけですね。だから、事業というのはもう七、八年たってくると。では、本町としてどのようなことということは、協定の基本的なことになれば、やっぱり低減することもあるのかなということでお聞きしたので、この件、もし資料的に後ほどということであれば、総括でやらせていただければと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 53ページの一番上の車両購入費とあるのですが、これ恐らく5台分だと思うのですが、どこに使う車なのかちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

備品購入費、車両購入費966万7,000円の内容でございます。これにつきましては、車両につきましては、乗用タイプ1台、貨物自動車1台、軽四輪車が3台の計5台の購入と、リース車両の最終年の買い取りが1台ございます。配置につきましては、庁舎内の各課に配属するのが3台、リース車につきましては、現在利用しております建設課のほうに配置する予定となっております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 内容はわかりました。ただ、これ車検がほとんど同じような時期に全部来ているということで、一斉に取りかえるという形になるのか、それとも極端に年数が来なくても古くなったから取りかえるとかと、いろいろ理由はあろうと思うのですけれども、この辺についてはどうなのですかね。同じ年度に一緒に買った車だというふうにも捉えてもいいのかどうなのか、ちょっとその辺。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 購入の時期につきましては、その車両の使用頻度等によりまして、同じような年に買った車両ということではございません。それで、購入の時期、ことし、新年度に入りまして適宜車検、交代で車両を入れるということでございますので、適宜処理をしてみますけれども、ことし5台入れかえると計画しておりますのは、約3年前に町有車両の配置計画というものを立てておりまして、その中で、年数は20年以上経過した車両を優先して取りかえていく、台数については5台前後、毎年交換し新しいものに取りかえていくという予定で、本年新車5台、リース車1台の購入を予定しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 49ページ、財産管理費の18節備品購入費、機械購入費で450万円。これ説明では1号井戸のポンプの交換という説明でした。このポンプについては、定期的に、例えば何年使ったら交換するという定期的な交換なのか、もしそれであれば、何年ごとに交換するのかちょっと教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

説明であったとおり、1号井戸のポンプ、野球場の隣にありますポンプの取りかえとございますか、予備のポンプの購入ということで、前回ポンプを取りかえまして、壊れて

すぐ発注して納品になるというポンプでございませんで、特別発注になります。それで、予備のポンプとして購入するもので、おおよそ5年前後のうちに取りかえるという形で今まで行ってきております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） それであれば、例えば前に取りかえたときから、どれぐらいで交換しなければならないというのは大体わかっていて、それで、今も5年の話がありましたけれども、そういうサイクルをちゃんと組んでいるという考えでいいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 取りかえに関しましては、運転の状況等にもよるとは思います。計画的に3年ないし5年ぐらいの予定で担当としては考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 私が聞きたいのは、52ページに出ている車両管理なのですが、これからどの款でもどの目でも、実はこの燃料代というのが各ところに出ております。それで、今回、車両のことをお聞きしたいのですが、本町においていろんな部署でもって燃料を入れておるとは思いますが、どのような方法といいますか、業者選定にしているのか、さらにはまた、燃料にもいろいろありますけれども、燃料ごとに選択をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

もう一点は、60ページの報償費ですけれども……

（何事か言う声あり）

○委員（本多耕平君） ごめんなさい。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。町有車両の燃料の関係だと思えます。

業者の選定につきましては、町内にある業者ということで、登録している業者を選定しております。燃料等の種類ごとではなくて、登録している会社ごとを、業者を登録して選定している状況になります。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで、選定はいいのですけれども、価格等々についてはどのようなになっているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 失礼いたしました。

単価等の契約でございますけれども、業者等と契約する段階で、市価の表示している価格より3円前後安くということで打ち合わせをしております、値上げになったり値下がりになる価格変動がありますので、その都度業者と打ち合わせしながら、市場の価格より少し安い値段として契約をしております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ちょっと何か曖昧みたいな、私にとってはちょっと疑問はあるのですけれども、では、数量ですとか単価というのは、それは業者と担当部署でもっての話し合いで決めているというふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 先ほどの単価等の契約につきまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

契約の段階で、単価等につきましては見積もり合わせを行いまして、それで契約をその都度変更して市況に合わせた形で契約をしているということで、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） となりますと、今は車両管理というところのご答弁ですが、教育委員会についても、あるいはまた全ての公の施設、そこでの燃料等については、どこか1カ所の課でもってやっているのか、それとも課ごとに、今、管理課長が言われたようにその都度見積もり合わせをしながらやっているのか、それもお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 役場内部全体の暖房の灯油ですとか車両のガソリン燃料関係につきましては、管理課車両管理係のほうで一括して見積もり合わせを行って契約をしております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、教育委員会の関係、学校等々もそうでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 教育委員会も含めまして、管理課のほうで契約をしております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 続いて、報償費ということで200万円あれががありますけれども……

（「何ページだ」の声あり）

○委員（本多耕平君） 俺もちょっと今、ページ……、どこだった。

（「60ページ」の声あり）

○委員（本多耕平君） 60ページをお開きください。報償費で200万円とありますけれども、多分私が理解するのは、太陽光発電の関係でのことだと思うのですけれども、今回は何件の予定をしておられるのか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 本年の平成29年度につきましても、昨年同様20件、1件当たり10万円の報償費を予定しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 66ページの19節で負担金補助及び交付金で日赤奉仕団ボランティア活動推進補助金5万円の予算化されておりますが、減額理由は何でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

昨年から減額されている部分につきましては、昨年、日赤奉仕団が夏場に活動するときに着る作業用のベストをそろえた関係で、その分で増額対応になっておりました。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 71ページのふれあい交流センター費、需用費の修繕料、これの中身を教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） これにつきましては、女子トイレのウォシュレットが老朽化しているための取りかえに充てる分でございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 75ページの特別保育所費、増額になっているのですが、保育士が人数的にふえるのか、全体的に職員手当等もふえているところもありますので、それを伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

増額の部分につきましては、賃金で167万6,000円、長期臨時職員の賃金関係が若干、今回沼幌のほうで定員が現在配置している職員よりも1名増の予定をしておりますので、それに見合う分1名分を予定しているのと、あと沼幌の園児数が増加する対応で、これは昨日の説明でもあったと思うのですが、ブロックをまず備品としての購入をするのと、弁当を温める保温庫と、それぞれ常設の保育園は自前で温かい給食を食べているのですが、僻地保育所2カ所については弁当持参という形になっていきますので、やはり温かい食事の提供をしたいということで、その分の器具の購入ということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それと、常設保育所の人夫賃に、74ページ、賃金の人夫賃に該当するのかというふうに考えるのですが、早朝保育というのが実施されておりますが、これは常設保育所のみなのか、それから早朝保育の朝7時からでしたでしょうか、確認しておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 早朝保育につきましては基本的には常設で行っておりますが、ひしのみ保育園につきましては、常設から僻地になった時点で、基本的な給食以外のサービスについては同じようなサービスをとることがありましたので、早朝と延長については、ひしのみでも対応しております。早朝の時間につきましては7時からです。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 77ページの児童館運営費の厚生員報酬、これは増額にもなっておりますが、何人分と見ればいいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 児童館につきましては、現在、厚生員2名で対応しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これは85ページをお開きください。ここの15、ここで573万9,000円とあるのですが、この内容についてお伺いしたいと思います。どのような内容でございましょう。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 15節工事請負費の内容について説明させていただきます。

まず、1点が標茶壺園の園路の補修でありまして、これは昨年から取り組んでおりますけれども、本年度につきましては3区と2区に分で350万円を見込んでおります。ほかに、しべちゃ斎場の火葬台車と、それからバーナーということで、台車の修繕が144万3,000円、バーナーの部品交換が79万6,000円となっております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この距離ですね、舗装されるのでしょうかけれども、何ぼの長さでどのぐらいの、単価的にはどのような単価で何メートルぐらいやられるのかわかりますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 積算では350万円で、幅が2メートル、長さが170メートルということで算出してございまして、計画では、昨年から取り組んで、来年度で一応1区のほうは終了するという計画で取り組んでおります。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） そうしたら、今年度もこの程度、来年度もまたそのぐらいの、2メートル幅の170メートルでしたか、それでいくということですね。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） はい、来年度も同程度の事業量を見込んでおります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 82ページの負担金補助ですが、特定不妊治療助成で80万円ですが、一般質問等々で伺ったときに、不妊と不育治療もあわせてということの質問した経過がありまして、道が実施すれば本町としても不育に関して考えたいというご答弁がたしかあったというふうに思いますが、この中に不育も入っているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

今回、予算をつけてあります特定不妊治療助成事業助成金につきましては、一昨年から開始しました採卵を伴う治療、それから採卵を伴わない治療、それから昨年度から男性の不妊治療につきましても新たに入りましたので、その分についてのみ計上しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 同じく、今の段の下、新規で妊産婦安心出産支援事業の事業の内容をちょっと教えていただきたい。かなりふえているのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） この事業につきましては、昨年の年度途中から開始して、4月1日にさかのぼって受付を開始した事業でございます。当初予算上では新規になりますが、妊産婦が標茶の場合ですと釧路に通院しなければならないという交通費を、北海道が50キロ以上について該当するという事業をスタートさせましたので、それについて妊婦健診14回と産婦健診、それから出産準備も含めての最大で16回、単価が片道715円の往復ということで積算をしまして、該当人数としては当初では60人を想定しながら、予算要求をさせていただいたところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 88ページに出ておりました18節の車両の購入費で、今回新しく1,200万円。これはホイールローダーということで説明を受けましたけれども、これは処分場の専用機として今回新しく購入するという目的でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） クリーンセンターのホイールローダーですけれども、クリーンセンター専用で購入するという事で、用途としましては焼却灰の搬出で、それを最終処分場まで運搬するという事と、それと水処理棟、下にあるのですけれども、それからの水処理の汚泥をまた最終処分場まで運搬するという事と、それからあと通常、資源等を運搬するという事で、クリーンセンター専用ということで考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 89ページの冬期雇用対策事業で650万円、これの内容をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 冬期雇用対策事業委託金の内容でございますが、季節労働者等の冬期間の雇用促進等を目的に公共施設等の整備事業を委託するもので、主にトレーニングセンターの裏のスケートリンクの造成事業ですとか、あと公共施設の、手で解体できる建物解体工事等の委託業務を発注いたしております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 続いて、90ページの労働団体祭典実施事業補助金60万円とありますけれども、これの内容説明をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 連合北海道標茶地区連合会に対する補助でありまして、労働団体等の運営費等の一部を補助し、労働者福祉の向上を図ることを目的に、具体的には、メーデーのときの祭典の実施に対する事業補助金となっております。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時13分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 先ほどの答弁については訂正させていただきたいと思っております。労働団体の祭典の実行委員会に対する補助金でございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） というふうを書いてあるわけですよ、ここに。したがって、そういう労働団体とはどういう労働団体で、どんな内容の祭典をしているのですかということをお聞きしているのです。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 連合を主体とした実行委員会組織で行っておりますメーデーやスポーツ祭典等に対する事業補助金となっております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 町側として、では最後にお聞きいたしますけれども、その実態はきちっと把握をされておられますか。

それと同時に、連合のほうから、連合が中心となった祭典だということですので、いわゆるその事業内容ですとか、その上でもっての補助金への助成願が出ているのか、それだけきょうはお聞きしたいと思いますが。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 通常、補助金の支出をする場合には、それぞれ所定の手続がございますので、適正に処理されているものと認識しております。

○委員（本多耕平君） はい、わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） ページ数は156ページに出しております中で、この食肉加工にかかわって処理施設整備事業の実際の基本設計費が3,300万円、この基本設計費の中身といたしますか、今回の基本設計の内容についてどの程度までの設計内容というか、ちょっとお伺いしましょう。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

農業予算でございますが、事業推進室のほうで予算を要求しておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

基本設計のどこまでかというご質問でございますので、基本設計、その後、実施設計という流れになりますが、基本設計につきましては、まず用地の確定、それから、その中で敷地、建物をどういう配置にするかとか、建物の規模、あとは構造、基本的な本当

に設計なのですが、あとは、今回、食肉加工も入りますので、機械の大まかな選定、それから設備関係、水処理関係とか、地下水を使う予定でございますので、その地下水の状況の調査、そういうような基本的な設計を3,300万円として予算計上させていただいております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 基本設計ですから、基本になることというのは、今、言われたとおり、全くそのとおりなのですよ。それが推進室で、いわゆる基本設計にかかわって、印紙を並べて発注するという形態をとってやる。例えば、用地の確定とか、いわゆる構造物がどうであるとか、そういったことは当然のことなのです。

ただ、では、お聞きいたしますが、この基本設計に当たって、実際の用地というかな、全体を含めた面積というのはどのぐらいを想定されているのですか、今回に限って。今回の、いわゆる候補地の中でどのぐらいの面積、全体の面積ですよ。これは、基本設計ということは大事なことです。

それと、今言った建物の構造等については、これは基本設計から実施設計に移る場合に大事なことです。3,300万円の中で、恐らくコンサル系等に出すのですが、この場合、これは大事なことなので、基本設計、これは特殊な施設ですから、基本設計にかかわって推進室が基本設計のどの程度までチェックできるか、もしくは、その基本設計の中で、どこにそういうチェック機能というか、その辺はどういうふうに考えているのかなということで、ちょっとこれ以上いきますと、委員長が叱っていますので、お答えの範囲内で。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

敷地の面積のご質問でございますが、約4.5町ぐらいの敷地が必要だと今現在の概算での部分ではお聞きしております。

それから、その基本設計に当たっての、事業推進室としてチェックできるのかというような中身だと思いますが、実際にはそういう技術部分でございますので、うちの建設課のほうにその部分は発注、それから監督等についても仕事のほうはお願いをし、そちらのほうで発注業務も監督業務もしていただくこととなります。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それでは、監督的なことは内部でやるということですが、これは予算案の中で、基本設計における工期的なものはどれまでを考えていられるのかと。それで、大事なところは、議会に示される時期を想定されているのはいつごろですか。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

基本設計の工期につきましては、4カ月から5カ月ぐらいかかるという、畜産公社でやっている十勝工場だとか、そういうところの過去の事例を見ますと、そのぐらい期間を要すということでお聞きしております。

それから、発注時期なのですが、ここについては今現在の状況、ご案内のとおり、まだ場所も決められていない状況でございます。ですから、そこの部分が見えてこない、発注の時期については今段階でいつとは申し述べできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） つまり大事な……、よろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） いいですよ。

○委員（平川昌昭君） これは大事なことなのですが、基本設計着手に当たって、候補地が未定となれば、これはどこまで基本設計のあれができるかと。全くペーパーだけでは恐らくできない、土壌的なことだとか、地下構造部に対する地質調査等々、そういうことがないと基本設計というのは入れないわけです。だと思っております。であるから、今のお答えでは、なかなか候補地のところは決定ではないと。では、基本設計というのは、これ、ずれ込んでいくのかということなのです。この辺をしっかりとしないと、次の段階で質問できないのです。ここが大事だということをお聞きしたのですが。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方、これまでの進め方等々については、委員もご理解をいただいていると思っております。

私どもが今回、基本設計を新年度予算の中に提案をさせていただいたのは、少なくとも基本設計を新年度中にスタートさせなければ間に合わないという思いがありまして、それを進めるためには、今までと同じように下流域の皆さん方のご理解をいただかなければ、交付金事業でやる場合には、それがいただければ進められないという状況の中で、最大限の努力を重ねているところであります。

一応、釧路・根室管内の農協さんのほうからは、やはり一日も早くつくってほしい、行政からもそういう要請があつて検討委員会等で努力をしている段階でありますけれども、この間、何度もお答えをしておりますように、去年の例がありまして、それ以降ハードルが比較にならないぐらい高くなってしまいました。それで、何とか進めたいということで、私どもとしては、できるだけ早期にめどをつけたいわけですがけれども、それ

がつかないという状況であります。

私どもとしては、体制も一新をし、拡充し、そしてできるだけ前に進めるように努力している途中でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 町長の思いというのは、もう数回にわたって、この手のものにつきましては、全員協議会、そしてまた常任委員会の調査、さらにまた何回にわたっても質問等々出ておりましたし、ここは慎重にという気持ちは今のご答弁でもわかります。

しかし一方では、推進室を設けて、そしてまた、そのところを専門的にやるのだという意気込みもわかります。ですから、ここは慎重にということになれば、この基本的な設計をどこまでお尋ねしようかなど。そのところから決定候補地がなかなか進まないとなれば、ではこれは基本計画というのはどどんずれ込む、新年度予算案は計上されてもどどんずれ込むのではないかという懸念があるものですから、そのところはどの程度まで住民にお知らせしたらいいのかなど。私どもは、議員諸氏は、いろいろな情報を持っております。どの程度皆さんに公表してよろしいのか、その思いがこの新年度予算に計上されているものですから、内容等につきましてはどこまでお答えできるのか後ほど伺いたいと思いつつながら、私も余り突っ込むと、根室・釧路13市町村の考え方、いろんなことがありますし、これは大変山あり谷ありで難しいことはわかっています。でも、推進室をつくって、やる気持ちを前面に出す場合に、どこまでお聞きして、どこまでやるかということが最も大事なことではないか、そのところ、今のご答弁では余り聞かないでほしいというのがメッセージなのかわかりませんが、その辺の思いを基本設計に絡んでお聞きいたしました。あとは、委員長が余り聞くなということですので、後ほど考えてということにしたいと思っておりますが、何かそれについてご答弁あれば。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えいたしましたように、私どもとしては、何とか29年度のできるだけ早い時期に、基本設計に入れるような形で取り組んでまいりたいと、そういう決意でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 101ページの18節の備品購入費、50万円になってはいますがけれども、これについてちょっと知らせていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

これにつきましては、ドローンの購入を予定しております。これの使用につきましては、熊がデントコーン畑とかに入りますとなかなか見えにくいと。ハンターさんが近くのもちよっと危険だということで、過去に他の農場でデントコーン畑に入ったときにドローンで上空を見せていただいたら、倒伏状態とかもわかって、大体いる場所が確認できたという事例もありましたので、それによりまして農林課としましてドローンを購入したいということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに、今、課長の言ったようなことが起きますし、また、災害だとか、それから例えば行方不明の場合、そういうものにもいろいろ使えると思うので、ほかに先駆けて購入するということがいいことなので、ぜひあれだと思えますけれども、ただ、今、ドローンの使い方によってはどういう、住宅が密集しているところはだめだとか、いろいろあるのですけれども、これは誰か買ったときに指導してくれるというような状況というのはあるのですか。そのまま使えるのですかね。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

特に免許等は必要ございませんし、何十時間飛ばさないとだめだという必要性もございません。買ったときから誰でも一応すぐ飛ばせますが、要は余り安い購入ではないので、飛ばしたはいいがすぐ壊してしまったとかということがないように、研修というものがあまして、それについては個人で受けてもらうことになるのですが、ここで言うと帯広で個人の方が実際に研修をやっているということなので、もしやるとしたらその研修を受けてもらうような形になるかなとは思っています。

○委員長（菊地誠道君） 桜井君。

○委員（桜井一隆君） ちょっと関連でよろしいですか。

研修に行くのは個人のところに行く……

（「だめだ」の声あり）

○委員（桜井一隆君） だめ。そうしたらいいですわ。やめましょう。後で聞きます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 私は156ページなのですけれども、19節の負担金補助及び交付金という中で、農道等整備事業補助金250万円があるわけなのですけれども、大体、最近の異常気象の中で災害が非常に多いと思うのですけれども、この金額で足りるのかち

よっと不安なのですけれども、何件くらい予定しておりますか。

(「何ページですか」の声あり)

○委員(松下哲也君) 156ページです。

○委員長(菊地誠道君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えします。

昨年 の 件 数 で い き ま す と 21 件 で、 補 助 金 の 額 に つ き ま し て は 標 茶 町 が 304 万 円 で、 J A と 折 半 で す の で、 事 業 費 と し て は 608 万 円 に な っ て い ま す。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 92ページの畜産業費の4目の消耗品費で、鳥インフルエンザの対策費が出ているのですけれども、これはどういう内容ですか。

○委員長(菊地誠道君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

これにつきましては、昨年来、各地で鳥インフルエンザが発生しまして、本道においても清水町で鳥インフルエンザが起きたときに、初動にかかった、例えば防疫服ですとか、そういうのが足りなかったという事例もございまして、初動にかかる部分の、例えば今想定しているものが、消毒ポイントに4名配置し、10カ所で3交代で3日間という想定で、防護服等をうちのほうで用意しておくための予算でございます。これにつきましては、初動で使った部分については、後に北海道から現物で返していただけることになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) 深見君。

○委員(深見 迪君) この事業そのものは、これからやるということですよ。10カ所というのはどのような場所なのでしょう。

○委員長(菊地誠道君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) 具体的に10カ所というのはわからないのですけれども、例えば、発生したらそこに行くまでの道路道路ですとか、そういうことを想定しております。必ずしも10カ所ではなくて、例えば3カ所になるのか、4カ所になるのか、はっきりはしないのですが、一応最大10カ所分あれば足りるのではないかなというふうに押さえております。

○委員長(菊地誠道君) 深見君。

○委員(深見 迪君) ずっと前から気になって、近くでも出ているのですけれども、これはいわゆる小型の野鳥なんかについて言えば、普通の住宅街でもありますよね。こ

ういうことはあり得るのでしょうかね。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 鳥インフルの鳥については、鳥の種類によってレベル1のときは何とか、発生しやすい鳥と発生しづらい鳥というふうに分かれておりまして、大型の猛禽類ですと、鳥を餌にして、またさらにインフルにうつっていくというようなことで、大体小型の鳥ですと、ちょっと今資料がないのでわからないですけども、5羽以上同じ箇所ですと、そういう形で、その種類によって保健所または道のほうに報告する数量が決められておりまして、それに基づいて、その鳥の種類によって、鳥インフルエンザにかかりやすい鳥と、かかりづらい鳥ということで分けられております。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 156ページの農業費の内訳の中で事業補助金で農林漁業振興資金貸付金利子補給補助金となっていますが、これはどういう事業でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「いや、ちょっと待てや」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 本多委員の質問にお答えいたします。

この利子補給金補助金につきましては、標茶町農林漁業振興資金貸し付けに係る農林漁業団体が借り受けた補助金に対する利子補給金でございます。

（「内容はどうした」の声あり）

（「いいわ、もう。怒られるから」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ありがとうございます。

もう一点伺います。153ページの林業専用道路開設事業600万円とありますが、これは

どのような事業でしょうか。

(何事か) 言う声あり

○委員 (本多耕平君) ごめんなさい、153ページ。

(何事か言う声あり)

(「債務負担行為だ」の声あり)

○委員 (本多耕平君) ですから、どのような債務負担のどのような事業ですかと聞いているの。だめか。

(何事か言う声あり)

(「見ているところが違う」)

○委員 (本多耕平君) 別個になるのか。ごめんなさい。

(「継続費」の声あり)

(何事か言う声あり)

○委員長 (菊地誠道君) いいですか。

○委員 (本多耕平君) できないの。

(何事か言う声あり)

(「158ページの」の声あり)

○委員 (本多耕平君) 153ページの。

(「153は違うな」の声あり)

(「債務負担行為、まだ行ってないぞ」の声あり)

(何事か言う声あり)

○委員長 (菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

○委員長 (菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員 (熊谷善行君) 93ページ、5目牧野管理費の7節賃金、人夫賃ですね。これは説明のときには前年度プラス638万7,000円ぐらいふやしたというふうに聞いています。これは一般質問の中で本多議員も質問していましたがけれども、職員の増員を図るべき、また、衛生管理がどのようになっているかという中で、昨年来から随分事故が起きてい

るようですので、そういうことに対応するための人夫というか、人員をふやすための費用なのかどうかをお聞きします。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

今、委員からお話あったとおり、昨年来からの事故が続いていることを受けまして、衛生管理の充実を図るということで、哺育の部門と、それから育成前期の部門に各1名を新年度で採用する、そのことが中心であります。

もう一つは、一般の牛の管理のみ、免許の関係ですけれども、でしていたものの中から、免許取得等があつて、オペレーターの賃金が適用になると。昇格のような形で賃金の一部上がる者がおりますので、それらを合わせてこの金額となっておりますので、ご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 土木費の町営住宅の建設費と、113ページから114ページに出ております。これは15節工事請負費で川上公住の改善と桜公住の建てかえ、これは予算資料説明に図面等が載っておりますが、今回、川上改良住宅というのは改善事業ということで取り組むと。初めて改善事業というものが出てきております。そこで、これは計画的には、今回5棟の中で、5棟というか、1棟やるということで、1棟18戸ですか、3階建て。

ここでお聞きしたいのは、バリアフリー化というのは、室内の段差解消のみというか、そのほかにバリアフリー的な改善工事等を考えているのか。それで、これは改善工事ですから、建てかえと違って中を改善するということですから、当然のごとく工期的にはそうかからないのではないかなと思います。

それと……、委員長、よろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） できるだけ簡潔に。

○委員（平川昌昭君） では、それをお聞きします。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 委員ご質問の川上公営住宅環境改善工事の内容についてご説明申し上げます。

バリアフリー以外のまず改善工事の内容ということで、この中で、工事概要の中にも含まれておりますとおり、現在のお風呂、これを例えばユニットバスに変えたり、あるいは畳の部屋、和室が今ちょっと段差になっている部分がございます。こちらにつきましては全てフロアにしまして段差をなくす、そのような工事でバリアフリーの対策を室内で施すという内容になっております。

あと、工事期間につきましては、1階段6戸ずつの改良になりまして、今のところ工期、その部分の1階段ごとを、2カ月程度かかるのではないかと、そういう予定で工程等を立てておるところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 109ページの15工事請負費の補修工事請負費というところでありまして、これはどの程度の工事の請負なのでしょう。15節、109ページ。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 15節工事請負費であります補修工事請負費ということで計上しております8,000万円の内容でございますが、こちらにつきましては町道の補修工事の内容となっております。中身につきましては、経年で壊れます例えば舗装の穴埋め、あるいは砂利、台風にまで至らない雨により壊れます砂利道の決壊箇所等の随時補修が出てくる場合、それと継続的に地域から要望が上がっております舗装道路のクラック補修、段差解消、そういった部分の対応を含めまして計上しておる数字でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 同じく109ページの草刈り委託料ですけれども、この草刈りのキロ数と単価をお教えください。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） こちらに計上しております草刈り委託料の金額が822万5,000円でございます。これの積み上げの計算につきましては、現在128路線、ちょうど349キロメートルを対象にしておりまして、機械を使った草刈り作業で、春、秋の年2回、こちらを積み上げた計算として計上しておるところでございます。

あと、機械と、高齢者事業団のほうに委託しております人力の草刈り、これにつきまして

しては、機械で刈り残しがどうしても出てしまいますガード、防護柵の周り、デリネーターの周り、そういった箇所につきましては人力となりますので、それも含めて積み上げた計算となっているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ちょっと私、聞き漏らしたので、128路線、キロ数が何キロだったかということをもう一度お教えてください。

それと、これは道路維持の関係と当然関係があると思うのですが、1社にお任せしているのでしょうか。その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） まず、路線の延長でございますが、349キロメートルでございます。

委託の会社につきましては、町内、今2社、草刈り機を所有しております、2社による見積もり合わせによって契約して作業を行っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私、ちょっと先ほど単価と言ったのですが、これではもちろん1キロ幾らとか、メーター幾らということではなくて、128路線、349キロ、そのほかにあと町内の手刈りになるともう高齢者事業団等へのということ、キロ数幾らということではなくて、いわゆる路線ごとの単価でもって2社に任せているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） あくまでもブロックごとに分けまして草刈りを行う延長を計算しまして、契約自体はキロ幾らという計算式で出しまして、それを予定価格をつけまして見積もり合わせという形で行っているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） キロ単価は同一ではないですね。となりますと、この路線は1キロ幾らとか、この路線は1キロ幾らというふうに、そういうふうに私のほうで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） そのとおりでございます。

また、ちょっとつけ加えさせていただきます。あわせて町も1台所有しております、町の直営作業でも町道、延長が今出ないのですが、町の作業でも行っております、町内は3ブロックといいますか、3つの地区に分けました形で作業を行っているところで

ございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 123ページ、2目教育振興費の1節報酬380万円、外国語指導助手報酬となっています。たしか教育長の施政方針では、2名にしていきたいという話だったと思うのですよ。予算説明書のほうでは、総事業費として490万2,000円あるのですが、多分これはいろいろ経費を組んだ金額だと思います。ただ、380万円で2名だと、相当報酬としては安いのかなという気がしたものですから、2名分なのか確認と、実際にはこの程度の報酬でいいのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

外国語指導助手報酬380万円につきましては、1名分の報酬でございます。

次年度増員する分につきましては、8月に来日する予定でございますので、6月の議会で報酬等、補正を提案させていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 119ページ、小学校の運営管理費と中学校の運営管理費で賃金、人夫賃で特別支援教育推進事業ということで、方針にも載っておりましたが、小学校に5人、中学校に2人を配置するということなのですが、これらの配置される職員さんの資格といいますか、教員資格だけなのか、あるいはこの特別支援にかかわるような、言葉で言えば障害の資格か何かを持っているとか、そういうあらゆる資格の人ということで、教員だけではないという理解でよろしいですか、資格を持っているというのは。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

特別支援教育支援員の要綱の中では、教員のほか、保育士、介護士等々の資格を有し

ている方が原則という形で行っているところです。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 127ページの14節の使用料で、施設使用料13万円ですが、これは何でしょうか。社会教育費。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

子供の事業に係る、しべちやアドベンチャースクールの事業に係る施設使用料で、毎年、ネイパル厚岸という施設を利用させていただいて、それらの利用料ということで計上しております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 133ページ、保健体育総務費の中の報酬、スポーツ推進委員報酬、委員さん何名で、スポーツ推進委員会というのが開催されているというふうに思いますが、出席率を教えてくださいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 現在16名、スポーツ推進委員に委嘱して活動させていただいております。

会議は年3回開催しておりまして、出席率につきましては、今、詳細が手元にはございませんが、年間を通じて会議の出席、そのほか社会体育事業に対する事業の運営協力を含めまして、年間相当の出席をお願いしている部分がありますので、全体的に見ますと、16名、何かしらの場面で全員が出てきていただいて、ご協力をいただいているという実績でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、13款支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から20款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 歳入の町税の中で、町民税について若干お聞きをいたします。

町民税は、ここに個人、法人、固定資産、それから軽自動車、たばこ税、入湯税、これらがございしますが、これを全部聞くと時間がかかりますので、まず、個人、法人税につきましては、平成29年度見込み予算の中で、実は説明資料をちょっと見させていただいたのですが、若干率が、平成28年度との率、いわゆる均等割、所得割、均等割、法人税割の中で、ちょっと上げているのですよね、率が。

つまり、説明資料の17ページに出ておりますが、均等割は3万5,000円、これは人数はというのは確定申告が終わっていませんから、まだつかみがないということで。この98.18というのは、平成28年度98.09、たしか当初予算の中での率としては計上されていたと。今回、かなり町民税というのは8%ぐらい上がっているだろうという所得の見込みがありますが、この率的な算出の考え方、以下法人につきましても、これは同じですか。個人の均等割と所得割、この率の上げ方の考え方、当初予算の中での考え方をちょっとお聞きをしたいと思います。まず、それだけお伺いしたい。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

個人町民税のまず均等割の部分でございしますが、当初予算算定時におきましては、平成28年度の納税義務者に対して、こちらで考えている人口補正率です。ですから、標茶は毎年人口が減っていておりますので、昨年度の平成28年度の納税義務者を3,855人とし、人口補正率で98.6%を掛けたもので3,803人という納税義務者数を出しております。それに均等割3,500円を掛けたものになっております。

それと、平川委員ご指摘の98.1%、法人でいくと99.3%というのは、これは私どものほうで見込んである予定収納率でございします。ですから、収納率は毎年若干動きますので、ほぼ5年間の平均収納率を出して、その部分で掛けておりますので、収納率は毎年

若干動くということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それから、ちょっとお聞きしたかったのは、20ページの12款の使用料及び手数料の中で、農林水産使用料、牧野の施設使用料が結構予算上では上げております。育成牧場施設使用料、これについての内容をお伺いすると、続きまして22ページに3節で農業用水道使用料というのは、これは簡易水道の特別会計で、そちらに移行するのかなと思ったのですが、ここでは111万円の使用料を設定しております。これは簡易水道に移行するのではなくて、この分だけ残したという、いわゆる農業用水道の111万円の残された内訳をお聞きしたいと思います。それだけです。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

育成牧場施設使用料、平成29年度におきましては4億4,343万5,000円を計上しておりますが、今年度、平成28年度の最終的な延べ預託頭数の見込みが107万頭というふうに、現在見込んでおります。それで、新年度の予算を考えるに当たっては、その95%を計算の基礎としております。これまでは農業情勢、今よりももうちょっと不透明な部分がありましたので、それが1つ、特にTPPに関して一旦足踏み状態になっていることなども考えまして、急激に状況が変わることはないだろうという判断もありまして、例年であれば実績に対して95%からさらに減らして予算を立てていましたけれども、今回につきましては95%、そのままいけるという判断でこういう数字になっています。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 22ページの3節農業用水道使用料のご質問でございます。

111万円を計上しています。この部分については、滞納の部分という形でご理解を願いたいと思います。平成28年度の部分で、まだ決算は当然終わっていませんけれども、現年度分約79万円に20%を掛けた金額約16万円、それと農業用水道の部分については滞納繰越分、ご承知のように1,485万7,000円がございます。この間、滞納繰越分の徴収率、約6%の数字を掛けて、平成28年度では16万円、滞納繰越分については95万円、合わせて111万円という形で、農業用水道の滞納繰越分の使用料という形で計上しています。

なお、この滞納繰り越しの部分については、最後まで引っ張ると言ったら変な言い方ですけれども、当然、今後も催告を含めてご利用者の皆様のほうに催告等案内をして支払っていただくという形で考えているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） わかりました。

それで、この滞納は平成28年度の分ということですので、今度は特別会計のほうで生じてきた場合は、平成29年度からはそちらのほうで処理、そういうような考えでよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 委員がおっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 153ページの林業専用道開設事業600万円、これについての説明をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） これにつきましても、本年度、工事に入ります林道専用道の測量費に当たる事業費でございます。

（「ごめんなさい、もう一回、ちょっと」の声あり）

○農林課長（村山裕次君） 調査測量費の金額でございます。

（「調査、何」の声あり）

○農林課長（村山裕次君） 調査測量です。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 場所はどこでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 茶安別でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で、議案第15号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第16号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から12款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第16号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第17号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第17号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第18号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 11ページなのですが、2項1目の介護給付費準備基金繰入金の初任者研修が、これはやめたということなののでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

（「歳入じゃないですよ」の声あり）

（「歳出だよ、最初」の声あり）

（「歳入じゃないの」の声あり）

○委員（深見 迪君） 歳入ですね。失礼しました。歳入だものね。後でまたやります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 今と同じなのですが、初任者研修についてちょっと伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

初任者研修の事業につきましては、平成27年度、28年度の2カ年で初任者研修を実施して人材育成をしたいという事の事業でしたので、29年度については事業が終了したということで、その部分の予算が皆減になっているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第18号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第19号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第20号、簡易水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第20号、簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第21号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第21号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第22号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第22号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎散会の宣告

○委員長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月9日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 3時36分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 菊 地 誠 道

平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成29年3月9日（木曜日） 午前 9時59分 開議

付議事件

- 議案第15号 平成29年度標茶町一般会計予算
- 議案第16号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第17号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第18号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第21号 平成29年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第22号 平成29年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	本多耕平君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	渡邊定之君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君

住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君 (農林課長兼務)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 菊地誠道委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（菊地誠道君） 昨日に引き続き平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

(午前 9時59分開議)

◎議案第15号ないし議案第22号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を一括議題といたします。

議題8案一括して総括質疑を許します。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） それでは、三、四点、総括質疑をさせていただきたいと思います。

内容審議等々であらかじめ聞いておきましたので、ここは簡略にご質問をさせていただきたいと思います。

まず最初、当初予算にかかわってでございますけれども、私、補正予算でも歳入の町税等々につきましてお聞きをいたしました。28年度はまだ確定申告等々ございますが、年度末を控えて、ほぼ見込みとしては算定されているのではないかなと思っておりますが、補正の中では町税が何年ぶりと申しましょうか、私も10億円に達したというのは大変評価できるのは納税者の努力、収納努力もあったと思いますが、そういう点は非常に明るい兆しと申しましょうか、町長も執行方針でその辺は触れられておりました。その辺について歳入の町税のあり方というのをもう少しお聞きしたいと思います。

当然この背景にあるのは、1次産業生産者の方々、酪農畜産業に対する市場経済の上昇に伴って、2次・3次産業への波及効果、これは大だと思って認識はしておりますけれども、町税の占める割合というのは全体予算から8%ということでございますが、何よりも交付税は34%強ということで占める割合は大きいですが、それでも地域経済の町村税の、一種の地域の経済のバロメーターとも言われる税収のあり方というのは非常に注目もされていると思います。

そこで、今年度も、先ほど触れましたが、個人と法人、そしてまた固定資産の収納において、自動車税におきましては、税制改正によって、2年後にそういう消費税アップ

に伴って駆け込み需要が見込まれるのではないかと期待もするところでございます。そして、町民税の収納率につきましては、過去5年間のデータに基づいて若干アップされていると。そこで、町民税、固定資産税、特に固有資産の交付金、これは若干減っております。当初予算ですので、これは100%ではないかと思えます。あわせてたばこ税、入湯税について動きがございますが、そういった見積もり分析等について説明資料には若干概要が載っておりますが、その辺の町税等の見解についてまずお聞きをいたしたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思えます。もし足りないところがありましたら、後でご指摘をお願いしたいと思えます。

委員ご指摘のとおり、町税全般につきましては、平成28年度の2月末現在調定額で10億355万1,000円と、10億円を超えております。まだ徴収額、収入額につきましては9億5,000万円台でございますが、この後も昨年同様の収納率を目指しながら、年度末に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

今年度の町税の調定額は9億9,232万6,000円という当初予算で組んでおりますけれども、この辺につきましても、当初予算でございますので、若干動きが今後出るというふうには予想はしておりますけれども、委員ご指摘のとおり29年度予算についても10億円を臨むところまで来ていると。

私も昨日データをちょっと確認させていただきましたが、持っているデータが平成15年までしかなかったわけなのですけれども、現年度分で10億円を超えているという年度は確認はできませんでした。滞繰を含んでのという部分はありますけれども、滞繰を含まない金額でお話ししなければならないというふうに考えておりますので、10億円を超えているというのは最近のことであると思えます。

平成29年度の予算の関係でございますが、ざっと中身をご説明させていただきたいと思えますけれども、個人町民税につきましては、町内の経済動向や平成28年度の課税状況により推計をしております。所得区分別に見た場合、給与所得、営業所得、農業所得は伸びておりますけれども、その他所得が減となっております。農業所得につきましては、皆様ご存知のとおり、個体販売価格の好調、高価格の維持、それと乳価のアップなどが影響しておりまして、課税標準全体で前年比8.6%の増で、金額では4億9,837万円の増を見込んでいるところでございます。所得区分別の課税標準では給与所得は1億3,818万5,000円、率にして3%の増を見込み、営業所得では3,471万2,000円、26.2%の増、農業所得につきましては3億4,406万8,000円、43.8%の増、その他につきましては

1,859万5,000円の減、7.2%の減ということで見込んでおります。所得増減につきましては、前年比100%、昨日もお答えいたしました、人口増減を98.6%で見込んでおります。

収納率につきましては、訂正させていただきたいのですが、昨日5年間と申し上げましたが、私の勘違いでございまして、10年間の収納率の平均を見ております。今年度につきましては、平成17年度から27年度の平均98.1%と27年度決算の収納率99.07%の小さいほうを選択し、個人町民税の収納率につきましては98.1%というふうに見込んだところでございます。

均等割額につきましては、昨日もお答え申しましたが、28年度の納税義務者数に人口補正率を掛けたものでございまして、28年度納税義務者数が3,855人、これに人口補正率で98.6%を掛け、3,803人に均等割額3,500円を掛けたものでございます。現年度分の町民税の前年度予算、前年度比でございまして、3,264万7,000円で9.3%の増を見込んでおります。

法人税につきましては、均等割では6件で異動がございしますが、若干増減ございしますが、均等割額は7万2,000円の減と見込んだところでございます。税割につきましては、10月末の税割に11月以降の見込み額を加え、これに前年度比90%ということで見込んでおります。その結果、全体で1,447万3,000円、32.8%の増ということで見込ませていただいたところでございます。

固定資産税につきましては、土地につきましては、負担調整ということで、土地については不動産価格といいますか、不動産鑑定の価格が下落しておりますので、若干の下落修正を加えております。建物につきましては、酪農家さんのやっぱり所得の増があったりしまして、畜舎等の建築の増がございまして、建物では1,228万3,000円の増を見込んでおります。償却資産につきましては、法人等も含め、景気がいいといいますか、業績が上がっているということで設備投資がふえてございまして、2,358万9,000円の増ということで見込んでおります。そういった部分を加味した中で、固定資産税については3,566万1,000円の増、8.7%増ということで見込ませていただいております。

国有資産の交付金でございしますが、これにつきましては、営林署の所管財産でマイナスの4,000円、北海道の所管財産で24万9,000円のマイナスで、トータル25万3,000円、マイナス4.8%ということで496万9,000円を見込ませていただいたところでございます。

軽自動車でございしますが、前年度比332万7,000円の増、これは18.0%の増でございしますが、主に四輪乗用車の増加がございまして、前年度比で52台ふえております。全体では4,501台で2,185万4,000円となっております。比較的税額に影響があるのが、先

ほど委員もご指摘がございましたが、税制改正によりまして、13年を経過した軽自動車についての重課の規定が設けられたということで、四輪の自家用乗用で325台、240万7,000円、四輪の貨物自家用で398台で88万4,000円、四輪貨物営業用で8台、2万1,000円が重課により税額がふえたということも原因でございます。

たばこ税につきましては、健康増進法の施行や喫煙場所の縮小、さらに22年度に大幅に税率がアップした影響、それによってたばこ離れがふえまして、禁煙者が増加したということもございまして、消費量は毎年減少傾向にございます。一旦税率の安い旧3級品に消費が伸びたという部分もございましたが、昨年度新たにまた旧3級品の税率の特例が廃止され、4年間で原則に戻るということもございまして、毎年3級品については税額が上がってくるわけなのですけれども、それによって消費が減少しているということでございます。今年度は555万6,000円減、マイナス7.5%の6,873万2,000円を見込ませていただいたということでございます。

入湯税につきましては、当初予算比でマイナス53万2,000円、15.2%の減ということで見込ませていただきました。入湯客数は全体で落ち込んでおりまして、日帰り客につきましてはマイナス3.2%、宿泊客についてはマイナス32%、全体でマイナス8.7%ということで見込ませていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 個々の町民税についてお聞きをいたしました。

そこで、いろいろ人口減に伴って、マイナスになっているものとか、それは理解をしておりますが、何よりも個人と法人税の伸び率が、前は今回10年のデータをもとにして収納率の算定でございましてということで、これは1年後のことになれば明らかになりますが、そこでちょっと細かいことになりましたが、事務報告書には載っておりますが、27年の町民税課税状況では個人町民税の所得総額とか納税義務者、これは27年度は3,843人という結果が出ておりますし、所得総額が94億1,900万円ほどということで計上されております。28年度は先ほども言いましたように、まだ年度末控えて若干の違いは出てくるにしても、もう押さえているのではないかと。この辺につきましては、27年度と28年度の比較からいえば、この総所得額についても非常に大きな要素かと思っておりますので、その辺ちょっとお聞きしたいのと、法人町民税では今回、全体からすれば238法人を、これは1号から9号の全体の法人数でございまして、27年度は233人ということに結果的にはなりましたけれども、これ若干法人もふえているというか、農業法人も踏まえて法人組織というのはふえているのだなと思っておりますし、その法人のふえた要素的なものをど

のように分析されて、この1年間の状況を見ながら、そういったことをちょっと、そういう見解についてもお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 確認だけさせてほしいのですが、町民税……

（「町民税の納税義務者のいわゆる人数と総所得金額、所得金額ですよ。28年度末控えてまだということで先ほど言ったのですが」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 発言するときは。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 失礼しました。

いわゆる27年度における報告書によりますと、個人町民税の納税義務者というのは給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者で3,843人ということで押さえておりました。これは決算も出ております。その中で、総所得金額の94億1,988万3,000円、これは出ておりますが、28年度年末控えて、今、確定申告の時期等々ございますけれども、およそのほうは押さえているのではないかとということで、その辺のことをちょっとお聞きしたのと、法人についても以下同じことをお尋ねしたの。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 所得につきましては、先ほどの予算算定の中でご説明したとおり、今年度の所得についてはまだ確定はしてございませんので、所得増減の補正を前年比100%と見込んだということでございますので、一応28年度の所得をそのまま100%見込ませていただいているということでございます。

法人町民税の法人数につきましては、27年度決算では全体法人で238法人、平成29年度は238法人、平成28年度の当初では237ということで、総体ではさほど変わっているわけではございません。先ほど申しましたが、区分内で増減6件あったということでカウントをしておりますので、法人につきましては、解散法人も新規の法人も数件ございますけれども、余り大きな動きはないものというふうに考えております。

法人町民税の税額のアップといいますか、増収につきましては、昨日も申しましたが、個人所得が伸びているからといって法人所得がストレートにそのまま連動して伸びてくるかといったら、そういう状況ではないということでございます。例えて言いますと、農業所得が伸びているので、農業関連の法人が全て業績がいいかといったら、そうでもないということでございます。建設関係の法人につきましても、ある建設の業種につきましては、大きな伸びを示しているものの別なものについてはマイナスということもございますので、ちょっと私どものほうで法人町民税の税額の大きな理由は何なのだと

うふうになると、法人数の増減では影響はさほどないと。税割でやはり法人としての会社の営業行為で伸びている業種、伸びていない業種が出てきていると。ここ数年で若干伸びてきている部分もございますので、先ほど説明の中で申し上げたように、若干伸びを見込んだといえますか、平成28年度よりは税収が上がってきているということで、90%で見てはいるのですけれども、それでも若干伸びてきているという結果になってきているとしか申し上げられないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） わかりました。

それで、税のあり方というのは、今回は特に注目されているのはこの伸び率の問題が続くことを期待をするところで、税の動きというのは市場経済ですから、なかなかつかみどころがないですが、ここ昨年度からかなり税収アップしていると。これは本当に歳出に向けてのいい傾向、これが続くということは誰しもわからないことではございますが、ただ、こういったことにつきましては、やっぱり納税者の努力もありますし、収納努力等々ございますから、担当課としてもそういう努力の結果、もしくは納税者に対する啓蒙的なこともあったわけだと思っております。そういった面では、引き続きそういう努力というのは、これはどういうことになる、具体的にはどうかということにはちょっとまた後ほどお聞きいたしますが、そこで、釧路管内7町村と根室管内2町村で滞納整理機構ということの組織がございましてね。これは29年度も91万3,000円の計上をしておりますし、この組織体というのは本町でも職員も派遣しておりますし、本来はこれ28年度までの存続ということは私も聞いていたのですが、予算計上されているこの整理滞納機構のあり方というのは、以後どのぐらいまでこれ存続の承認というのはいただいているのか、もしくはその辺のこと、どのような期限的なこともあるのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 滞納整理機構でございますが、滞納整理機構は平成19年4月1日から組織として立ち上がっておりまして、当初は9町村でスタートしております。釧路町、厚岸町、浜中町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、中標津町、羅臼町と本町の9町村で当初スタートしております。平成21年に別海町と標津町の2町を加え、現在の11町村の構成となっております。

職員の派遣につきましては、平成19年度の最初の立ち上げのときに1名、それと25、26、27年度ですか、3年間1名派遣しております。委員ご指摘のように、当初このように余り長い期間の機構としての存続ではなかったようなことではございますが、現在は期

限は一応切らないで各町村、この滞納整理機構は本当に滞納額だけに特化して徴収しておりますので、やはり各町村、困難案件ですとか、悪質な案件、悪質といっても暴力的なものではなくて、納めていただきたいと。幾ら交渉してもそういう土俵に上がってこられない方も中にはおりますので、町村でできることには限りが出てくるわけです。それらに対応するために、より少し強硬な徴収を行うということで滞納整理機構があるわけですから、それに頼る町村も多くございます。その中からやはり存続希望が多くて、今の段階では何年度までという区切りは今切って運営している部分ではございません。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 25年、26年、27年は派遣されていたという実績ございますが、今年度については職員の派遣等々については、各町村では派遣人数等々いろんな、見解は違いますけれども、本町としては引き続き職員の派遣等々についてはどのようにお考えですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） ちょっと資料を今、そのところまで聞かれると思いませんでしたので、持ってきてはございませんが、現在も機構を構成するに際しまして、道からは局長が2年間派遣、それと各町村持ち回りでというか、順番で3年ずつの派遣でございまして。次長職で1名、それと主査職で2名ということで、北海道からの派遣も含め、計4名で組織を構成しているということでございまして。ちょっとローテーションの表を今持ち合わせてございませんので、次いつ本町に当たるかという部分は今お答えできませんけれども、そのときになれば、人事でございまして、そのときは町長のほうから発令があって派遣されていくということにはなろうかと思いますが、何年度に再度標茶町が来るかというのは、ちょっと今ここでお答えできませんので、申しわけございません。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 私はこの派遣、滞納機構の組織というのは本町の各自治体の希望的なこともあるのかなと思ったのですが、今お聞きでは、いわゆる上部団体からのご指名と言っては失礼ですが、そういうことになるのではないかという見解を受けた、そうではなくて、人事異動は4月以降ありますが、だから、そういう予定はございますかということを知ったわけですが、なければいい。そういう予定があるとすれば予定があると、本町としてはどうなのですかという見解をお聞きしたわけです。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 平成29年度、本町からの派遣はございません。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういうことで、本町にとりましては、先ほど課長からご答弁で、これは滞納についてのいわゆる機構であるから、本町にとりましては、一定程度そういうものはクリアされて派遣しないということで受け取ります。

そこで、今までの滞納整理機構の中でいろんなことで構成町村の職員に対する実務研修とか、さらにまた、ノウハウの研修会等やった実績等があると聞いております。しかし、これは行かないとなれば、滞納にかかわらず、これは納税対策、収納対策についてそういったことについての具体的なことは、これから本町独自でそういうものを機構を利用しないで、そういう納税者に対する啓蒙的なことをどういう考えで今後やっていくのかな。なぜお尋ねしますかという、冒頭申し上げましたこの税収が増になっているときというのが自然増になれば、納税者に対するものというのは、景気がよくなれば、そういう意識もあるのですが、それがいつまでも続かないとなれば、そういったことも常に頭に置いて納税対策というのは、単に町の姿勢ではなくて、そういったことも1つ課題となってくるのではないかと、いわゆる整理機構の派遣をしないという中においては、そういったことに担当課並びにそういうことについてどのように考えていくのかなということをお伺いしたい。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） ちょっと誤解を招いたかと思うのですが、平成29年度本町からの派遣職員としてはないということでございます。先ほども申し上げましたが、一応機構への派遣のローテーションといいますか、各町村から職員を出す順番は決まっておりますので、その年度になれば本町からも職員は出ていかざるを得ないということでございます。ですから、平成29年度機構への職員の派遣はないということでございます。ただし、機構へは標茶町も加盟しておりますので、本町からは今年度12件の滞納者について徴収をお願いしたいということで引き継いでおります。それですから機構への負担金も生じているということでご理解いただきたいと思います。

我々も人事異動がありまして新しく職員が配置されるわけですから、その徴収ノウハウというのは来てすぐできるものではございません。過去に派遣された職員が持って帰ってきたノウハウや過去に道との短期併任で北海道から職員も一度来たりなんかして、それらの職員から徴収ノウハウを伝授してもらいながら、私どものほうも独自に町の職員として預金の差し押さえ、給与の差し押さえ、搜索等もやっております。差し押さえた財産につきましては、インターネットを利用したネット公売等もやるということをして最近はやっております。過去においては、こういうことがなかなか町村単位ではできな

かったということもございますので、この滞納整理機構のやはり存在している意義というのは大変大きなものがあると思います。今後もこの滞納整理機構と連携しながら徴収ノウハウを吸収し、または町民に対する納税意識の高揚と申しますか、そういうものをお願いしながら、多くの方に滞納がないようお願いして納めていただくというように努力はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そこで、滞納整理機構の中で道の職員が一時来て、そういった指導的なこともやっておられるのは、私も当時のことをわかっております。その当時、臨職の人を雇用されて、町内の税収対策に当たって促進されていたと。これはいろいろ事情あって、当時のことはあったのですが、それはないにこしたことはないでしょうし、やはり納税者にとりましては、やむを得き事情等いろいろありますから、それは時代が変わってもいろんな事情の方を抱えております。

そこで、私は、そういうことを例えば原課の事務職、事務方がみずから、定期的ではないにしても、そういう顔を合わせながら事情を聞きながらやるということは、景気よくなった、増収になった、10億円になったではなくて、そういう日ごろからのコミュニケーションということをやったりしていくことが住民に対する納税率のアップ、いろいろなことがつながってくるのではないかと。現にその当時を思い出しますと、あるお年寄りのお母さんから何やかんやから、役場さんから来ていただいて、そして事情を話して本当によかったですと、そういう思いはここ数年ないとは思いますが、やはり担当課としても実務のみならずそういったことを励行するような形をぜひ続けてほしいなど、こう思うところですが、税収対策とあわせてそういった啓蒙的なことを念頭に置いてほしいと思いますが、見解はいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 今お話がございました、昔、平成23年度で廃止いたしました、本町に徴収員制度ということで退職者の方を臨時採用し、昭和59年からおよそ30年間続けてきたということでしたが、納税環境が変化してきたということと、徴収職員の、一応臨時採用でございますので、65歳に達して更新する方がなかなか確保できなくなってきたということもございます。それとやはり納付対策の中で自主納付ということをおもひのほうも納税者の方をお願いをしてきておまして、臨戸に行かなくても納めていただけるような土壌もできてきたということで、これを平成23年度で廃止したという経過がございます。現在においては、職員がやっている納税相談でございますけれども、これは平成27年度の決算報告にも出ておりますけれども、電話での相談、

年間382件、来庁による相談は213件、臨戸といえますか、直接納税者の方のお宅に伺って納税相談をしている件数が336件ございます。徴収員制度をやめたからといって職員が何も対応していないわけではなくて、ある程度この数字というのは例年同じぐらいの数字ですけれども、やはり直接伺って状況等を伺いながらお話ししなければならない方もございますし、納税者の方によっては車両を有していない方等もおりますので、全部排除するのではなく、状況によって我々のほうも、柔軟といえますか、臨機応変に対応はしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういう思いは常に納税、税金ですから、そういうことがなければいいですが、そういうことを念頭に置きながら、ぜひやっていただければと思います。

先ほど課長の答弁でも、自主納付の促進についても大分変わってきたのだと。私もコンビニエンスストアでの納入というのは、これはもう目に見えるぐらい、特に若いご夫婦で共稼ぎの方々、なかなかこちらに来られない、そういう点では利用度というのは確実にアップしていると、こう思います。町のほうで負担してでもその分は税アップになっているのではないかと。その辺のことは効果は出ているということは評価をするところでございます。ですから、そういった面を含めて、納税のあり方等々引き続き大いにPRしながら、そしてまた、そういう研修、そして学習等々についてぜひやっていただきたいなと思うところでございます。これは答弁要りません。

それで、次、歳出の事業費について移らせていただきます。

ちょっと昨日も、事前に言わなかった私が悪かったかもしれませんが、連携についてということで、予算的には金額的にはそうないわけでありましてけれども、この酪農学園との連携というのは、これは実は総合計画に載っていたのですね、第4次総合計画。その中で23年、これは第4期総合計画、10年間ですから、これ23年から32年の総合計画ですから、当然立ち上げた時点の3年間というのは、事業的なことは載っておりませんでした。でも、協力金として今回予算が出ておりましたから、3年間の中でそういった事業のあり方をどうするのだなということをちょっとこのタイミングでお聞きしたのは、当時の事業の連携、これ報道等も出ておりましたから、かなり先駆的にやろうという思いで受けとめたところです。加えて、本町、農業用地というのは膨大ですし、また、林地もそうでございますし、そういった面の活用するのだなと、これは何年かけてもやっておくべきでないのかなという思いで、この時期にもうそろそろどういう事業をやるのだなという思いで内容審議でお聞きしたところでございますし、3年間は事業的なこと

はございませんでしたけれども、酪農学園大学連携事業、農業部門では実施計画で載っておりますけれども、実質的には事業としてはなかったと。

今後いろんな意味で時代が変わって変化しております。町長も第4次革命だと言っておりますし、まさに先日、後藤委員からの質問の中でも熊対策でドローンを活用するというのを提案なされて、それを取り入れるという、こういう時代に来たのだなど、そういうタイミングでこういう大学等々と連携しながら、いかにどうするかなということ是非常に興味が出てくる。まさに取り組んでいくべきでないかなと思ってお聞きしたわけですが、その辺について改めて、そういう思いをどの辺で事業、どういうものを起こすかということで、それと、それは前の協議会ですから、何かそういうような話し合いというのは持たれているのか、持たれたとすれば、本町でも参加しながら、どういう提言をしたとか、提言を受けたとか、事例があったとか、そういったことを含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

ご指摘の酪農学園大学と町、農業協同組合、標高の協定につきましては、平成23年4月13日に協定締結されております。

中身につきましては、専門知識、技術を有する酪農学園大学と連携しまして、情報や技術の提供が期待できる、また、本町を大学の学習フィールドとして活用することによって、施策の展開と標茶高校における学習環境の向上が図れるということを目的として事業の締結をしております。

これまで取り組んできた事業内容というのがありまして、まず大まかに3点ほど大きな事業の目的がございます。1点目につきましては、エゾシカに関する調査研究に、2点目につきましては、酪農振興と環境保全に関する共同研究、3点目が酪農技術改善・開発研究への共同研究というふうになっております。

これをもとに過去に、平成23年度より種々の取り組みが行われてきております。平成23年にはスラリーの利活用に係る課題研修会の開催をしております。また、同年、エゾシカ有効活用フォーラムを開催しております。この主催については町、酪農学園大学で主催しております。平成24年には、農協より圃場管理におけるGIS技術の活用に関する研究ということを酪農学園大学が受託しております。また、同年、バイオガス利活用研修会を開催しております。主催については標茶町エコヴィレッジ推進協議会となっております。平成25年には、本町において酪農公開講座の開催をしております。この主催につきましては、酪農学園大学になっております。平成26年には、酪農研修会等を開催

しております。主催は酪農振興会連合会でございます。平成27年には乳質改善研修会を開催しております。この主催につきましては、JA、町の共催でございます。また、同年、酪農学園大学において農学ゼミナールの移動学習を開催しております。これは江別市にある酪農学園大学に出向いて移動研修をしております。このときには、今後の酪農情勢の展望ということで、酪農学園大学の先生に講義をしていただいております。平成28年にはこれも酪農学園大学において、農学ゼミナールの移動学習をしております。これにつきましては、酪農学園大学の実習施設の視察、見学を行っているところです。

いずれにおきましても、酪農学園大学から情報等を提供していただき、また、講師の派遣もしていただいております。今後は、酪農学園大学も他の自治体との協定を多数結んでおるという関係から、なかなか忙しくて思うような動きがとれないということを報告受けております。今までは何度か現地に足を運んでいただいて現地調査等していただいたのですが、今後はその回数も減る可能性もございます。今後は、個別案件ごとの協議を続けながら何をテーマに活動していくかということをお互いに検討していく方向で、今、取り進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 実績的には事業的なことの協議ですとか、本町で取り入れる業務は何ですとか、例えば事例としては農協からの依頼でGISの圃場整備等をやっているとか等々ございまして、もちろんハード的な面はこれからなのでしょうけれども、加えて酪農学園大学のほうでも、かなりの大学、町村との連携でなかなか時間的なことがなくなってきつつあるという、今、報告をされております。

今後は、この協議会そのものは参加することに意義ありというのは、私も十分理解をします。例えば人工知能という、いわゆるドローンですとか、そういったものの活用というのは、先ほど狩猟団体のほうからの言葉もちょっと引用させていただきましたけれども、これ独自で例えば農用地、林業地に対するものを具体的に、もうそういう時期に来ているということなのですよ、実際は。

例えば十勝地方では農地も人工ロボットを飛ばして面積を把握したり、被害状況等々どうであるかと、全部データで即時に出ている。この実例というのは、どんどんどんどん来ているなど。そういう時代は、私どもは本当に小さいころは鉄腕アトムの時代でしたから、そういう時代来るのかなと思っていたのですけれども、確実にそういう、第4次産業革命と町長も先ほどから言っておりますけれども、述べておりましたし、これはまさに事業費ですから、それは予算措置も必要でしょう。それを取り組むのにどうするかこうするかでなくて何をすべきかということは、もうそこに来ているということは

事実ですから、こういった例えばエゾシカの農業、林業対策についても、そういったものの活用されたら、もっともっと効果が出てきて産業振興に役立つのではないかと。その辺の事業の予定というのは単独で考えている時期、そういうことを報告、説明を受けながら感じ取ったのですが、その辺はどう思いますか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今後の取り組みの考え方ということでありますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

経過等については、今、担当課長のほうからお答えをいたしたとおりであります。今後、農業を取り巻く環境の中で何が問題になっていくのか、また、その中で酪農学園が得意とするものがどこであるのか等々は、やはり私どももある程度見きわめていかなければいけないと思っておりますし、当時と環境がかなり違いましたのは、当時はやはり酪農学園が積極的にフィールドに出ているという学校の考え方がありまして、酪農学園の中で研究されている部分というのが私どもにとって非常に必要なものだとということで、酪農学園という形でさせていただいておりますけれども、その後、北大さん、帯広畜産大学、いわゆる農業関係で言いますと、こういった大学も今はやはりフィールドにどんどん出て行って現状を把握した中で、大学という考え方にされてきております。委員がただいまご提案になりました当然AIの問題等々については、これからの非常に大きなファクターだと思っておりますし、それが実際に酪農学園が得意なものなのか、例えばほかの大学等が得意のものなのか等々についてはこれから関係者の皆さんと、また、道には何より試験場普及センターという、そういう組織がありまして、そこでのノウハウ等々も踏まえて、どういった情報技術をいただければ本町によってプラスになるかというのは考えてまいりたいと思っておりますけれども、当初、エゾシカ関係で当時、酪農学園が非常に先駆的に取り組んでいられたということで、エゾシカ関係で非常にご指導をいただいたということがあります。その延長の中で釧路湿原内のエゾシカの管理状況等々ということも継続的にやっておられまして、それについてもまだ結論が出たわけではございませんし、継続的に取り組まなければいけないという問題、それからバイオガスについても当時酪農学園が一番先駆的に取り組んでおられたということであって、本町がバイオガスに取り組む場合にそういったノウハウも提供いただきたいという思いで、この協定を結んできたわけでありまして、

これから具体的に何をということでありまして、今までの積み重ねの中から今日的に必要とされるもの等々については、一緒にやっております農協さん、それから標茶高校さんとも連携をとりながら、酪農学園のほうから何を私どもが提供していただくのか等

々も踏まえて検討してまいりたいというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひこういう時代の中で、IT業界、そして人工知能等どんどん進んでいく。もちろんその使い方、活用によってはそういう評価がどうもいかなかなというの最近話題になってきております。人間がロボットを使う時代、ロボットから使われる時代というのは現実感というのはまだ受けとめにくいところですが、過疎地における無人自動車の発展ですとか、革命的に発展をしていくのだらうと推測いたします。ただ、私どもの住んでいる地域の膨大な標茶町におきましては、まずは何からやるかなということにすれば、やはり1次産業の酪農、そしてまた膨大な林業地を控えて町有林や民有林、こういった活用をすることが地域の経済につながる、そこにそういった人工知能を活用する、これはぜひ検討されてイニシアチブを握っていただきたいなと思っておりますので、よろしく頼みます。

それでは次、お伺いします。

昨日の、これは町営住宅につきまして若干お伺いいたします。川上団地は改善事業ということで、お聞きしましたら2カ月をもって事業の中身を改善していくのだと。主に洋室から和室に行きながら、そういうお年寄りが住みやすいような形に持っていくというのが主旨もあるでしょうから、そういった中で大分、川上団地につきましては、初めて改善事業に取り組むということで、2カ月間の工期を経て随時やっていくということはお聞きいたしました。

そこで、既存の住まわれている方には、あらかじめそういう事業があつて、そして、こういうことですよという周知は、通知はしているということも聞いておりますが、1点お聞きしたいのは、この2カ月間の中で1度引っ越し、移る、そういった中で、この改善事業を完了した状態では、これは優先的に入れるということの規則、規定というのがあるのかどうかちょっと私も条例を見ていたのですが、なかなかそういった点の優先度ですとか選定委員会とかいろいろ載っておりますが、やっぱり今回の改善住宅に伴って一時引っ越しされた方がまた戻られるというか、住みたいというか、これは優先度というのは規則上あるのですか。それとも、これは特例としてはあるのか、そういった事例的なものがちょっと見当たらなかったものですから、そういう人たちに対する対応というのですか、その辺はどのような形になるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

平成29年度から町内にあります3階建て公住の大規模修繕ということで事業を展開していく予定であります。

その中で、ことしにつきましてはKの1号棟から始まることとなりますけれども、入居者の優先入居といいますか、現在の入っている方たちの要望を聞きながら、内容的には1度仮移転をしてもらって、またそこに戻るというのを基本に考えて入居者には説明しておりまして、その中でもこの際ですから違うところに引っ越したいとか、中には、3階に住んでいるのですが、足腰も弱くなってきたのでできれば1階に入居がえをしたいのだという方もおりますので、いろいろな入居者に対してできる限り意見を聞きながら対応したいと考えておりまして、優先的には現在入っている方が仮移転をして戻るといったのが基本になっております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういうことで、例えばこれは多分お話しされていると思うのですが、お聞きいたしますのは、月額の家賃については、この改善住宅というのは従前と同額なのかということと、もう一点は建てかえですとか、そういうことにつきましては、敷金的なことが当然納付の義務にもなっております。こういう改善の場合は、2カ月置いてそういうことに、希望者に入居していただく場合に、この辺はどのように決められているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） まず、1点目の家賃の関係でございます。

今回の場合は修繕をして入り直すという事業内容になっておりまして、公営住宅の家賃の決定につきましては、公営住宅法第16条第1項によって算出してあります。また、公営住宅法の施行令第2条第2項の算定基礎額となりますので、それによって算定することになっております。今回の3階建て公住の家賃でありますけれども、算定基礎となるものの中に、今回の場合については、既存のものを違うものに変えてという修繕でございませぬので、壁をきれいにするとか、中にあります風呂にしても、機能的には一切変わらないということございまして、釧路振興局にも確認はしてございますけれども、家賃の変更はできないということとなっておりますので、家賃については現在入居している家賃となるものと考えております。

関係して、敷金の話だったのですけれども、敷金というのは家賃をもとに算定して一時預かりをしているものでありまして、出て、仮住居に行って、また戻ってくる場合については、敷金もそのまま変わらずということになっております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君）　そういうことで、ぜひ入居者に対するお金がかかることでありますから、周知をしていただいて、速やかにこういう入居をしていただくと。これは改善事業の今回初めて取り組む中での措置かなと思ってお聞きをしたところでございます。

本町には、例えば虹別などは木を使った本当にユニークな建物もありますし、川上公住につきましては、景観上のことですばらしいなということで、国土交通省から何かそういうものがあつたかなと、当時。今回は桜町は建てかえと。塘路、そして磯分内等々しっかりとした公営住宅、もちろん家賃等々につきましては、民間とのバランスを考えながらやっております。まさにそういった住宅については喜んで住むというのはおかしいですけれども、家賃が伴うわけですから、そういった環境整備というのは引き続きぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう一点関連するといいますか、旧高校住宅の改修工事、この3月に終わりました、2棟ばかり改修工事が終了すると。この改修、旧高校住宅というのはまた違った意味で提供されるのかなと。この辺のことについて終わった後の対応というか、これは町の工事でやっておりますから、その対応についてちょっとお聞きをいたしたい。

○委員長（菊地誠道君）　管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）　お答えしたいと思います。

常盤町の国道の交差点の脇にあります古い高校の住宅につきましては、今回、先ほどもありました公営住宅の仮移転先として町のほうで取得をしております。その移転先について移転される方の便宜を図るために新しく、とても、三十数年たっている住宅なものですから、改修等をして環境のいい状態で移転してもらうという計画で、今月中に完成する予定であります。

○委員長（菊地誠道君）　平川君。

○委員（平川昌昭君）　旧標茶高校の住宅についてはそういう目的で一時的に使っていただくという改修なので、軽度なものかなと解釈しておりますし、今後もそういう点については多分計画なさっているのかなと思いますが、移転先という一つの目的を持って、そこを改修して本町で取り組む。そういうことで理解してよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君）　管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）　お答えしたいと思います。

今回の3階建ての大規模改修につきましては、川上町及び桜町の3階建て14棟の部分の改修を予定しております。長年、十何年も入るといふことで、今回14年間使ってもらえる不便をかけないような内容の改修で考えておまして、この仮移転先終了後につきましては、住宅の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 住宅整備等について、ぜひそういった環境整備等含めて取り組んでいただければと思います。

それでは次に、内容質疑で質問いたしませんでしたけれども、これはこの時期にお尋ねしておきたいと思いますが、標茶高校の教育振興会の補助事業というのは、これは毎年事業としては計上しておりますし、振興会のほうでは特にこれを使うあれを使うではないと思います。ただ、今までの質問等々のやりとりで、やっぱり入学者、入学された方に対していろんな相談を受ける形で振興会も役に立っていかうということも言われておりました。今回、入試状況、昨日ですか、標茶公立高校の入学試験が吹雪の中、子供さんたちが一生懸命になっている報道、テレビ等も映っておりましたけれども、標茶町では今回、地元のお子さんたちも70人ほど受験なさったのではないかとということもありますし、また、町外からもそういう方が、そういうお子さんが標茶高校の総合学科を目指してこられる。本当にたくさん来ていただきたいという思いがありますが、教育振興会におきましては、そういった相談窓口的なことを教育委員会を通しながらどんな話をしているのかなど。例えば一時、2間口から3間口となったときに、町長もそういった努力されて、28年度まではどうだとか、そういう思いは聞いておりましたから、そういう努力は大変地元の高校生、そして親御さんにとってもありがたいことだと思うところですが、ただ、この振興会の役目というのは余り町から500万円計上しているから何やれこれではないと思いますけれども、やっぱりそのネックになる窓口として、入学されるお子さんたちの、例えば寮なんかの問題もございますね。そういった点含めて教育委員会でどう捉えているか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えをしたいと思います。

まず、この標茶高等学校教育振興会助成金500万円、毎年、町のほうから教育委員会のほうで補助をしておりますが、主な事業としましては、まず1つが生徒募集推進事業ということで、高校の学校のパンフレットを作成いたしまして、そのパンフレットを中学校の訪問時に配付しながら学校のPRをしていると。もう一点が遠隔者の寮の補助ということで、標茶高校の寮に入所している方への補助ということで、そういった事業もやっております。あとそのほか、特色ある教育活動の推進事業ということで自然環境サミットへの生徒の派遣とか、あるいは酪農後継者の研修の派遣とか、そういった事業もございます。また、町事業への参加、地域連携事業ということでは、近年、東北の被災地のボランティアの高校生の派遣事業、そういったところにも助成をしています。ま

た、あと体育・文化、農業クラブの補助事業ということで、生徒が全道大会に出場した際の補助、そういった部分でこの振興会の助成金が活用されている、そういった状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そうような実績評価というのは、私どもも、教育環境の充実観点から大いに活用していただきたいという思いは私ならずとも思うところだと思います。

1点、例えば今、寮の生徒さんに対する補助ということをお聞きいたしました、公立学校における町外から来られたお子さんが寮に入って食事等々なさる。土日の食事というのは公立学校ですから、今つくられる方は、そういう職にいる方は土日も継続してやっているということですか。その辺はどうなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今、いわゆる寮母といいますが、食事を提供している方が専門でいるのかなというふうには理解をしておりますが、その食事の提供の部分につきましては、休みの日については提供されていないかなというふうに私も理解はしております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 私は、この振興会のいろんな500万円を手だてとして有効活用というのは本当に理解しますし、ただ、シビアに考えたら、せっかく町外から来られたお子さんが寮に入って生活して土日は我慢しろと、これは自前でどうぞというのと、この対策というのは実は、やっぱりお金かかるわけですから、当然外に出て食事する。お店屋さんも常盤町なくなりましたから、そういうお聞きしますと、たくさんの方、生徒さん来たよと、当時は。今はもうそこの方やめましたから、なかなかそういう縁がなくなったと。ただ、寮生について、やっぱり何とかしてあげられないのかという思いは、喜びますからね。せっかく、時には東京から来られたとか長野から来られたとか、そういう実例がございますし、そのお子さんたちはやっぱりそういった食事面を安心してできるという体制は教育委員会としてどうこうではなくて、総合学科の振興会でどうこうではなくて、何とかそうやってすることが、波及効果というのはやっぱり出てくると思うのですよ。その辺をぜひ前向きにどうすべきかという、私は何とかしてあげる、そういうものと同時に、これは公務員というか、公設だから、いわゆる公立だからもう土日は休みでできないのだと。でも、寮生の方は実際にいるわけです、お子さんは。そういう点どうですか。もう少し前向きに提言なさるとか、取り組むとか、そういう点、どうい

う見解をお持ちですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 経過を含めましてお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、教育振興会、標茶高校が総合学科に移行した段階で設置をしたところでもあります。教育振興会は高校はもちろんですが、行政それから学校関係者、それから町内の経済団体の方も入っての組織となっています。町からはそれらの支援、活動支援をしていくということで500万円の支援をしていますが、もう一つは文化体育費も含めて高校さんの生徒のご負担の部分も含めて総体的な運営を行っているところでもあります。

今、寮費の関係が出ましたが、これもこれまでの議論の中で町外から、もしくは町内の中で遠隔地から来る生徒の負担軽減ということが学校内でも求められている部分がありまして、それらを教育振興会の中で議論しながら、その手だてをしてきたということでもあります。そういう部分では、今後も趣旨として生徒の確保をしていくという部分が大きな柱となっていますので、それは学校の魅力を増幅していくということも必要でしょうし、それらの環境を整えていくということも1つでありましょう。その中で、今、委員ご指摘の部分等がありましたら、教育振興会の中または学校とも協議しながら進めていく内容だというふうに思いますので、それらの協議というのは引き続き進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、そういった寮生の方ばかりではないと思いますけれども、列車を利用してこられる生徒さん、子供さん、また遠くからバスに乗ってくるお子さん、そういうバランスも考えなければなりませんけれども、何よりも寮があるという存在はこれ大変魅力があるところで、そういった中で、今、副長がぜひ前向きにということでございますので、そういう魅力ある標茶高校総合学科と同時に、寮に対してもこういうのをやっていますよと、その辺のPRも大事かと思えます。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、私も昨日、屠畜場加工センターにつきまして、基本計画についてお聞きいたしました。ちょっと委員長からとめられて総括になったわけですが、ここで簡単にお聞きします。大分、内容質疑ではお聞きいたしましたので、私どもが説明を受けていたのは、12月8日にそのことを受けておりましたから、その後数カ月たって、事業計画、これは当初予算ですから3,300万円、内容もお聞きしました。

そこで、これまでの経過を、この本会議で改めて示していただくと同時に、今、推進

室ではどういうことをやろうとしているのかと、それもちょっと聞き漏らしたので、そこあわせて2つ聞いて、この加工センターにつきましては、その程度におさめておきたいと思いますので、答えをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

経過等についての質問だと思いますが、昨年の第4回定例会までの経過については、今、委員ご案内のとおり、本会議、全員協議会等々でご説明をさせていただいておりますが、それ以降の経過についてを中心にご説明させていただきます。

ご案内のとおり、昨年までは中茶安別を候補地としてそこに進めるということでやってきておりましたが、その地については、そこでの建設を断念せざるを得ないという状況になり、その後、新たなスキームを維持するために、新たな候補地を選定する、その作業、それから、その絞り込みをしているという状況を説明させていただきました。その絞り込みにつきましては、JA組合長会を中心に整備検討委員会として虹別川水系に絞り込みをしたところございまして、そこに関係する関係者との協議に向けて事業推進室としても関係する北海道漁業協同連合会、通称「ぎょれん」という組織、あとは根室振興局、そのほか関係する行政、自治体、JA等々の事前調整、情報交換、それからどのような協議を持っていくべきかとか、そういうような事務を進めてきているところであります。

その中で、ことしに入り1月に根室管内の漁協組合長会が開催されるという中で、専務、参事も出席する会議だったのですが、その場で正式に議題として取り上げていただけるという状況になりまして、その席に整備検討委員会として出向き、この経過、この計画の説明をし、協議の場を持っていただいた状況です。

その協議結果といたしましては、関係する漁組、8漁協なのですが、全組合長さんが出席をしておりまして、総体的に全組合長からは我々も反対するという意見でありました。個別意見の中には、厚岸で反対されたという経過も知っておりますし、我々も同じく反対するという意見、それから今まで環境保全対策、それから河川流域の保全等々上流域のものとして進めてきているのだらうけれども、まだまだ不十分、今の河川環境は最悪だというような意見もあったり、近年のサケ・マス不良の状況もあり、余計なものをつくってほしくないというような意見もありました。

ただ、その中でも、先方からは同じく食料を生産する者、供給する者、1次産業を振興していくという立場もわかるので、我々としても協力できることはするということで、さらなる安心材料的なもの、そういうものは意見として、その1月の協議、第1回

の協議だったのですが、全てが説明でお互い説明できているかと、我々もわかっているかということ、そうでもないだろうというご意見もいただきながら、1回目の協議は終わっているところです。現在は、上流域として食肉加工センターをつくる側の者として、環境保全含めてどのようにさらにやるべきなのか、今までやってきた検証も含めてどんなことが提案できるのか、それらを取りまとめしているところです。関係する行政、それからJAも複数になりますので、それらを集約しながら次の協議を持ちたいという状況であります。昨日の予算委員会の中での説明と重複するところもありますが、現段階ではそういう状況で、建設候補地が決め切れておりません。今後も同意に向けた協議を進めていくことになっていきますけれども、一日も早い候補地を決める、その作業に入っておりますし、とは言いながらも、相手もあることとございます。そこのところはぜひご理解いただきたいと思っております。

また、一方では、議会を初め町民の方々からも、時間がかかり過ぎているという中で、不満だとか不安等のご意見、何とか早くつくれないのかというご意見もいただいているのはご案内のとおりでありますし、一日も早く進めたいということで、事業推進室としては先ほども申し上げたとおり、関係機関との事前調整、それからあわせてこの候補地が決まれば次の事務にすぐ入っていくというところで、事業計画の策定業務、精査、数値の精査等々も含めて作業を進めております。

このような状況下で大きな壁があるのも事実です。その壁を越えなければなかなか先に進めないという実態があるのですが、新年度予算にはそういうことで基本設計費として、壁さえ乗り越えればすぐ着手したいという気持ちも持っているところでありますので、計上させていただいたところです。

昨日の説明で若干不足していたところがありますけれども、基本設計に進む際には、庁内の横断的な連携はもちろんのこと、このスキーム上、技術的な設備、それから運営にかかわるホクレン、北海道畜産公社の部分が主体となりますので、それらの組織との技術、ノウハウ等々の連携を図ることは今後も進めていく考えであります。

いずれにしましても、このプロジェクトが根釧一円で行政含めてJA団体含めて進める事業とございます。本町だけで勝手に進めていくというわけにはいかない状況でありますし、この間、事あるごとに情報、伝達、意見交換、意見集約等々進めながら、今後につきましても、その部分は欠かせないこととございます。それらだけでも相当な時間、労力が必要なことはという背景があることはぜひご理解いただきながら、今後もそういうことで進めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今、推進室長、いろいろ思いを込めて語られた、説明したということは評価したいと思いますし、また同時に、住民の方、我々も一様でやっぱり情報いただきたい。その情報をいただきながら、相手があるし、なかなか即々とはいかない。じれったいなと思いつつも一歩一歩前進していく、これしかない。それは私もわかるところでございます。ぜひ、一歩でも前進した暁には情報交換、情報提供等々していただくようお願いをしまして終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 何点かご質問をしたいというふうに思いますが、地方交通対策費の中で予算が出ておりますが、あわせて町長の町政執行方針の中で、「市街地循環バスの試験運行の検討をしてみたい」という方針が示されました。このことは、当時十何年前になりますか、駅のところにエレベーターつきの跨線橋をつけるという議論があったときに、住民の設置反対の方々から、要らないと。だけれども、市街地に足の不自由の方やお年寄りに対しての循環バスを試行していただきたい、そのほうが費用対効果も含めていいのではないかという反対者からのご発言もありまして、私自身もエレベーターつきには反対しながら同感に思っておりましたが、何か最近の本町の状況を見ましたら、空き店舗がふえてきているとか、それからお年寄りの方々が非常に多くなってきているという点々を含めると、町長の施政方針に対して、ようやく検討していただけるのかなという思いがいたしておりましたが、検討するというので、これをいつごろまでにはっきりとした結論と申しますか、そういうのが出されるのかをまず伺っておきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 市街地循環バスについてお答えしたいと思います。

市街地循環バスの試験運行につきましては、前段に保健福祉課、ふれあい交流センター等の職員によります交通弱者と言われます高齢者ですとか、障害者の方々からアンケート調査を1回実施しておりまして、それをもとに昨年4月以降、関係課が集まりまして、どうやって対応していこうかということで会議を行いまして、まずどういう交通があるかというのを把握して、どの方法が対応可能かということで、実際に考え、また内容について交通弱者であります、今回につきましては老人クラブ等の団体の方々から提案をしながら意見を聴取してきております。その中で、まず町内の皆さんの困っている部分につきましては、町立病院への通院ですとか、中には釧路市への通院という意見もあったのですけれども、まず町内でできることということで町立病院の通院について考

えると。それから、市街地の人もそうなのですが、買い物は今困っているのだと。川東側については空き店舗がふえてきて、買い物するところも少ないという形で、市街地の循環をするようなバスがあれば大変助かるのだという意見を聞いております。

そういう意見をもとに何ができるかと。すぐできるものについては、今あります町有路線バスで何ができるのだろうかということで考えまして、実際今回は、今、考えだけであるのですけれども、高齢者等であれば、病院に来る、買い物に来るにいたしましても、朝の早い時間ではなくて、現在週1回、9時以降、10時以降に走っているバスもありますので、そういったものの利用しやすいような方法に変えていくという方法、もう一便ふやすという方法も考えております。また、中でもう実際にすぐ皆さんが喜んでもらえるような交通としては、路線バスとも連携した市街地の循環バスがいいのかなということで、予算のヒアリングのときにも、町長ヒアリングのときですけれども、そういう話を説明して理事者のほうも納得していただいたということで、今回、試験運行をするということでもあります。

そして、どういった方たちから意見を聞いたかといいますと、町内に老人クラブ12団体があるのですけれども、例会をやっていないというところが1団体ありましたので、まず去年の7月から10月いっぱいにかかまして、11団体の老人クラブの皆さん、それから老人クラブのない地域でたくさん人の集まる行事があったので、そのときに聞いております。総勢143名の方たちから聞き取りを行っております。その内容をかいつまんでお知らせしたいと思いますけれども、中には自宅前でとまってほしいと。交通弱者ですから、車もありませんしということで、そういった意見ですとか、自分の足で買い物に行きたいのだと、そういう欲求のある方たちも多くおります。そういったものを考えながら、今後、試験運行を進めていきたいと思っております。

また、その進める中にも障害となるものが生じてきます。既設の交通機関でありますハイヤー、タクシー関係ですとか、町内市街地は阿寒バスも走っておりますので、そういったものの連携ですとか、陸運局のほうの承認というものがなければ運行もできないという形でございますので、そういったものをクリアしながら、できるだけ早く進めていきたいと考えておりまして、やるには補正予算も必要なものですから、予算も必要になってきますので、そういった時期も考慮しながら、まとまった時点で議会のほうにも報告、相談をさせていただくことになると思っておりますので、また、町内の地域会、振興会、老人クラブ等についても、この結果につきましては、今月中になるべく報告を文書とする予定でおりますので、その中で皆さんの意見をもう一度聞くということで考えておりますので、時期的なものについては年内にできるだけ早い時期でやるということでご理

解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） いろいろ詳しくご説明をいただきまして、中身につきましてはわかりましたが、このことは本当に交通弱者と言われる方々が望んでいたことでもありますし、時期を年内にとということもありましたので、ぜひ早急な検討していただいて、実施に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、農業振興対策とあわせて、あと子育て支援と両方に絡めてご質問したいというふうに思いますが、実はTACS（タックス）という研修施設ができました。そこで家族持ちの研修生はおられますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 基本夫婦ですので、家族持ちということで、お子さんのいるご家族もおります。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのとおりで、お子さんをお持ちの研修生が研修を受けているということを伺っておりましたけれども、実はあそこの、御卒別地域ですよ。あそこで子育てといいますが、保育に関して、きのう内容審議で早朝保育について、どこで実施をしているのか、何時からだというご質問をいたしましたけれども、研修生が小さなお子さんを抱えていて、そのお子さんの、搾乳時間、特に早朝も含めて搾乳時間にどうしても子供さんがいるがために、どちらかが見なければならないというような状態があるというふうに伺っておりますが、そういう実態はご承知でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

実態としてはあるというふうに聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それで特別といいますが、特殊扱い、町長すぐ首かしげるのですけれども、早朝保育、ご近所、農家地帯ですから、それぞれの農家の方々にお問い合わせということも可能かなと、保育、お子さんの保育をお願いをするということも可能かなというふうに思うのですが、特別な扱いとして、早朝保育を園に通わせるのではなくて、自宅保育という形でこれは町独自の考え方としてできないのかなというふうに正直思うのですけれども、その辺の取り組みはいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

新規就農の関係で、そういうことが出てきているということのお話は伺っております。それで沼幌地区の保育所の子供の数が若干ふえてきている要因もあるのかなと思っておりますが、その際にいろいろ農林課のほうからも、どんな手だてがあるのかな、現状の中でどういう手だてがあるのかなという問い合わせもありましたので、まず1つご説明しているのが、社会福祉協議会で実施しているファミリーサポートの制度のご紹介をしています。それについては、時間はサービスを提供する方と実際に使う方の調整が整えば早朝であっても可能かなと思っておりますので、そういう形が一番その方の自宅でお子さんを例えば搾乳の時間見ることは可能だと思いますので、そういう形が一番可能かなと思っております。

それからもう一つは、研修施設の企業の中に企業内の保育所をつくることも今可能になっていきますので、そういうことの資料についても農林課を通じて差し上げていきますので、現状では一番そういう形で現在あるシステムを活用していただくのが一番現実的かなということで、そういう対応をしていただければいいかなと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 企業内保育についても承知をしておりますが、企業がつくる。だから、時間についても自由に開設時間を、保育開設時間を自由に決められるということも承知をしております。それから、ファミリーサポート、まーぶるですね、についても調整をしておりますが、いずれにしても本町の基幹産業である酪農振興のためにも、子育て支援の一つとしてやっぱりこういうことにも配慮をしていくべきではないかなというふうに感じていたものですから、できればぜひTACSの構成会社、それぞれの出資会社、出資されている事業体と、さらにはファミリーサポートのまーぶるを実施している社会福祉協議会ですよね。それらとの検討に入っていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 私どものほうでは、現在、情報提供していますので、そういう状況が社会福祉協議会のほうにはまだ届いていないのかな、もし届いていれば、その内容についてさらに、例えば農林課を交えてとか、そういう話になると思うのですが、あとはサービスを提供していただく方を近隣の中で例えば見つけていただくとか、いろんな方法あると思うのですが、まだそういう情報まで私のところに来ておりませんので、そういう情報がまたありましたら、丁寧に対応したいなというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうからお答えをしたいと思っております

委員ご指摘の点については、私も非常に重要なことだとは思っておりますけれども、ただ世の中全体の公平性といいますか、新規就農を受け入れる側の考え方として、どこまで特例というものを認めるのかというのは、これはまた別の問題ではないのかなと思っております。課長のほうからお答えをいたしましたように、現在あるシステムの中でどこまでサポートできないのかなということではないのかと思っております。実際に子育てをされながら搾乳をされている方というのは、これは研修生だけではなくて、町内にはいらっしゃるわけで、その人たちには町が提供しているサービスの中で選択をさせていただいているということでもあります。

新規就農に対しては、確かに私どもとしては積極的に取り組んでおりますけれども、だからといって、どこまで支援するか等々については、やはりこれは町内での公平性という観点から判断をしていかなければいけないのではないのかなと思っております。知恵を出す中でいろんな形等々が出てくるかと思しますので、関係団体ともいろいろ協議を進めて、この問題については検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ関係団体、企業内の構成団体とのご協議をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、社会教育費の中で内容審議でも伺いましたが、スポーツ委員の開催、スポーツ審議会委員ですか、スポーツ推進委員会の委員の人数とさらには開催状況を伺いました。その中では推進委員会の会議は3回、しかし、その出席率、会議における出席率はどのような状況になっておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

出席率につきましては16名中、3回平均しまして、平均で10人程度ということでご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 28年度における3回で平均すると12人という理解でよろしいですか。

（「10人と言った」の声あり）

○委員（鈴木裕美君） 16人中10人程度、平均。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

平成28年度、あと1回未開催のため、ただいまの回答は平成27年度ということでご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それらのスポーツ推進委員の方々、町の各種諸行事、例えばマラソン大会とかいろんなイベント等に出席されてご協力、支援体制の支援といたしますか、サポート、その競技に対するサポートしてくださっているということは私自身も承知をしておりますが、この推進委員の方々、実際に技術指導というのはどのように16名の方々というのは、教育長の教育行政方針13ページにも、「スポーツの推進」の中で「スポーツ推進委員による住民等との円滑な連絡調整と実技指導の充実に努めてまいります」というふうに述べられておりますが、実際に実技指導というのはどのように行われておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

スポーツ推進委員の任務につきましては、スポーツ振興法からスポーツ基本法に変わった、平成23年だと思いますが、その時点からそれまでスポーツの技術指導、直接指導というものの中に加えて、地域住民と行政との間の連絡調整というのが1つ加わりまして、任務がふえております。これまで技術指導の部分では、特にスポーツ推進委員の過去からの流れの中で一番大きな活動として、町民が年齢問わず多くの方が気軽にできる健康づくり運動、いわゆる軽スポーツ、それからニュースポーツとも言われておりますが、そういったものの開発と、または他町村で開発されたそういったものをどう普及していくかというところでスポーツ推進委員がこれまでも活動されております。

本町におきましても、新たな軽スポーツとして2つのスポーツが開発されまして、それらの普及に推進委員の方々が直接町民に対しての指導を行っていたり、あとは例えば健康まつりとか何かのイベントの中でそういったものを町民の方に紹介がてら技術指導したりというようなことで、直接指導はそういった場面、それから先日も障害者スポーツの部分でお話がありましたが、そういった関係団体からの要請を受けて技術指導を直接指導する、それから各町民団体、各団体からこういった競技について指導を依頼された場合には、それに対する特技を持った推進委員の方を派遣しながら指導をしているというところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 推進委員の役割というものを理解するわけなのですが、教育長がここで行政方針で述べられておりますその後段に、「スポーツ施設の管理運営につき

ましては」ということで、「徹底した指導体制を図り……スポーツ活動ができるよう努めてまいります」というふうに述べられておりました。私は、伺いますと、このスポーツ推進委員さんたちに頑張ってくださいと伺いますか、活躍をしていただくためにご提案を申し上げたいのですが、特にプールにおける指導体制と伺いますか、講座はありますが、日常の指導体制がなされていなくて、なかなか泳げない方が泳ぎに行っても水泳を覚えることができないというふうな訴えもございました。そういう意味からは、ここで教育長が述べた「徹底した指導体制を図り」と、言葉尻をとるわけではないのですが、この考え方とあわせてプールでの毎日ではなくても、週に1回もしくは2回とか指導者の配置というのが置けないのだろうかというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

まず、冒頭にありました教育行政方針の中の指導体制というところなのですが、この部分につきましては、施設の適切な安全管理と徹底指導ということで、施設を使う利用者に対して、適切に施設を利用するということはもちろんなのですが、使わせる側としても安全管理を第一に考えた部分の徹底指導ということのご理解でお願いしたいと思っております。

それから、2点目のプールにおける指導員の配置につきましてですが、これまでプール開設されて以来、町の水泳協会、水泳同好会、それからスポーツ推進委員も含めまして、水泳教室を開設期間中、継続して開催してまいりました。ここ数年前から、実は教室を設けていましたが、参加人数の減少と、あとは一定期間、教室を開設する日時に対して、なかなか申し込みはあるのですが、回数を重ねるたびにそれぞれの利用者の都合もありまして、こちらが期待するほどの出席率が確保できないという状況が続いていました。そのために、これも先ほどのスポーツ推進委員の関係なのですが、スポーツ推進委員の会議の中でそういった現状がありますと、その改善として何かありますかという意見交換をした中で、水泳を特技としている推進委員の中から、それでは教室の設定をしないで、逆にプールに来られる利用者がどういう部分で何を教わりたいのか、また技術的な部分、それから水泳という泳力でなくても今盛んに各プールで行われている健康づくりのプールを利用する運動もあります。そういった方々にどうやって応えていくかということを議論した中で、試験的に昨年、平成27年度にワンポイント教室というものを開設しました。7月、8月の夜7時から8時半までの1時間半程度なのですが、まずして、その中で利用者が受付の段階で、ぜひ指導を受けたいという申し込みをした段階で指導員がそれに対応すると。そういったことを27年、それから28年も実施していま

す。今言われたように、毎日という対応は難しいので、2年にわたって週1回程度の開催をしてきたところでもあります。委員ご指摘のように、そういったご要望が多いというお話も聞きますし、一定の技術だけをこちらが指導するのではなくて、求めるものに対してどうやって指導を対応していくかということを考えますと、こういったワンポイント教室というやり方も、今後充実していく必要があるのかなということで、水泳教室から少しずつ変化しまして、そういった対応に変更していつている最中ですので、できればそういったところをさらに充実していければなということで考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 全て技術だけをということではなくて健康づくりもあわせてということで、27年、28年のワンポイント教室ということも理解しておりますが、このことは夜間のみの開催でありましたよね。健康づくりで日にちを設定して夜間と昼とやったということも承知しておりますが、求めるものに対する対応の仕方というのは、さまざまですから、それを全部クリアするということはやや難しいとは思いますが、特に日中あるいは夜間でもそうですが、私が前段述べましたように毎日でなくても、週に1回もしくは2回水泳指導者を置くという、これは本町には置いておりませんが、他町村では教育委員会を通じて臨時職員等々で指導員体制を組まれているところがあるというふうにも伺っておりますので、水泳そのものが健康づくりにいいということですので、ぜひその辺のご検討をしていただきたいなというふうに思いますし、それともう一つ、教育長ばかりではなくて、町長もいつも思うことですが、それぞれの会議等々でご来賓として案内をされていて、ご挨拶をいただくというのが通例ですけれども、公務多忙のために中座をいたしますと言ってご挨拶終わった後に帰られます。しかし、今回は教育長なのですが、夜間のこのスポーツ推進会議のときにもご挨拶をされたら教育長は帰られると。それで、7時からの会議で、その後の公務あるのだなというふうに聞けば思ってしまうのです。忙しいのは重々わかるのですが、やはりそれぞれの各種委員会、町がお願いしている委員会において、できれば、公務多忙は十分理解しながらも、ご挨拶と一緒にそこでの会議での議論等々もぜひ、もちろん報告を受けますから承知していただけますと言えはそれとおりののですが、残っていただいてそれぞれの会議での委員さんの声というのを聞くということも、やっぱり肌身に感じるということも大切ではないかというふうに思うのですけれども、その辺、教育長、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

委員のご指摘ですけれども、私、10月からこの職につきまして、夜の会議の案内は一切今まではなかったです。その過去のことはちょっとわからないですけれども、それでご指摘ですと私が出ていないような話をされていますので、決して、私はこれまで出てきた会議は全て最後までいるような形でおりましたので、特にそういった部分ではそれぞれ今の時点では各団体、あるいはいろんな方々からの意見を聞いて進めるということの心構えでいますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ教育長、お疲れでしょうけれども、頑張って各種の意見を聞いていただき、もう一点、すぐ終わりますので。

先日も条例改正の中で人材確保云々でということの条例改正がありましたよね。教育委員会のほうでも10ページに育英資金貸付制度の充実に向けて検討してまいりたいというふうに、この専門職の人材確保が図られるようにという専門職は今のこの育英資金の対象者、借り入れる対象者以外の専門職というのは、どのようなことを考えればよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ここに述べておりますように、まずは本町の基幹産業である酪農業、ここにかかわる、酪農にかかわる専門職、それとその他、医療、介護、福祉、それぞれ専門職があろうかと思えます。その専門職をどういような形でこの育英資金貸付制度の充実を図って人材確保を行っていくかということにつきましては、今後この審議委員会の委員さんのご意見等をいただきながら決めていく予定でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひこの育英資金が拡大されて、対象者が拡大されて有効活用できるように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時11分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、地域の信頼に応える魅力ある学校づくり等に関して質問いたします。

平成28年度において虹別中学校で教員の不祥事により学校内での混乱もあり、家族の皆さんに大変心配と不信を与えたと思っておりますが、新年度においてどのような対応をなされたのか、お伺いいたします。

申しわけありません。年度、申しわけありません。言葉、不祥事により学校内で混乱があり、家族の皆さんに心配と不信を与えたと思っておりますが、どのような対応でされたのか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ただいま委員からご指摘あった件でございますけれども、若干経過ということでご説明申し上げたいと思っておりますが、今ご指摘あった関係で、まずは平成27年度末に1度保護者説明会を開催いたしまして、今言われていた事件の経過等ご説明申し上げまして、それとあと新年度の学校体制についてもご説明をし、いろいろ保護者の方からもご意見、要望をいただきまして、できることとし、新しい年度、これ28年度ですけれども、新しい体制になった時点で、これは虹別中学校学級減ということもありまして、教員数が減ってしまうといったところもございましたので、それらの対応について1度年度末に保護者のほうにご説明をさせていただきまして、新年度、28年度に入りまして、新入学の生徒さん入ってきますので、改めてその28年度の体制について保護者のほうにご説明申し上げます。それぞれできることとできないことが、これ当然あるのですけれども、保護者の皆さんにご協力をいただくという中で進めてきたところであります。

それで、具体的な対応としましては、まず教科指導の関係でありますけれども、教科指導につきましては、いわゆる主要5教科、国語、数学、社会、理科と外国語、それと美術につきましては、これ免許を所有している先生がいますので、その先生方が担当する。それと、それ以外の教科、技術家庭、保健体育については免許外の申請をして対応するという形をとっております。また、音楽につきましては、これなかなか専門性が必要でありますので、道のほうから時間講師の派遣ということで対応をさせていただいたところがございます。ですので、主要5教科の部分につきましては、生徒には影響がなかったのかなというふうに考えているところでございます。

もう一つ、部活動の対応の関係ですけれども、これまでの生徒の実績なり思いをそぐ

ことのないような形で陸上部、羽球部、2つの部活あるのですけれども、それぞれ顧問体制を組みまして、保護者の方にもご協力いただく部分についてはご協力いただきながら、これまで進めてきたところであります。

それともう一点、養護教諭と事務職員が未配置になったという現状がございまして、まず事務職員の未配置の部分に対する対応につきましては、町の公務補を2名体制にして許可をしていったというところと、事務的な部分で事務職員、町の配当予算等の経理あるのですけれども、それらについては教育委員会の担当のほうで行っていくということでの対応もしてきたところでございます。

それと養護教諭の部分については、スクールカウンセラー派遣制度といたしまして、養護教諭の免許を所有している方を、これは大体月一になりますけれども、派遣をしながら生徒の保健指導、健診があるときとか、あるいは学校行事があるとき、そういったときに派遣しながら対応していたと。それに加えて、近隣の虹別小学校の事務職員あるいは養護教諭にそれぞれ支援をするという体制の中で今年度進めてきたところでございます。ということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう対応なされてきたということで、昨年いろいろそういう混乱の中で、こういう事実といいますか、修学旅行の学校行事などに教職員の資格がない者が引率するということは、これは可能なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

28年度の修学旅行の対応の関係かと思えますけれども、修学旅行には3年生、男子4名、女子3名、計7名が対象で修学旅行を実施してきております。引率教員については学校長と3年生の学級担任、この2名で当初引率をしていく予定でございました。ただ、そのほかに女性教員2名、虹別中学校に配置しておりますが、その2名が女子生徒もいますので女性の先生ということで引率に行きますと、残された1、2年の教科指導の部分がどうしてもきつくなってしまうというのが実際にあるわけでございます。養護教諭が通常修学旅行は引率していくわけなのですけれども、ご案内のとおり28年度養護教諭未配置となっておりますので、うちとしては道から派遣しているスクールカウンセラーを同行させることはできないかということで教育局のほうにも確認したところ、修学旅行の引率では派遣はできないということでしたので、近隣の虹別小学校の養護教諭という部分も考えたのですけれども、その修学旅行日には虹別小学校でも社会見学入っております、それはかなわないということで、それでもってこちらのほうで当初学校長と

学級担任ということで学校長も考えてはいたのですけれども、女子生徒もいるというところでちょっと教育委員会のほうに相談を受けまして、それで本当に補助的な任務ということで、修学旅行に行けば遠くに行けば知らない土地に生徒、集団行動、個人行動しますので、目配り、気配りできるような形で、学校長、担任の指示をする中で補助的な形でということで、女性の校務補助員を1名派遣したという経過がございます。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） こういう資格のない職員がこういう修学旅行等に引率するということができるのかどうかということ、はっきりお答えしていただければと。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 本来でいきますと校務補助員ですので、任務的には学校の校務の補助をするというのがこれは基本でございますけれども、先ほど申し上げたように、虹別中学校の28年度の学校体制もろもろ勘案しまして、本当の補助的な任務ということで、生徒たちの安全・安心をできるだけ考えながら、学校長と協議をしながらそういう形をとらせていただいたということですので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） できるのかできないのかということなのですが、こういう状況が生まれているということで、今後こういう問題がまた起こる可能性は十分にあるというぐあいに考えられますので、そういう意味ではこの養護教員、スクールカウンセラー等の問題も含めて、今後改善する、それから町独自としてこの問題に対処する考えはございませんか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

それで29年度の新年度の学校体制の部分について若干ご説明申し上げたいと思いますけれども、職員の配置はご案内のとおり、国の基準により配置されることとなっております。それで、29年度の虹別中学校の職員体制につきましては、まず普通学級が28年度と同じ2学級でありますので、配置基準により教員数は校長、教頭含めて6名配置となります。それに特別支援学級が1学級新設されて2学級となり、生徒数が3名いますので、3名の先生が加配されるということで、教職員数は校長、教頭含めて9名、それに普通学級2学級、それと特別支援学級が2学級、計4学級になりますので、養護教諭、事務職員も配置となり、教職員総数で言いますと11名ということで、平成27年度の3学級の時点と同じ教職員体制に戻るということで、ご理解をいただきたいなというふうに

思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、過去に起きたようなそういうトラブルといたしますか、そういう引率の面なんかでの問題は29年度では起こらないということの理解でよろしいですね。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

29年度につきましては、27年度の体制と同じ、これ教職員数は同じ体制になりますので、28年度に比べ比較しますと、学校体制、強化されるというような形になろうかと思っておりますので、今年度いろいろな部分で教職員体制が変わったというところで細かい部分で不都合があった部分はあるかと思いますが、それらについては解消されるというような形で理解をしているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） わかりました。

では、次に第2点目についてお伺いいたします。

町民の足として町営バスが運行されていますが、ことしの1月24日、突然バスの運行のトラブルが発生したというぐあいに、私の家族もこのバスを利用していたこともありまして、発生してバスが非常におくれたという事実があるのですけれども、この原因は何だったのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

虹別線の路線バスのおくれた理由としましては、昨年、大型のバスについては報告してあるとおり、今、故障中でありまして、代替の予備車で運行しておりました。その代替の運行している予備車の暖房、空気を使ってエアブレーキですとかそういったもので走っているのですが、その部分の故障が原因でおくれたということです。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） このトラブルは、日常点検がちゃんとされていれば防げたことなののでしょうか。それとも、いかなる点検をしてもこのトラブルが起こるということは予測できない出来事だったのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

予備車につきましては、長年使ってもう20年近くたっているような古いバスを予備車

にしております。日常毎日使う車両でございませんので、特に冬についてはこういった不備が起きることもあります。ということで、防げたのかといいますと、毎日点検していなかったものですから、そういう形で、1月26日、運行が途中でとまったということです。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういうバスが路線バスで走っているということ、そういうバスが定期的に常に準備されていない状況だということは非常に問題だというぐあいに思っています。

それで、こういうトラブルが発生したときにどうするのかというようなマニュアル等については徹底されているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

故障等、事故等、それから交通状況にもよると思うのですが、そういった場合は運転手から私なり担当のほうに連絡が来るようになっていまして、それで対応することになっております。当日も担当のほうに連絡がありまして、別の町有車両を2台運行して、1台については私が乗っていったのですが、そういう形で今までも対応しております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういうことの本当に起こらないような対応をしていただきたいと思えますし、この時期、1月二十何日という、もし天候上大変な危険といいますか、利用者にとつてもない迷惑がかかるような結果になり得ることも考えられますので、そういう意味では今後こういうことのおこらないように対応していただきたいというぐあいに思っています。

以上、質問を終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 時間も大分経過して、少しでも早くやめろという声がありますので、簡潔にお願いしたいと思いますけれども、私のほうも、まず3点ほど聞きたいと思えます。

まず、先ほど鈴木委員からも出ていましたけれども、市街地の循環バスの運行についてということで執行方針の中に書いてありますけれども、それは重複しないようにできるだけ話をしていきたいと思えますけれども、アンケートの内容はバスの話ばかりが出ていたような気がするのですけれども、これ、この中でタクシーに何か料金を出しても

らえるかももらえないかとかというような話というのは、そういうのは出ていなかったのでしょうかね、どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

アンケートなり現地の聞き取りの中で、他町村においては免許返納者ですとか、そういった方たちにタクシー券を出しているということで、本町については出す予定はあるのかという形、出してほしいという意見もあります。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに、前に私この話をしたときに、弟子屈ではタクシー券を3,000円ぐらい出している。けさの新聞をちょっと見たら、根室のほうで何か1万1,000円出すとか、美幌がどうのこうのとちらっと載っていたのですけれども、そんなような考えで、これからどういうふうに考えていくのか。例えば車的にはバスばかりでなくて、もう少しボンゴ車みたいので簡単に回れるような方法というのは考えているのか。それとも、これについての料金だとか、コースだとかというのは大体頭に入っているのでしょうか。どうですか、その辺。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） まず、使用車両につきましては、試験運行につきましては10人乗りのワゴン車を現在考えております。それから、コースにつきましては、利用者がどういう場所に行きたいか、どういう経路で行きたいかというのも、今後、地域会なり老人クラブ等にアンケートを、要望みたいなものを取りまして、それによってコースを決めたいと考えておりまして、あとはそれによって1コースのどれぐらいの時間で行けるかということで、回数についても、聞き取りなりアンケートを行った状況を考えて決めていきたいと考えております。

（「料金は」の声あり）

○管理課長（中村義人君） 料金については試験運行なので、無料と今のところは考えております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 了解しました。

それでは次に、また執行方針の中に、ことし五十石橋の開通が終わるということで非常に喜ばしいなと思っているのですけれども、何年か前に平川委員も出したと思うのですけれども、この主要幹線391の複線化というか、片側2車線というような形でできるだけ国に要望したらいいのではないかという話は聞いたことあったのですけれども、五

十石橋ができた以上、これからまた特に高齢者が多くなって釧路を走るということになると、やはり日通と雪印の車の後ろについたら走られないというようなことがあります。非常にいらいらする車が多いということと、車も非常に多くなってきているということもありますので、この辺ともう一つ、塘路の手前のカーブ橋、あれは非常に日が当たらずに鹿が飛び出て危ない箇所なので、これらも含めてこれから国のほうにできるだけ要望していただければと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 国道に関します改良要望、橋梁、五十石橋等の要望につきましては、建設課窓口になって行っている部分ありますので、現在の状況、国道に行っている要望の状況をまず説明いたします。

五十石橋につきましては、かねてから幅員の狭さが交通の大型、特に冬場、大型交通のすれ違いができないなど、非常に不便を来しているということで、かなり長い間要望期間がありまして、25年度によりやく事業が始まりまして、今年度新橋の開通が完成するということになりました。

あわせて、現在、国道391で行っています部分につきましては、橋梁につきましては、塘路橋でございます。塘路の市街に入る手前にかかっております延長は短い橋なのですが、そちらも幅員が狭い状況の橋がございます。そちらにつきましても、五十石橋と同じ時期から、これも地域の要望ということで国のほうに毎年要望を伝えて、早期の拡幅を要望しているという状況が続いております。

委員今挙げられました2点の国道391の2車線の拡幅、それともう一点の追い越し車線の部分ですが、そちらにつきましては、今、正式な形で開設のほうの要望には上げていない状況でございます。また、こういった要望が広い範囲で聞こえてくるということになりますれば、今後、町として要望を上げていく準備をしなければならないと思うのですが、今のところ建設課のほうには地域からもそういった要望が届いておりませんので、今の現在の要望の状況については今後は引き続き塘路橋について拡幅の要望をつなげていくということで、考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今まで要望していないということでもありますけれども、今、私が言ったようにして、できれば早急にそういう追い越し車線等についても国のほうに要望していただければというふうに思っておりますので、それはそれで終わります。

次、これも先ほど出ていましたけれども、公営住宅の、そのK1ですか、あれが18戸、ことし改善事業として全面改修ということにありますけれども、これについてちょ

っとお聞きをしていきたいと思います。これ、ことし2億円ちょっとぐらいの金額でやりますけれども、これ例えば5戸ありますけれども、1年1年、5年かけてやっていくということなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

川上公住3階建ての改修、修繕等の工事につきましては、1棟ごと毎年行って、5年間かけて川上町については終わる予定であります。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今入っていた人たちが18戸ということは、それなりに標茶の町に散らばって生活しているのかと思うのですけれども、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、高校の住宅、2棟4戸、これを改修しながら入るとい部分なのですけれども、それで、そこからはじき出される人はいないのですか。例えば住むところがないという人はどういう対応をしているのかなと思って。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

工事につきましては、階段室ごと6戸ずつ3区間というのですか、期間について行う予定でありまして、現状では近々転出された後については、入っていないところもございます。それで、仮住居を4戸用意しているのですが、余った2戸については、ほかのKの2ですとか、そういったところに近くに仮住居が欲しいのだという方が2件おりまして、そこに一旦工事期間中だけ移ってもらうということで、調整をしております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それはわかりました。

それで、今まで公営住宅には犬猫を飼って入るということは恐らくだめだろうと思うのですけれども、その中ででも犬猫を飼っていた人がいたということを知って、出ろと言われたのですけれども、この次入るのにも犬や猫がいるので入れないとかといって困っているという人がいたものですから、そんなようなことで、そういう人がもし今回直った後に、暗黙のうちに入るといようなことにはなるのかならないのか、今特に犬猫というのはいろいろなところで飼っていますから、このK1だけでなく、このあとの残り4棟の中にも飼っている人がいるかいないかわからないのですけれども、そういうような状態の問題についてはどういうふうに考えているのかな。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず、本年予定しておりますK1につきましては、2戸の方が犬を飼っていたということ把握して、その辺は協議しております。1件の方につきましては、ご友人に譲ったということで、もう一件の方につきましては、工事が始まる時機までに新しい住まいを求めて、そちらで今の状態で犬を飼うという形で話を伺っております。ほかの棟についても、犬を連れて戻りたいのだというのであれば、それにつきましては、条例でもうたっているのですが、迷惑行為になるものですから、もし飼っている方がいれば、誰かに譲るなどの方法をとってもらような形で話し合いをしていきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに犬猫を人に譲ってということは、私も犬を飼っている関係でそうはなかなかいかないだろうと思うのですけれども、これからの公営住宅というのは、今、高校のところをこれやっていますけれども、まだもう少しそういう町で買い上げて、そういう人たちが入るような公営住宅というのは、これからも考えることできないのだろうかと思うのですけれども、その辺についてはどうですかね。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

公営住宅という限定をされますと、ペットについては法律上飼えない、迷惑行為になりますので飼えないということで考えております。また、ただし実際飼われている方もおります。そういう対策として今考えているものとしては、そういったペットを飼えるような公住ではなくて住宅を用意できればと今考えているところでありまして、建てかえする部分で需要と供給にもよりますけれども、古いところでそういったペットも飼えるような住宅を用意できるかどうか、今、担当のほうでもいろいろな方法を探っているところでありますので、そういうことで実際考えてはいるということでご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに、これからまだたくさんの方が入らなければならないということで、そういう問題が起きてくるかと思うのですけれども、できるだけ、公営住宅どうの云々ではなくても、町の別な借家を借りてでもそういうところでも入りたいという人がいたら、そういうところに入れてやるような方法でできれば考えてあげればいかなというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それで、もう一点、この建物には非常階段がないのですよね。これはこの3階建てとして非常階段、例えば高齢の方が3階にいたときに下のほうで火事が起きたときにどうやって逃げるかということがあれなので、その辺のところはこれからの新しい状態の中

では考えることができないのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

現在、階段室側には、非常出口といいますか、逃げる部分はありません。今、装備しているのがベランダ側に縄ばしごでおりられるようなものがありまして、ただ、高齢者につきましては移動しづらいという面もあるかと思えます。それは上下の移動でして、左右の移動につきましては、ベランダの手すり等を使って移動するという状況に今あります。

今後の検討につきましては、現在、今そういう状況でありますので、どこかに新設するというような計画は立てておりません。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、課長も笑いながら話していましたがけれども、縄ばしごというのはやっぱりなかなか大変だろうと思うのですけれども、これから結果的にそういうものを改築していくということになると、当然そういうものが必要になってくるのではないかと思うのです。ただ、金がかかるからそれができないと言いながら、万が一のことがあったらということ考えたときに、ただ単に縄ばしごあるからいいというような状態にはならないと思うのですけれども、これはやっぱりもう少し真剣に考えていただければなというふうに考えていますので、それはそれで言うておきます。

それから、中に廊下のほうに消火器なんか置いてあるようには聞いていたのですけれども、これ消火器については、うちでもどこでもそうですけれども、訓練なんか全然やらないで、ただ置いてあるという状態になっていますけれども、ましてやそういう3階に非常階段がないということで考えれば、なおさらのこと、この消火器の使い方を、例えば年に1回でもいいですから、きちっとした形の中で指導して、消火できる体制というのはこれから説明したりなんかしながらやっていけるような状況にあるのかどうなのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

消火器等の使い方等、恐らく多くの町民の方が見てはいると思うのですが、実際に使ったことは少ないのではないかと考えております。訓練等につきましては、今まで実際のところ行っておりませんので、今後そういった形で必要になろうかと思えますので、訓練等入っている入居者の意見を聞きながら対応を考えていきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それはぜひやってもらいたいと思います。

それともう一点、この公住の関係なのですけれども、バリアフリーはわかりました。それで、今まで全部、集合煙筒になっていましたよね。これをF Fにするということは、どういう考えでそういうふうになったのか。それと、これのためにストーブを入れかえなければならない人の負担というのはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

現在、改修等を行う段階でF F装備に変えるということで今話をさせてもらって、入居者にはご了解を得ているところですが、ストーブの負担につきましては、個人負担ということでご理解をいただいているところでございます。また、F Fストーブに変えることによって、リビングの部分の部屋を広く利用しやすくなるということで考えております。そういった形の意見も聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 部屋を広くするからそれに変わるということもいいのですけれども、結果的にはその人たちがストーブを買わなければならないということになると、負担が生じるということになるのですよね。これ、まずこの1棟だけで済むのならいいのですけれども、これから4棟もやっていかなければならんということになると相当な人数になると思うのですけれども、この辺については素直にわかりましたと、それでいいですよということになっているのでしょうかね。それとも、今後そういうことが生じたら多少なりともやはり補助してやるとかという考えというのは持ちながらやるのかどうなのか、ちょっとその辺どうなのですかね。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） ストーブの負担につきましては、K 1につきましては入居者の了解を得ているところです。自分で負担をしてストーブを取りかえるということになっております。今後につきましても、同じような形の方式をとっていきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、全部これからそれでもって押し通していくということなのですね、とりあえずは。わかりました。そうしたら、それはいいです。

次、もう一点、これは私も防犯協会の地域安全推進委員というのを15年ほどやっているのですけれども、これ駅の通りに防犯カメラを設置してくれないかということで要望

があったものですから、私もいろいろ調べたのですけれども、これ今、駅前のセブンイレブンのところにあるやつについては、石川十字堂さんのあたりまでは見えるということらしいのですよ。あと、それからこっちについてはないと。

それで、平成25年から28年までの間に弟子屈、標茶において22件の犯罪があったというふうになっています。それで、この被害者が小学生がまず15件、中学生が4件、高校生が2件、大人は女の人が1件、その中で標茶については10件ほど起きているということなのです。犯人といえば言葉は悪いですが、犯人が10代から60代の人までがそういうことをしているということなのですけれども、こんなことを考えて、できるだけ防犯のカメラを設置していただけないかということなのですけれども、ところで、町長、弟子屈の署長からこの防犯カメラの設置をしてくれないかという要望は来ていませんか。来ているはずなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員のお尋ねについては、ちょっと今私の段階では確認できておりません。ちょっとお時間をいただければ確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 弟子屈の警察に言わせると、町長のほうにこれの要望を出したという話を聞いたものですから、ちょっと調べておいていただきたいと思います。

それで、やっぱりこれから、特に今、観光の段階で標茶にも外国人の方が非常に多くなってくるといことも考えて、こういう犯罪をできるだけ早くということなので、これはやはり町としても、防犯協会ですから、私、弟子屈行って話をしてみても標茶の話なので通用しないだろうと思ひまして、ここでお話をするのですけれども、できればこれを早急に設置していただけるようお願いをしたいと思います。そんなことでどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

駅前通りの防犯カメラの必要性については、先ほど申し上げたように警察のほうからの要望についてはまだ確認できておりません。

委員の今のご指摘の内容を聞きまして、個人的には必要性は感じるのですが、設置主体をどうするのかとか、あるいは必要な台数、場所等々いろいろ課題もあろうかと思ひますので、研究を深めていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そんなことでよろしく願いして、終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 初めに、委員長にお願いがございます。私は資料を持ってまいったので、その資料というのは写真なのです。その写真を使ってわかりやすく皆さんにご理解していただきたいと思って、持ってきたわけなのですけれども、その資料を使わせていただいて質問することを許していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 内容を確認していませんので、こちらのほうに持ってきてください。

○委員（櫻井一隆君） はい。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 特別に写真を使っての説明を許していただいたので早速始めたいと、こう思います。

まず初めに、家庭ごみ、これの今のごみを焼却しておるわけですが、そのごみの焼却状況がこのようになっておるのです。これは恐らく焼却のごみをとるか、焼却炉から出したごみではないかと、そのように推察するのです。

何を申したいかという、今まさに新しいごみ処理場を建設中ということで、刻々と事業は進んでいるようです。それで、このような生半可な生焼き状態というのか、完全に燃えていないような状態で埋設しているというのがこの写真でございます。これをブルで押しならし、その上に土をかけて次の段階に移ると。そして新たなごみがこう上がってくると。こういうことでしょうか。

これで心配するのは、なぜこのような中途半端な燃え残りを残しておくのかというのが1つ、この中途半端な状態というのは今一番恐れているダイオキシンだとか、そういうものはこのような状態の中で発生していないのかな。もし発生していたら、これはちょっと考えなくてはいけない。また、今、古い施設だからこのような状況にし

か燃え切らないで出さざるを得ないのかな。だから、新しい施設が必要だと。こういうお話なのかな。そこらについてちょっとお話というか、ただしてみたいと思いますので、もしわかる範囲であれば、よろしくお願いたします。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ただいま櫻井委員から見せていただきました写真につきましては、きっと工事中、期間が長かったときにごみピットの中に保管し切れない部分につきましては、下の最終処分場のほうに仮置きいたします。ちょっと期間が長くなりますと、そこから焼却の施設が直った段階で上へ運ぶわけですが、生ごみ等も入っておりまして、それで運び切れない部分はそのまま現地で埋め立てということになるごみかなということと、もう一点、現在焼却してかなり古くなって、炉の中、水を巡回させて壁のキャスターといいますか、耐火レンガを保っているのですが、あちらこちらから水が出てくるようになりまして、ここ近年、焼却状態の能率がかなり落ちてきております関係で、そういう関係でも焼却灰の中にも若干燃え残りというのが発生しております。

それから、公害の件につきましては、年1回ダイオキシン、それから、ばいじんとか作業関係のことは法令にのっとってその基準の回数を調査していますけれども、それについては法令の基準をクリアしております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 施設が老朽化してどうしても炉の中の燃焼させている部分がこのように十分燃えないと、そういう状況の中で一時搬出し、点検し、修理した後、これを再度燃やしていると、このように理解してよろしいですね。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 前段で申し上げた部分につきましては、一旦最終処分場のほうに仮置きして、それから上に搬出しているということで、それで期間が長くなって、特に夏場とかのときは腐敗が進んだりした場合にはそのまま上のほうに持っていかないで一部そのまま埋立処分するということがあります。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） わかりました。できるだけ、この最終処分については気を使いながら、そしてまた新しい施設においては、こういうことがないようなそういう対応をしていただきたいなど、こう思うわけでありませう。

次は、その施設内にある資材、これの扱いについてなのです。この資材、これはパイプなのですけれども、このパイプはまだまだ使えるパイプなのです。そして、このパ

イブの中にさらにパイプが入っていて、ロシアの何か人形ありますよね、次とったら次また中に入っているという。あんなような感じでパイプが何重にも入って、この上のほうに小屋があったのですね。そこに一時保管してあったのかなと。その小屋をとってしまっ、その中からこういうものが出てきたのかなと。それが放置状態になっているものですから、今、新しい施設をつくるために機械が移動したりなんかして、その上を走ってしまっているわけですね。そういう、まだ使えるものがそういう状態に放置してあるということは、やっぱりこれは多くの方々のというか、町民の税金を使ってこういうものを買っているんなことに使っていると思うので、きちっとやっぱり買った以上は管理者のもとにおいて使い切っていただきたい。それでないと税金の無駄な形になってしまうのではないかと危惧するわけです。新しい施設においてもまた同じようなことがないように、これはお願いしておきたいと。そういうことでよろしいでしょうか、ちゃんと管理していただくということで。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えします。

ただいま見たものにつきましては、ちょっと私自身もどのようなものか認識しておらない部分があったのですけれども、きっと遮水シートの一部かなと思うのですけれども、これから外にあるということではなくて、適正に管理していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これは遮水シートの部分ではないのです。遮水シートの部分ではない。明らかに二重、三重にして、次使うために準備して保管してあったものが転がり落ちてこのようなざまになったと、こういうことなのです。私は2年前からずっと追跡調査をやって今ここでお話を申し上げている。今は、これは雪の中です。きのうも行ってまいりましたが、雪の中になっていますので、遮水シートではございません。そういうことで認識しておいてください。

次の話に行きたいと思えます。

これは皆さんもご承知のとおり、標茶町のごみの分別収集の様式に従っての話です。ここで非常に不可思議なことがあるのですが、これは去年、おととしの春の写真なのです。そして、その続きでございまして、最後はこのように、冬でしたらこのような状態になっていると。みんな雪の中。こういう話で継続的に見ていってください。

何を申したいかという、これいろいろ調べたら、同じ家電でも業務用家電と家庭用の家電というのが別になっているように聞いたのですが、そこらについてもうちょっと

詳しく教えていただきたいなど。これは一体業務用家電においてそういう処置をしているのか、一般の家庭の冷蔵庫とか冷凍庫がこのような形で保管されているのか、それについてちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ただいまの写真の部分につきましては、28年度春に阿歴内・茶安別地区で非常に不法投棄、冷蔵庫等が多くありまして、それを回収してきたものを最終処分場のほうに、上のクリーンセンターのストックヤードのほうにはもう保管する場所が手狭になったものですから、最終処分場のほうに仮置きしてといたしますか、担当から聞きましたら、時間がなかったのでそういう形で置いたということをお聞きしております。

それと、業務用冷蔵庫かどうかということは、不法投棄でありますので業務用で使っていたかどうかはわかりませんが、家電リサイクル法の関係で、事業者が使っている分につきましては、うちのほうでは引き受けをしておりません。一般の方が使っている業務用と言われる冷凍庫につきましては、一部リサイクル対象外のものがあります。対象のものもありますけれども、対象外のものはリサイクルできないのでクリーンセンターで普通のごみとしてごみとして引き受け、そして釧路のフロンガスの処理業者のほうでもって、その後は鉄くずとして処理されるという形になります。そして、ほかのリサイクルになるものは町内の2業者の家電さんが自分の処理する義務ではなくても運搬料、処理料を受け取って処理していただいているので、そちらのほうを一般の町民の方には紹介して処理していただいております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この原因については、不法投棄なものをこっちに持ってきて保管して処理したいと。だけれども、時間かかっているので不法投棄みたいな形に見えるという話でしょうから、これ早く処理していただきたい。なぜかというと、だんだんだんだん、これ野ざらしにしておくと腐食していくわけです。今、課長もおっしゃったようにフロンガス、そういうものもあるわけですね。ですから、そういう危険性もはらんでいますので、見た目もよろしくない。何が何だかよくわからないし、テレビは雪の中にかぶっているからうまく見えなかったからよかったなと思っているのですけれども、お忙しいでしょうけれども、やっぱりこういうものは速やかに処理していただきたいと思うので、そこらの確認をしたいと思います。処理してくれますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今、委員ご指摘のとおり、施設も30年から稼働しまして、

新たな見学者、それから町外からの見学者も来たりすることと存じますので、できたら29年中になるべく処分、町のほうでリサイクル料を払わなければならないわけですが、処分に努めたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 写真を使っての説明は、これは最後でございますので。これは前にも課長にお話しした入り口のところにゲートがありますけれども、そのゲートのところに鍵がかかっていないから鍵をかけてよねというお話しして、鍵はそのときかけてくれた。そのときのお話なのです。そのとき、この車については、車検は、ナンバーはそのままで任意保険でしたか、は掛けていると。

（「自賠責保険です」の声あり）

○委員（櫻井一隆君） 済みません。自賠責保険は掛けておられる。これを何とかしたほうがいいよという話をしたら、このごみ捨て場の下のところから……、これはいいわ。済みません。

場所を点々と移しているわけなのです、使わないで。そして、今はどこにあるかという、ボイラーの焼却炉の脇に立ててあると。どういうことでこの車を使わないで移動させながら、今は高いところに置いてあるわけですから、どういう理由で使っていないのか、ちょっと説明してください。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ただいま櫻井委員が申されていた回収車、パッカー車ですけれども、動かなくなったといいますより、ごみを入れたり排出したりする装置が壊れたのが27年の雪降る前というふうに聞いております。それについて直せないのかどうかということで町内の業者に聞いたところ、300万円程度の修理費がかかるということで、これにつきましては平成9年車で20万キロ以上走行しておりまして、ちょっとそれに300万円の修理費を出して直すというのは適当でないという判断をしまして、そして現在に至っているところですが、また、その中に排出の装置が壊れている関係で、中に資源の紙のごみが入っておりましてそのまま、ですから処分業者に渡すにしても、中のとりあえず紙のごみを出さなければならないということで、ちょっとそのことで対応がおくれている状況になっております。

また、移動というのも、櫻井委員のほうから昨年秋ぐらいにご指摘があったかと思っ、センターの委託業者のほうに、そのまま最終処分場のほうに置いてあるのであれば本当にただ放置しているだけということで、きちっとした場所に移動するようにということで点々と場所をとということで指示したわけではございませんで、現在、上のごみ

焼却場の横のところに置いてあるという状況です。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私はこれと同じ車が、もっと古いというか、同じ車走っていますよね。その部品取りにでも使うのかなと思っていたのです。そういうことも可能ですよね、部品取り。どこか違うところが壊れたらこれからとるのかな、そんなふうに思ったのですけれども、そういう気持ちもないのだったら、これもまた早々に処分していただきたいというふうに思います。お願いできますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 私の中には部品取りで保管という考えはありませんでしたけれども、ちょっと専門の方に見ていただいて、そういうことが可能ということであれば、部品をとって、その後ほかは処分するというようなことを検討したいと考えています。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 町の財産でございますので大事に扱っていただきたいと、こう思います。

次は、育成牧場についてお伺いしたいと思います。

平成28年の夏ころより29年1月にかけて哺育牛の事故が多発していると聞いております。

そこでお聞きしたいのですが、事故頭数というのは何頭、農家については何軒分になるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、その原因の調査は進んでいるのか、どのような結果に相成ったのか、あわせてまずはお聞きしたい。よろしく願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

過日、本多議員からの一般質問に対する答弁と重複する部分がもしかしたらあるかもしれませんが、それについてはご容赦ください。

まず1点目、昨年の7月、それから12月にかけて、哺育牛においてBRDC、牛呼吸器症候群という、そういった疾病が蔓延しました。これによって10軒、そして直接これが原因というふうに断定することはなかなかできないのですが、10軒において60頭の哺育牛が死亡しております。特に、7月については15頭、それから12月の時点では30頭、それからその7月、12月にそれぞれ罹患したもので治療の効果が余り上がらずに、予後不良となったものが1月において15頭、合計60頭がこの蔓延の影響を受けて死亡したも

のと推測しております。これは大変専門機関としては残念なことでありまして、利用されている皆様には心からお詫び申し上げます。それから、事態の終息に向けてご協力いただいた関係機関、それから利用者の利用者情報、それから事態収拾に向けた貴重なアドバイスをいただいた議会の皆様にも本当に心よりこの場をかりてお礼を申し上げます。

そして、原因の調査は進んでいるかというお尋ねでありますけれども、これ一般質問の答弁の中にありましたとおり、大きくは3点理由を考えております。

1つは、哺育施設の収容可能頭数をはるかに超える哺育牛の入牧が続いていたということ、具体的には3年前から収容能力の150%に達する哺育牛の入牧が続いておりました。

それから、第2点は、昨年の場合、天候不順等が続きまして、その時期に妊娠後期を迎えていた牛からの生まれてくる子牛がいわゆるWC S、虚弱子牛症候群という状態の牛、非常にふえてしまっていたということも原因の一端と思われまして、さらに昨今の酪農情勢を反映して、急激な頭数拡大に向けて市場での購入した子牛がその期間に集中的に入ってきてしまった。そういったこともあります。もう一つは、ちょっと想定していなかった部分で、新規のメガファームからの利用がその時期に重なってしまいまして、8月以降、1月もそうですけれども、毎月100頭を超える入牧ということになってしまいまして、そういったことも原因の一つです。

3点目は、これは余り断定的にお話しできないですけれども、その疾病の蔓延している時期において、利用農家のほうからBVD-MD、牛下痢・粘膜症候群という病気の持続感染牛という、ウイルスを強烈にずっと出し続ける牛というのが混入してしまいました。これによってワクチンの効果も上がらない。それから、治療の効果も上がらないという群が2群ほど出てしまいまして、死亡した牛の多くはその同居牛であると。そんなふうにも推測するところであります。

いずれにしても、複合的な理由によって蔓延は起きたものと考えまして、それに対する各手当を行った結果、1月1日以降についてはさきにお答えしているとおおり、状況は急速に改善しているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私も小さい牛を飼った経験がありますので、今おっしゃったことは十分わかるのですけれども、1つはこれが事故なのか、牧場内における慢性的ないろんな要因が重なってきている過失的なことなのか、過失と言ったら刑事訴訟法に行くのかみたいなことになるのですが、そういう過失の意味ではございません。

1つは、まずワクチネーションの変更があったのかなということ。それから、2つ目

としては、空調の悪さの施設に過密に牛を入れてしまったことによる、空気が悪いところに、例えば人間だったらこういう狭いところにたくさん人間がいて1人が風邪を引いたと、インフルエンザになったら次の人に感染すると、そういうような感染の伝播ということがあったのではないかと。そういうことからBVD-MDなるものに感染したり、あるいはいろんな対応をしたけれども、対応し切れなくて死に至ったのかなと、こういうふうに推測するのです。

問題は、この150%の頭数をこれからもまだまだ維持し続け、受け入れていくのか。メガファームもまたふえてきていると。家畜商が持ってきた牛やなんかのそういう買って、外部からの導入牛も当然これからもあるでしょう。そこらについての対策は今後どのように牧場として考えているのか、もうちょっと施設をきちっと建ててやっぴいこうとしているのか、そういうのは今年度予算には見られなかったのですが、そこらはどうなのでしょうね。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） まず第1点、今回のBRDCの蔓延というのが、条例で定めるところの私どもの過失によるものに該当するかどうかという点についてですが、それに関しては、非常に残念なことではありますけれども、例えば施設の瑕疵によるのか、それから職員の怠慢によるのか、それから本当に基本的な不注意によるものであるというふうには考えておりません。職員そのものは、こういう状況で心を折りながら毎日泣きながら仕事をしていましたので、そういう意味では私ども大きな責任はあるとは思いますが、過失というふうには捉えておりません。

ただ、それではワクチンのプログラムとかそういった対応について問題点がなかったのかということをございますけれども、まずワクチンに関して、それから下痢の処置について、実は変更が行われていました。それはさきに述べました150%の状態稼働しているということを重く受けとめまして、うちの牧場での哺育というのは既に限界を超えているという、それははっきりと認識しておりましたので、今ちまたで業界内で言われているように自家哺育、それから自家育成というものを早急に普及させる必要があるかなということも少しあって、それを進めるための一応手だてということも考えておりました。そういった中で多少のいろんな手当の変更というのはさせていただいていました。ただ、検証期間が十分にとれていないとか、それから先ほど述べたようないろんなほかの要因が重なったこともあって、なかなかそれ自体が効力を発揮、思うような効果を得られなかった部分というのはありますけれども、そのワクチンの考え方、それから諸手当について間違っている部分があったかということ、それに関しては間違っていた部

分はないと考えております。ただ、日ごろ考えている災害にしても、それから疾病にしても、必ず自分たちの想定を超えるのだというふだんのうちの牧場の取り組みからすると、少しそのところもう少し慎重さがあってもよかったかと。その点については深く反省するところであります。

それと、空調に関して、要するに環境に関してどうであったかということでもありますけれども、ごらんになった方、委員の中にもいらっしゃるかもしれませんが、導入時のハッチにおいて、そういった事故の起きた時期と重なるのですけれども、地中熱を利用した給排気のシステムというのを1棟導入しました。それに関してはその後の経過を見ますと、非常に扉を閉めた状態でも給排気が行われているし、牛舎内の温度が上がっていて、疾病の蔓延も防いでいるという、そういう実感を今得ておまして、そういった設備を今後ほかの牛舎に拡充していけるかどうかという点、これについてはこれからよく考えてまいりたいと思っています。ただ、そのシステム自体は、一つの牛舎に対して1,900万円、そういった多額の費用がかかる分です、ここを違う方式、例えばヒートポンプの活用といったことで代用できないかということ、現在、実証実験をほかの牛舎で進めさせていただいて、今後の管理につなげていきたいと、そんなふうに考えています。

それと、今後この150%を超えるような状況をどうするのかということなのですが、28年度当初に利用者の意向調査を行いました。それによると、5年後の利用要望は1,600頭になると。そういう結果をいただいておりますので、そこら辺をよく分析して、今後無理のないように、具体的には血液検査などを行って入牧の基準を高めるとか、体重制限を設けるとか、そういったことで持ち直した現在の水準を維持していけるよというのが現在私たちが考え、努力しているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） ただいまの櫻井委員の質問に対する私の答えの中で、利用収容能力において150%という数字でご説明しておりましたが、これは施設の収容能力の超過を許容してきたということではなく、次々に発生する利用要望に極力お

応えたいという中で、最終的にそういった数値に至っているということであって、それを安易に許容して、そのことによって現状を招いたものでないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私もすぐ現場に飛んで行って調査しましたので、その時点で若干終息の方向にあったので、ほっとして帰ってきたのです。哺育しているのは若い女の子たち、そういう人たちが中心になって一生懸命やっておられて、やっぱり子牛といえども赤ちゃんなのですね。赤ちゃんが死なれるというのは、女性の方特有の母性本能というのか、そういうのがあるのか、男の感覚とまた違うその死、子牛が死ぬという、折れそうな気持ちというか、そういうのがよく見えました。回復してきてよかったなという、そういう安堵の気持ちもあらわれていることは十分わかりました。

そういう中で、問題は、今、牛が非常に、こんな生まれてすぐ35万円も40万円もするわけです。その牛が死ぬと、どうしても委託しているほうはヒステリックになるわけですね。一つの決まり事で2万円ぐらいの見舞金あるいは子牛共済に入っていれば、そっちの違う家畜共済のほうから何がしかのお金がおおりて、それで終わりということで、死なれた牛を飼われている農家にとっては経済的ダメージもあってヒステリックになる部分あるのですが、そういうことも勘案しながら、どうかこれからも標茶の、本当に町長がおっしゃるように、育成牧場というのは標茶を代表するようなそういう場所ですので、今後とも心折れることなく邁進していただきたいと思います。最後は激励の言葉にかえさせていきたいと、このように思います。

次の質問に、簡単にいきたいとします。

次はドローンでございます。ドローンの導入についてのお話でございます。

ドローンについて余り僕詳しくないので、どのぐらいの50万円で購入されるというドローンのことはわかっているのですけれども、その50万円のドローンの性能なるものはどのようなものなのか、簡単にご説明願えればありがたいとします。お願いします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ドローンの性能ということでございますが、どの程度の性能かとはわかりませんので、大体大ざっぱなところで答えさせていただきます。

まず、ドローンの最高到達点につきましては4,000から4,500メートル、最大飛行時間が約18分となっておりますが、これはちょっと天候とか温度によって若干変わってくるのではないかなというふうに思っております。また、通信距離につきましては、2キロメ

ートルまで一応電波が飛ぶということになっております。

(何事か言う声あり)

○農林課長(村山裕次君) それから、高度なので、一応この付録スペックにはそういうふうに書いてございますので、とりあえず読ませていただきます。

あと、大きさについてはサイズが438掛ける451掛ける301、これは全てミリでございます。

(「45センチということですか」の声あり)

○農林課長(村山裕次君) はい、43掛ける45の高さが30センチ程度。重さがバッテリー一込みで2.9キロ。あと何を答えればいいかちょっとわかりませんので、とりあえず大まかな概要としてはその程度になるうかと思えます。

○委員長(菊地誠道君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) 大体このぐらいのものだなというのはわかりました。二、三キロだなというのもわかりましたので、飛んでいるものは必ずどこかにひっかかったり落ちたりするものなのです。それで50万円もするものですから、これの保険なんていうのを聞いたことあるのですが、そういう保険なんてなかったですかね。何とかかんとか保険という、たしか聞いたような気がするのですけれども、そういうものがあれば入る気あるのかなのか伺いたいのですが。

○委員長(菊地誠道君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今言われた機体に対する保険なのですが、機体に対する保険がございます。これは機体が損傷、搜索・回収費用が含まれておりまして、修理費にもこの中には含まれております。金額につきましては、年間1万4,200円程度になるかと思えます。また、このほかに、施設とか人にけがを負わせた場合の賠償責任保険というものも別にございまして、これにつきましては本予算で上げさせていただいた機種においては1年間この保険がつくことになってございます。ただ、2年目については別途保険料が必要になるかと思えます。

○委員長(菊地誠道君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) どうしてもこれはいろんな用途が考えられる、平川さんもいろいろおっしゃっていたので、いろんな使い方が考えられると思うのですが、必ず落ちちるのではないかと、こう思いますので、保険も継続的に掛けていっていただきたいなと。

それともう一つは、操作をする人の技術、これは簡単だよという話もあったのですが、

僕はちょっと余り操作はやったことないのでわからないので、その講習とかジョイスティックや何かでやるのでしょうか。そういう講習、研修等に職員を公費で出すようなお考えというのはないのでしょうか。若手の育成とかそういう、あるいは公費で出す、あるいは一般の人も研修に参加させて一部助成するとかというお考えはないものかちょっとお聞きしたかったのですが。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まだ農林課のほうとは正式な協議を進めておりませんが、職員研修の範疇で対応可能であれば、それも検討したいというふうに思います。

ただ、これまで聞いている話ですと、講習会、道内帯広市で近いところでは開催しているということで、そう大きな経費は発生しないのかなということがあります。できるだけのことでは対応を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これで最後です。

こういういきなり講習になんか行っても、人様の機械を扱わせて飛ばせていただけるものかどうかということもちょっとわからないのですが、想定の話ですけれども、どうですか、これ、練習機といったらなんですが、小さいようなものが二、三万円であるようですので、こんなのを1台ぐらい買って、そういうことで研修の材料にするとか練習するとかという、そういうことを考えて、50万円いきなり壊すのではなく、2万円飛ばしてちょっと練習していただきたいなど、こういうふうに思うのですが、そこらはどうでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。職員研修の話の延長上のことで、私のほうからお答えしたいと思います。

研修に派遣する目的そのものがロスなく有効に活用するという、そういう着眼点でありますので、今、委員ご指摘の内容についても検討の範疇に含めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 検討するということは前向きと後ろ向きがあるので、どうか前向きの検討をお願いしたいと、このようにお話し申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 先ほど後藤委員からご質問のありました防犯カメラ設置に関する要請の有無であります。資料がありましたので、お答えいたしたいと思います。

平成25年9月に弟子屈警察署長から、場所の特定はございませんが、防犯上有効であるので標茶町において防犯カメラの設置をできないかという、そういうご要望を受けております。28年度についてはこれまでございませんし、それから警察のほうではこの後も28年度において同じような要望を出す予定はないというふうに伺っておりますけれども、事実として平成25年度に1度受けておりますので、お答えいたします。

○委員長（菊地誠道君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 25年ということなので大分前の話なのですが、それが結果的には町長もわからなかったということで、そのまままっていたということなのですが、これ弟子屈の警察署に対してはどのような返事をしたのか、ただ受けっ放しでいたのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

通常この手の書類をいただいたときは、要望ということで受けておりますので、特段これに対してできるできないのご返答については差し上げていないというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） ということは、できないのだけれども、ただ、今、私は直接言われているので、4年もたちますから、これで新たにもう一度私の言ったことと弟子屈の警察署長がそれを出すことによって、それこそ前向きな考えでなれるのかどうか、ちょっとその辺だけ、また出してもらっても同じだというのなら何の意味もないですから、この辺ちょっとどうなのか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど来話してはいますけれども、防犯カメラの有効性というのは共通認識だというふうには思っております。さらに有効な形、それと任務分担といいますか、どこが一番設置としていいのかということも含めて、警察ともその後も情報交換をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（後藤 勲君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時59分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） それでは、初めに屠畜場について、私なりに関心を持っているので質問をしたいと思います。

昨年の12月の定例会で、私は、場所は何カ所選定して集約しているのはどこかというようなことを尋ねましたら、何カ所かやっていると。その後、大体今、皆さんが知っている虹別の場所に集約されているというのも知って今日に至っているわけでございます。

それで、行政報告でちょっと目にしたのですが、2月23日、根釧屠畜場食肉加工施設会議が持たれておりますが、何回も12月以来会議が行われて、直近の会議がこの2月の23日かなと感じますので、その内容についてお知らせをお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

2月23日の整備検討委員会という会議でございますが、これは専門部会という会議でございますして、事務方が集まりまして、ホクレン、中央会、それから我が町、町の職員なのですけれども、今後の、先ほど平川委員の質問でお答えしたとおり、次の協議に向けてどのような進め方をしていくか、それからこちら側の考えを今取りまとめ中ということで、ご説明したのですが、その部分について本町だけの問題ではございませんので、広義的に考え方をまとめていく進め方の確認をする会議を持ったところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、少し具体的に質問を試みますが、虹別地区というと地元の虹別の方々の賛同というか、虹別で誘致というか、つくってくれるのなら全然歓迎ですよというような話はどうかと、西別川ですから、下流は大きな漁師の人たちの漁業協同組合、別海漁協だと思っておりますが、そことの協議についてどのように今進んでいるか、お話をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

地元の虹別とのお話し合い、それから協力の依頼、地域の方にも当然この場所で進めたいということをお話しし、ご理解もいただいているところでございます。

それから、当然その場所については町有地でございませんで、民地になります。土地所有者、それから実はあそこは、今、借地になっておりまして、その借地している方にもお話をし、ご理解をいただいている、提供するというところのご理解はいただいているところであります。

それから、下流域の漁協との協議状況でございまして、先ほど平川委員からのところでご説明したとおり、1月に8漁協、それには別海漁協も当然入っておりますけれども、全漁協が8漁協でございます。その中での協議をしたところでございます。

今後については先ほど説明したとおり、その8漁協と全てまた協議をしなければならぬのか、実は西別川の流域、下流域で関係する漁協は3つと言われております。別海漁協、野付漁協、それから根室湾中部と、根室湾中という漁協なのですが、その3つが直接関係すると言われておりますので、その3つの漁協との協議を先に進めるべきではないかなということで事務方では考えておりまして、そこも先ほど言った漁連、それから根室振興局も含めながら次の協議の持ち方、それについてどのように進めるべきかというのを今検討している状況でございます。できればその直接該当する漁協と個別にまず今後の考え方、こちらを示しながら協議をし、何とか同意をいただきたいというところで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 具体的な質問をしてお答えをいただきましたので、概略わかったわけですが、去年の7月に断念した厚岸湖と、この外海になるオホーツク海の別海とは私は大分違うのではないかなと思っているのです。というのは、厚岸湾は汽水湖ということで養殖が盛んだから、上流に工場なんてとんでもないというのが、もっと別な考えの人もいただろうけれども、そういうお断りの内容かなと。今度は海ですから、海はいつも深いし、海流できれいに港もいつも波が打っているし、そこへの途中に大きな乳業工場も3つもあるし、私は例えば日量500トンの排水がそれも完全なきれいにしたものを川に乗って港に行くのはなぜ反対なのかなといろいろ考えます。何か条件があるのではないかなと、こう思ったりしています。過去に私もそれなりに情報を得たところでは、日高のほうに新しい屠畜場ができたときには、下流域の漁協と色々な契約行使をして、道も中に入ってもらって、本当は嫌なのだけれども、補償というか、色々な問題はその契約の中で心配をかけないからというようなお話をし、最終的には雄武漁協とかという、大きな漁協が同意してくれた。まず、そういうふうに別海漁協がなってくれば簡単に、5月か6月にでもならないかなと、こう思っているのですが、その辺の時間的なことは予測できませんか。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

オホーツク海、直接外洋へ流れる、今回については西別川になります。それから、先ほど委員から質問のあった厚岸の場合は汽水湖ということで、閉鎖性海域と今言われているところでした。厚岸との協議の中では、その閉鎖性海域に流れ込むということに関して懸念を示すと。30年後、40年後の先のことを言われて、どうなるかわからないだろうというような先方の主張でございました。ただ、どちらにいたしましても、当然法的にクリアをしてきれいにした水を川に出すという計画でございまして、それらを出した場合にどのような変化が起きるかとか、その日量500トンの出ていった場合にどんな影響があるか等々についても、専門家、地権者等々からご意見もいただきながら、厚岸のときも問題はない、今回についても当然何ら影響は出ないだろうというご意見もいただきながら協議をしてきたところです。

ですから、汽水湖だから問題がある、外洋なら問題がないというようなこちらは見識ではございませんし、今後についても、そこは先ほど黒沼委員から乳業工場についても当然同じように排水しております。ですから、こちらとしては、同じような考えで浄化をしてきれいな水を出すということは、ご理解いただけるものだと思いますが、この間の協議で、まだ別海漁協等々には1回の協議しかしておりませんが、その直接工場の排水に対しての懸念というよりは、やはり周辺流域環境も含めた部分に、過去からの部分も含めて下流域の方についてはまだまだ不満なのだと。だから、そこに対してどのような安心材料をこちら側から示してもらえるかというような意見も出ておりますので、そこも含めて直接屠畜場食肉加工センターの部分と若干離れる部分もあるのですが、そこも含めた、当然、上流域としてどういうことができるのか、そこを何とか示しながら協議をします。ただ、どういう条件というのか、そういうものが出ないと、うんと言ってくれないのかというのは、なかなかつかめないところもございます。そこについては協議を重ねながら、向こうとしてこういう条件ならいいぞというのであれば、それはこちらとして検討せざるを得ないと思いますし、あと、ほかの工場の関係で補償の関係、協定の関係だと思われませんが、今回についても、厚岸のときもそうでしたが、当然何かあった場合にどうするのだというお話になりますから、そこについては、その工場なりこちら側が原因として何か影響を与えたとか、そういう原因が明らかになるのであれば、当然補償等々しなければなりませんので、そういう部分については協定を結ぶということでの提案をしております。ですから、最終的にはそういう形で協定を結んで何とかご理解をいただきたいというところで話を、1回目の会議でもそこ

は協議をさせていただいたのですが、そこまで至る前の段階での、まだ反対意向という状況でございます。そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 時期については全然未定ですか。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） 失礼いたしました。

時期については何度も申し上げているのですが、できるだけ早くとしか言いようがない部分もござひます。相手が当然ありまして、次回の会議、その協議も今3月下旬から4月頭ぐらいにならないと持てないのではないかなというところござひまして、その次回の会議でうんと言ってくればすぐ進むのですが、なかなかそこはもう一回ではとはいかないと思ひますので、あと2回、3回と続けながら何とかご理解いただくと。ですから、その5月、6月をめどにどうだというお話だと思ひますけれども、できるだけ早くそこについてはめどをつけたい。いつまでもそこを引っ張るわけにも、当然後がありますので、そういう考えではござひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ちょっと質問を変えますが、過去の茶安別に建てようとした食肉センターの概略の金額とか建物の形態とか、また、国もイスラム圏に牛肉を買っていただきたいということを考えて、ハラールの関係の補助というのが国では、北海道では今、北見でしか試験的な屠畜はやっていませんから、今度の根釧工場にそういうものがあると高率の交付金が交付されるというような話があったと思ひますが、それについては今どういうふうになっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 事業推進室長・常陸君。

○事業推進室長（常陸勝敏君） お答えいたします。

事業費の関係、それからハラール関係の取り組み状況だと思ひますが、事業費の関係については2年前に算出した事業費が68億円程度という数字で、その後の精査等々については、今後、設計に移った段階で精査しなければならないなというところござひますが、近年の建設費高騰等もありますので、なるべくその数字ははね上がらないように考えていきたいと思ひております。

それから、イスラム圏への取り組み、ハラールの関係でござひますが、これは今までも検討を当然してきております。今、予定している交付金を使うという中で、肉の付加価値、それからどういふ戦略をもってやるのかというところもあります。輸出対応等々しなければ、今の基準でいくと交付金対象になりません。処理頭数が、今、予定で日

100頭でございますので、その輸出対応、ハラール対応をしなければ、その上限頭数、もう少し頭数が多くなります。対象になりませんので、ハラールをやりたいというところでホクレン、公社とも協議をして、何とかそこを取り組めるようにということで話し合いを続けているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 2年前に試算された金額は、幾らかは資材高騰で上がる可能性があるということで、私もそれはそうかなというふうに理解します。

それで、町長にお伺いしたほうがいいのだと思うのですが、これ過疎資金の対応ということで今までは私どもはそう理解したのですが、今後もそういう過疎資金対応で建設資金を賄うというようなお考えですか。その点はどうか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

資金対応等については、当初のスキームどおり、当初は活プロの交付金というお話がありましたけれども、活プロが事業費の関係で対応できない。現在使えるものについては強農しかないだろうということで、今、室長のほうからお答えしたところであります、残りの分についても過疎債というものを前提に考えておりますけれども、ここら辺をどうやって道のほうにお認めいただくか等々については、かなり高いハードルではないのかなと思っております。

それと、先ほど室長のほうから経過等を報告いたしましたけれども、根室管内の漁協さんの最初のお答えは、厚岸で断られたものを何で持ってくるのだと、俺たちだって反対だという、これがスタートラインでありまして、それを今の時点で俺たちも同じだと。将来が不安だ、反対だというのなら、俺たちだって同じだということ、ここを乗り越えていないのです。これ何回も申し上げているように、今までのこういう事業の進め方の中で、一旦漁業者の皆さん方のそういったご懸念に対して、しようがないですねと言ってしまうと、それから後のハードルは比較にならないぐらい高くなってしまったということは、これ何回も申し上げていることであります。だから、これから先、根室管内の漁協さんにどういったご理解をいただけるのか。

ただ、救いは、きのうの平川委員の質問にお答えしましたように、根室管内の会長さんが最後に、同じ食料を供給する第1次産業の従事者として何か歩み寄れるところがないのか今後ともというお言葉をいただいております。それが唯一の突破口ではないのかなと思っておりますので、そういった面を含めて何とか実現に向けて13市町村、それから11農協さんと力を合わせて進んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

たいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これはいろんな場所で私も情報を得ながら担当者の皆さんにご協力を申し上げて、本当にハードルは高いと思いますけれども、実現しなければならぬプロジェクトでございますので、皆さんでこれはことしも頑張っていきたいということをご申上げて、この件は質問を終わります。

そしてもう一点、質問するのですが、ことしも標茶霊園の改修、350万円計上されまして、これは私も当然だなと、それはいいですよということなのですが、昨年私の考えで僻地にも5カ所も6カ所も墓地であったり霊園であったり、入植した方々の先祖からの墓地がありますよと。それで、去年は阿歴内の町道と墓地内の駐車場に砂利をかなり投入していただきまして、地域の方も労力を奉仕されたということをご存じています。

それで、あの地区、阿歴内のほうに片無去と東阿歴内と3つ、案外狭いところなのだけれども、墓地があるのですね。阿歴内墓地が一番大きくて、2番目が東阿歴内かなと。そのところは、去年私はあそこを見てまいりましたが、ちょうど取りつけ道路が壊れて、町が復旧工事をして道路を直しておりました。あの道路はかなり傷んでいるということで、やはり阿歴内の墓地のように同じような地区の墓地が2つあるのもまた不思議だなと私思っているのですが、そういう場所ですから、ぜひあの道路の町道整備をしてはどうかと思うのですが、この件はどのように考えているかをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 今のお尋ねは東阿歴内。

（「東阿歴内のこと」の声あり）

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

東阿歴内までに向かう部分につきましては、町道ということで管理されておりますので、あの部分についてはたしか入り口から勾配もありまして、昨年度は台風、長雨等で入り口の取りつけ等が壊された経過がありまして、その部分については補修を済ませていた状況かと思えます。引き続き、町道といたしまして適切に管理するよう、パトロールなどを使いまして、不足の砂利等がありましたら追加で補充したりするような対策で考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 霊園内は住民課だと思うので、そっちのほうもひとつお答えをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 霊園内につきましては、住民課のほうの所管となっておりますけれども、東阿歴内墓地につきましては、何年か前に要望ありまして、園路の中に砂利を搬入した経緯があります。

29年度についての予算検討する中で、昨年の秋に地域のほうに各墓地管理組合のほうに調査をかけているのですけれども、東阿歴内のほうからは29年度砂利を入れて整備するというような要望はちょっと上がってきておりませんので、そして当然、砂利のほうは町のほうで現物支給ということで、全額町が負担して建設課のほうに依頼して現地まで搬入しております。墓地内の整理につきましては、墓地管理組合のほうの主となってやっていただいて、そのうちの係る経費を町のほうが最初の委託料という形で2分の1補助をするという形をとっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） そうでしたね。3つに墓地管理組合が分かれて、私も初め組合長のお名前を全部知らなかったもので、今、課長が要望があればやれますよというような私は解釈だったのですけれども、そういうことで、これから何かの折にそちらのほうに行って、私も組合長はどなたか知りませんので、片方をやって片方をやらないというのは私も変だと思うので、ひとつ鋭意その辺は整備をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから3点お伺いをしたいと思います。

まず、第1点目でありますけれども、病院前の駐車場のロードヒーティングの問題でございます。

実は私、昨年の12月に病院に行きましたときに、ちょうど駐車場あるいはまた、あの歩道がアイスバーンになっていて非常に危ない状態でしたので、すぐ事務長のほうに連絡をいたしまして、事務長とともに現場を見ました。事務長も非常にこれはというふうにお返事をいただきました。ただ、事務長のほうでは、実はここはロードヒーティングになっているのですけれども、長いこと時間がかかったせいか、ちょっと雪が解けていないですねというお返事だったので、事務長のほうには、少なくとも歩道の部分だけにでも融雪剤をまくなり滑りどめの砂をまくようにしたほうがいいですねということで、実はそのときは事務長にお願いをして帰ってまいりました。

しかしながら、ここで繰り返して申しますけれども、私も実は何年にあの病院が建って何年に舗装して何年にロードヒーティングにしたのか存じ上げませんが、事務

長がおっしゃるようにロードヒーティングのもう機能を満たしていないということであれば、いわゆる補修なり改修なりに向かって何らかの処置をしていただけないかなということ、まずその第1点をお伺いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

まず、あそこの病院の整備をしたのは、平成7年から8年にかけての工事かなというふうに記憶していますが、それ以降、特にロードヒーティングに関しましての整備というのは、これまではしていないというふうに記憶しております。ここ近年、降雪量にもよってロードヒーティングの機能というのですか、解け方がここ最近ちょっと年々悪くなってきているかなという受けとめをしております。そういった意味で言うと、あそこの管の流れる部分とかのやっぱり温度は一定程度上げて対応はしているのですけれども、なかなか降雪量によっては十分機能を果たすことができないというような状況にありまして、私どもとしては、このままではちょっといけないなという感じの受けとめをしております。

ただ、これから私どもも担当というか、技術関係の皆さんと、今後、技術的な協議を進めていく中で、今後の対応をどのようにしていったらいいのかはちょっとお時間をいただいて検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 確かに非常に大きい面積ですし、ただ、その中で平成7年ということのでかなりの年数がたっている、もろもろの事情はわかります。

少なくとも私、係の者をお願いしたいことは、病院ですから健常者も参りますけれども、ほとんどの方が何らかのことで病院に来るわけですから、少なくとも薬局へ行く歩道、事務長にもこの間お話しいたしましたけれども、少なくとも歩道くらいはやはり常に滑りどめをまくとか、何らかの処置は忘れずに以後、ことしはもうないと思いますけれども、予算のかかる、砂をまくのはそんな予算ではないです。あとは人力だけですので、事務的なことで処理できると思いますので、これはぜひ皆さんの中で、病院の中で配慮をお願いしたいとともに、できる限り早くロードヒーティングのその状態を正常なものに移すようなことをお願いをしておきたい、このように思います。

2点目です。

2点目は、上茶安別と中茶安別の間にある通称東国牧野というところがあります。私も何年前にも、またこの質問しておりますけれども、改めて今の東国牧野の管理はどのようなになっているのか、まず先にお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

現在の管理につきましては、以前も前課長が述べておりますが、道路につきましては町道として町で管理しております。牧場内には今現在2戸の利用者がございまして、実績等で申しますと、40頭ほど放牧されている状態で、昨年もそこに、牧場に張ってある牧柵等の整備は牧野の利用者で修理したというふうに聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 1日40頭ですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 年間40頭でございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 年間40頭となると、大体150日ですよ、通常年間の放牧期間というのは。逆算すると、年間40頭だと1カ月か2カ月何頭か入っているということですか。これ延べ頭数で40頭ですよ。それ管理運営、再度お聞きします。延べ頭数で40頭ですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 失礼いたしました。

今、書類を確認したところ、7月1日現在で40頭というふうになっておりますので、日40頭の間違いだと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ですね。それで延べ頭数何頭になりましょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

6月10日から11月8日までの間で40頭ですので、済みません。ちょっと。約6,000頭になろうかと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで通常ですと、どこの牧野も利用組合というのがあって、いわゆる町有地をお借りして、あと牧野利用組合が全て管理していくということが常識なわけですけども、これの管理はどんなになっていますか。

繰り返します。2戸という農家が放牧しているということですね。これは多分もしかしたら和牛かなという気がするのですけれども、この牧野の運営ということでは、どこが、町がやっているのですか。それとも2軒の方がやっているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 牧野の運営につきましては、2戸の利用者で運営しております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そうですね。40頭の放牧地とすれば、もしかすれば、一部蹄耕法のところと、いわゆる草地造成、機械伐根にしたところの牧区かなという気がいたします。となりますと、確かにそのぐらいの面積ですと、2戸での運営といたしますか、管理というのはできるかなという気がするのですけれども、今後これは以前から和牛を中心にした牧場でありましたけれども、多くの例えば和牛農家の方々にこういう牧場がありますよというような、そのような利用方法を求めるような町内、農家への案内はしていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） この2戸につきましては、農協を通じた賃貸契約を結んでおる関係上、他の方にそのような周知をしたことはございません。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長お答えのように、私の記憶でも、どこの牧野でも農協との話し合いの中でこのような運営指定というのは理解しています。そんな意味では、この東国牧野についても農協との中に入ってといたしますか、農協を中継しながらの運営だということですから、間違いのない管理法をしていくと思えますけれども、そこで今後、いわゆる東国牧野もかなりの面積があると思うのですけれども、それ以上の利用戸数がないとすれば、総体としての東国牧野というあの面積をどのように利用、管理していくのかということがあれば、今、検討されていることがあれば、お知らせを願いたいと。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

実際契約しているのは140町ぐらいの契約なのですが、そのうち使えるというか、地籍管理している部分については43町ほどということになっております。放牧ですので、今のところ放牧以外の利用方法等については検討してはございません。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、やっぱり今、昔と違って和牛の肥育育成というの、かなり前とは違って、放牧主体ではなくてかなり飼育という状態では違ってきているかとは思いますが。

そんな中では、東国牧野の一部をそのような農家の2戸の方々が使っていることについては非常にありがたい話なわけですが、そこで、いわゆる町有地の保全管理あるいは有効利用という面では、はっきり言えば、この残りの100ヘクタール、100町歩がただただ放置されているのではないかと。それで、私も林業のほうはよくわからないのですが、数年前まではいわゆる町有地を使って分収林という使い方がありましたね。かなりカラマツや何かの下落でもって分収林に対する考え方がちょっと変わってきていますけれども、しかしながら、またカラマツあるいは木材についての需要がふえるというようなことから、ある面では、この100ヘクタールのあいている、遊ばせている土地を有効利用するような方法で、私、簡単に言いますけれども、分収林事業のようなことは全く考えられないのでしょうか。もし考えられないとすれば、いち早くこの100ヘクタールを今後どのように使っていくのか、かなり蹄耕法で木は余り生えていない。とって牧草にはなっていない。伸びているのはササばかりということなわけですから、ぜひその辺の100ヘクタールの使い道についても、利用法についても、もしないとすればいち早い検討をお願いしたいと思うわけですが。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町有地、特に牧野を町内でもかなり、53年ぐらいからずっと保全をして、現在、多和の牧場のときにも私も申し上げましたけれども、当時は放牧主体ということで、農家さんでも使えないけれどもというところを、条件としては非常に悪いところも公共牧野にしてきたという経過があるかと思えます。

分収林をというご提案でありますけれども、確かに今、木材価格は以前に比べればかなりよくなったかということなのですが、委員もご案内だと思いますけれども、実はコッタロの分収林の処理のときもかなり苦労した経過がありますし、林野庁は緑のオーナー制度のあれが、どこか新聞等では詐欺商法だみたいな言われ方をしたこともあったと思うのです。だから、実際に今これから先、例えば今から分収をして、それが材になる40年先、50年先にどういった材価になるかというのは、これは非常に難しいのではないのかなと思っていて、分収林という手法は、やはり多くの方がコッタロの分収林のときに非常に苦労したといえますか、私も担当で非常に苦労した経験があって、これについてはやっぱり選択肢としては非常に難しいのかなと。

ただ、逆に言いますと、一旦農地として使ったものを未来永劫農地として使うべきなのか、今、委員がおっしゃったように分収林ではないけれども、やっぱり木を植えて結局農地を守っていく発想というのは、これは環境という観点からいうと、私は非常に可

能性のある方策ではないのかなと思っています。

だから、例えば町有林、町有地というのは、公共牧野の中でどのくらいあるか私ちょっと正確に把握しておりませんが、一時実は阿歴内の牧野を何か使えないかということで、鹿牧場というお話も1回あったのですけれども、それは実現をしませんでしたけれども、そういった意味でせっかくつくった牧野をどういった形で管理していくのか。それは、やはり環境というファクターの中でほかのところを守っていくという発想の中で、例えばどういう形で木を植えていく事業に取り組んでいくのか等々についてもいろいろ問題はあろうかと思えますけれども、いずれにしても標茶町は水と環境を守っていくという、これが基幹産業である酪農、農業、それから林業、水産業を守っていくために必要なことだと考えておりますので、何かそういった有効策がないか等々については、今後も国等の情報等もアンテナを高くして掲げながら、何かできないかについては、関係課、それからまた森林組合さん、関係団体さんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひ、今、町長からご答弁いただきました。特に、茶安別は非常に太田村からの分村のときのいわゆる持ち込みというようなこともありまして、非常に牧野的には恵まれております。町有地の開放あるいは民有地の開放もいただきながら、あの狭いところに5つのいわゆる牧場を用いております。そんな中で東国牧野というのが非常に浮いてきてしまっているわけですが、今、町長言われたように、私も思うのです。やっぱり分収林というのは非常に難しいかもしれないけれども、ただ、町長がおっしゃったように、やっぱり標茶の環境を守っていくという意味では、あるいはまたこの100ヘクタールをただただ放置しておくということではなくて、早い機会に、あそこはどうしてもやっぱり植林、山林にするほかないかと実は私は思っています。というのは、隣が国有林ですから、立派な木が生えています。そんな中ででは、ぜひ早い機会のご検討をお願いしたいということをお願いしておいて、次のあれに移りたいと思えます。

これも実は12月の定例会で、阿歴内小中学校の跡地の中にある国有地の払い下げの問題がありまして、そのときに号線、私の記憶間違いかな、号線の払い下げがあつて、その目的はというときに、国有地というのは、号線は目的がなければ国は払い下げるものではないのですよというようなことからの質問の中で、これに向かってはこの敷地も含めて、今、利用検討に入っていると、私の記憶違いだったら訂正いたしますけれども、そんなようなご答弁をいただいたような気がするのです。久著呂の小中学校もそうです

けれども、いわゆる学校の校舎も含めての跡地の利用方法はいち早く検討しろというのは、毎回議員の方からの質問なり意見で出ております。

そんなことも含めて、今この阿歴内の小中学校の校舎跡地も含めて、どのような計画なり請願なり、何か企業からの要望があるのかもちょっとお聞きしたいな。もし、なければいいです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 阿歴内小中学校の跡地利用の情報につきまして、お答えさせていただきます。

昨年の2月から磯分内出身の方が阿歴内小中学校の跡地を一定的に利用した中で、1点目は水耕栽培によるニンニクの芽の栽培事業、それからもう一点が旧校舎、今はもう一般住宅になっておりますので、ゲストハウスとしての活用を今考えているのだという、それがまず4月以降利用いたしたいというお話いただいております。それから、第2弾として9月以降資金繰りが立った段階では、校舎を改修した中でホテル、レストランの経営をしたいという話をいただいて、具体的に計画書もいただいておりますし、相手方は法人として会社設立もいただいております。

それで、町といたしましては、事業計画を受けまして、昨年の12月に振興委員会、町の各種産業団体ですとか、さまざまな金融機関も含めた中で20名ほどの委員さんのご意見をいただいた中では、校舎の跡地活用で地域の活性化、標茶町の活性化につながるのであればよいのではないかとのおおむね良好なお答えをいただきました。その中で条件として必ず地域会の合意をいただいでくださいという条件付きの答申というか、諮問をいただきました。その結果、1月のちょっと日付、1月の15日前後だったと思うのですけれども、阿歴内地域会の役員会の中で、ちょっとお時間をいただいて説明を申し上げ、地域会としても学校の跡地が活用されるのであれば、よろしいのではないかと、おおむね了解というご返事をいただいております。

今後、来週早々に阿歴内地域会と事業実施の予定者さんの顔合わせの機会、昼食会も含めた中で顔合わせの機会を持つ予定でおります。その後に契約につきましては管理課の仕事になりますけれども、賃貸という形で事業者さんのほうが希望されておりますので、そういう方向性で、今、進めております。具体的に見えた段階で6月定例会の中では、具体的にどこどこまで進んでいるのだという進捗状況等も含めて町長の行政報告の中で具体的に報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） これは私、すばらしく理解をしたいと思います。

ただ、私、12月に阿歴内地域へ行ったときに、私もよくわからないけれども、何かうわさとしてこういう校舎なり使い方が、何かうわさに聞いたのだけれども、どういう企業なり会社が入ってくるのですか、地元との話し合いあったのですかと言ったら、いや、知らねえぞ、そんなものがあるのであれば、ぜひ、おい、何とかすれや、議会で、町で何とかすれやなんて話出たものですから、それで実はきょうお話をしたら、1月の段階で地域会とともにそういうものには前向きに検討していこうやというお話のようですから、ぜひとも6月の定例会のときには、ある夢ではなくて、現実的な校舎の利用の方法あるいはまた地域との連携の中で地域がどのように活性化していくかというような具体的な計画なりが出てくると思いますので、そのときはまた改めてお話をしたいと思います。

最後に、実は私きのう……

（何事か言う声あり）

○委員（本多耕平君） 短く終わります。

逐条の審査の意見でいろいろとちょっとお話を聞いたのですが、改めて再確認をしたいと思うのです。実は労働費の中に19節の負担金補助及び交付金ということで労働団体祭典実施事業補助金となっているわけですけれども、昨日のどのような労働団体なのかというお話を聞きましたら、いわゆる連合北海道だというお話を受けました。

再度お聞きいたします。この連合北海道の、これ標茶ですね。標茶のこの団体の組織の中にいわゆる単組、何単組で幾つ入っておられるでしょうか。

さらに、今のうち話を聞いておきますけれども、その祭典の内容、どのような申請を受けておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時55分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 単組の数は10団体でございます。

事業内容につきましては、28年度ベースで申し上げますが、75万円で、メーデー費29万8,000円、労働文化祭典31万7,000円、スポーツレクが13万5,000円で計75万円、自己

資金15万円、補助金が60万円となっております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後の今2つのやつ、ちょっともう一回、お願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 総事業費75万円で、自己資金15万円、補助金が60万円でございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで、ここで区分の節というところで、負担金補助及び交付金ということになっていますが、これはどの補助金ですか、交付金ですか、何の負担金なのか、該当する60万円の支出は。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 労働団体祭典実施事業補助金でございますので、補助金に区分されると思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで、今の、もし私が間違っていれば訂正させてください。75万円の総事業費の中で15万円がいわゆる組合費、自分たちで賄っているふうに理解しているのですか。残りの60万円が補助金でやっているということになりましょうか。となると、これが果たして自主的な労働団体の数、この議会の中でその労働団体の活動云々かんぬんという議論をすることではなくて、町として60万円の助成をしている、補助を出しているということは、自己資金が15万円のところに60万円、いわゆる75万円のうち60万円が町の補助金に頼った事業であるというふうに私は理解しているのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） いただいた事業計画書に基づきますと、委員おっしゃられるとおりでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） この考え方は個々いろいろあると思うのです。ただ、私が思うには、常識の範疇で言えば、労働団体の組合活動というのは、やはり自分たちで組合費を出して、そしてまた、その中で自分たちの主張、権利を守って、いろいろ考え方があるかと思うのですけれども、その事業のあり方が役場のというよりも、行政の60万円に頼ったような労働団体、私は果たしてこれが本当に労働団体の活動なのかなという気が実はしてならないのです。

そこで、お聞きをいたします。当然この60万円を補助するときに、この計画等が出たときに、町長サイドでのヒアリングがあると思いますけれども、どのような評価をしながらの60万円の補助ということになったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

こういう部分では先ほどありましたように、補助先が連合北海道標茶地区連合会となっていますけれども、それぞれの事業につきましては、それぞれ実行委員会を形成して事業実施を行っております。その中では、先ほど言いました労働者の祭典、そして文化祭典、それからスポーツレクということで、異業種交流等を図りながら労働者福祉の向上に寄与するというのが趣旨となっていますし、それぞれの事業につきましては、広く町民の方に参加を呼びかけているということでございますので、そういう部分で私どもとしましては、労働者福祉の向上ということでの捉まえ方での補助をしているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、副町長ご案内のように、各組織団体でのという活動内容が報告されましたけれども、ご案内のように各地域の祭典等々ありますね。そういうものには今一切、町からは補助、助成はしなくなりました。といたしますことは、そのかわり地域会への助成が、地域会活動費ということで、各地域会への町からの助成が出てまいりました。各地域の祭典なりいろんな催しの中については、その中でいろんな地域が活動しているわけですよ。過去何年か前では茶安別の酪農祭があるとすれば、行政のほうから何万円かの助成がありました。どこかの祭典があれば、多分町からの何万円かの助成があったと思うのです。今はそれを大きな改革なりなんなりの中で、それは一本化して地域会でやってください、地域の活動費ということで出されています。そういう意味では、どうも私は、この労働団体に対する考え方が、今、副町長の答弁は理解できますけれども、理解というか、そのように理解したいと思いますけれども、できれば、ある意味、ストレートに補助金を出していく、あるいはこの労働団体が町からの助成なくしては活動できないような団体であれば一考を要していただきたい。これを最後にお話をして答弁をいただいて、私はやめたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

この事業につきましては、勤労者総体、その勤労者、家族も含めた中での全町的な行事だというふうに認識をしているところであります。その中で事業内容等を捉まえてま

いりたいと思いますけれども、ただ、今ご指摘のように、補助金につきましては、それぞれ見直し等、確認等も行っている話ですので、それについては、それは分け隔てなくということでもありますので、それらの事業内容ということについても、これからもそれぞれ団体協議しながら進めてまいりたいと思いますし、私も捉まえています労働者福祉の向上につながるということの究極の目的が達成されているかどうかというものを確認をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（本多耕平君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

初めに、教育行政方針にもありましたコミュニティ・スクールについて質問したいというふうに思います。

方針にコミュニティ・スクールについての記述があるのですが、これはいつごろをめどに発足しようとしているのか、それからまた、その構想の概括的なものを示していただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） コミュニティ・スクールにつきましてはの深見委員のご質問でありますけれども、国におきましては、2016年度に10%という達成目標を掲げておりますことから、道におきましても平成30年度を節目として積極的な導入に向けてこのコミュニティ・スクールは推進しているという背景があります。

本町においては、これまでも各学校が地域との連携の中でさまざまな教育活動を展開してきておりまして、その成果もあらわれているところであります。そういうことから、新たな仕組みが本町の学校や地域にとってどんなプラスになるのかということにつきまして、この間、各学校の校長会とともに研究してきているところではあります。

一方、次期学習指導要領におきましては、地域とともにある学校あるいは社会に開かれた教育過程ということで、一層地域との連携を進める方向性が示されております。

また、現在、任意設置となっている学校運営協議会につきまして、努力義務とするというような一歩前進するというような方向性も示されていることですから、本町のこれまでの教育資源を生かしながら、学校と地域との新しい関係づくりに向けて具体的に進めていきたいと考えております。その時期的なことにつきましては、一応道のほうから30年度を節目としてというような節目が示されていることですから、30年度には本町においても、どの地域あるいはどの学校で導入の可能性があるかということについて、こ

れから検討を進めていきたいという段階であります。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、櫻井委員のまねをしまして私も、こういう本が2010年に出版されましたね。この議場にいる方はほとんどの方が目にしているのではないかと。標茶の「住民自治へのコミュニティネットワーク」と。「酪農と自然公園のまち標茶町の地域再生学習」ということで、これ全部標茶のことについて書いてある。そして、当時の釧路新聞ですが、標茶町がいかにして町内会加入率日本一を達成したのかをつぶさに報告されている。書いてあるのですね。日本一ですよ。今回、文科省のほうでコミュニティ・スクールのことがまた新たに出ましたので、この本をずっと読み直してみましたら、この文科省が言っている学校運営協議会をはるかに超えるような地域と学校とのつながりが紹介されているのですね。あれから7年たっていますから、だんだんなくなっているものもあるし、また新たな関係ができつつあるところもあるのだと思うのですね。私はその学校運営協議会みたいな会議中心ではなくて、まさに教育実践につながるような、あるいは地域づくりにつながるようなそういうコミュニティ・スクールを、標茶風のコミュニティ・スクールをぜひ実現していきたい、それを目指していきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） 今、深見委員からお話がありましたとおり、私もこちら標茶で3年間お世話になりまして、地域とのつながりの中ですごく充実した教育活動が行われているということは本当に実感しております。また、深見委員が今お示しになりました本につきましても、ちょっとページをぱらぱらとめくる程度ではあるのですが、こういう本が執筆されているということも聞いておりました。

そういう中で今、委員会の中で考えておりますことは、新しいことを導入するというよりは今ある組織、今ある教育資源を新しいそういうコミュニティ・スクールという枠組みの中で生かしていくというような形の導入が標茶に一番合うのではないかなと、そう考えたときに、やはり今、地域との関係の中で学校がつくってきたものを大切にしながら形で標茶スタイルのコミュニティ・スクールをつくらなければならないだろうというのは委員と同じ意見であります。そういうことで考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 全く同感なのですが、この本の中に就学前教育のことも詳しく述べられているのですね。「各地区の僻地保育所や常設保育所を廃止し町の中心部にその機能を一括集約するのではなく、各地区に常設保育所、僻地保育所を配置し、当該地

区において子育て、子育ての力量を高め、各地区の子育て支援センターとしての機能を保持向上するような構造を有している」というふうに、どこの町とは言いませんけれども、全ての保育所を一括して集約して、1つの保育所にまとめて市街地に小さな子を毎日のように送り迎えしているのと比べて、標茶町はそれぞれの地域の保育所をしっかりと守っているというようなことが物すごく高く評価されて書かれてあるのです。これも同時に就学前教育と小学校、義務制教育に向かう道筋も非常に標茶はスムーズであるというようなことも書かれてあるので、ぜひそのコミュニティ・スクールを標茶流に実践を伴った形で発展させていただきたいなというふうに思います。

それで、2つ目の質問なのですが、ちょっと心配なことで英語教育の問題で、私、指導要領を抜粋して読んできましたけれども、年35時間ですから週1時間ですか、5年生、6年生と。これは今いる現場の小学校の、例えば小学校で言えば小学校の先生方がそれは担当するという、担任が担当するということになるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） 現在、英語活動として5年生、6年生に年間35時間、週1時間、これは担任が指導するというようになっております。また、本町においてはALTが満度ではないですけれども、回りながら指導の補助をしているという実態です。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、ことしからとかいうことでなくて、何年か前から取り組んできたのだと思うのですが、これはスムーズにいつていますか。

それから、これからのこの新指導要領の実践に向けて、これはスムーズに移行できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） お答えいたします。

現在行われている英語活動につきましては、実態としましては、スムーズに行われております。また、各学校で熱心な研修の中でさまざまな授業の工夫がされているというのも実態であります。

ただ、新しい学習指導要領におきましては、小学校の5、6年生は英語活動から英語科という教科にされるのにかかわりまして、年間35時間ふえることになっております。そうすると、今35時間やっているところが70時間行うということになると、その35時間のふえた分をどこで時間をつくるかということが各学校、カリキュラムマネジメントの中で工夫が求められているところで、そういう部分で我々教育委員会としても各学校に情報提供したり、さまざまな助言をする中で、適切な教育課程をつくっていくよう働き

かけていかなければならないと考えているところです。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今の室長の言われたことは、さらっと言いましたけれども、結構大きな課題というか、負担になっていることであって、しかし、それが一定程度の実践を経た上で多分成果も出ると思うのですが、そのころまた伺いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。お願ひしなくてもきちんとやると思うのですけれども。

3つ目の質問に入ります。

備荒資金について伺いたいなというふうに思っています。

総務省のほうで、ことしの財政の担当者会議の中で方針も出ましたけれども、「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと」という文面があるのです。簡単に言ってしまうと、余りため込まないで使いなさいというようなことを総務省は勝手に言っているわけですよ。これ地方の厳しさはそっちのけにして、余りこのことについて、そうだそうだというふうに私は思っていないけれども、ちょっと質問したいのですが、私の認識では標茶町財政規模のところでは備荒資金の義務的な納付金というのは5,000万円でないかというふうに思っているのですけれども、それはどうなのでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 備荒資金の納付金の種別で普通納付と特別納付と2種類に分かれております。委員お尋ねの普通納付についての5,000万円の認識につきましては、最低限の納付金額が5,000万円という定めになってございまして、上限が2億円ということで、標茶町の場合は28年度末では9,987万円見込みとなっておりますので、その範囲内におさまっているものと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私が質問しようとしたことまで答えてくれたので、質問だけに答えてくだされば。それが、上限が2億円というのは僕ちょっと認識不足だったのですが、それでわかったのですけれども、29年度末残高見込み額は1億円ちょっと超えるぐらいの金額で計上されていますよね。そしてまた、7億5,000万円支消して、これは有効に使われているというふうに思うのです。それでも29年度末の残高見込み額は、さっき言った普通5,000万円から2億円ではなくて、つまり義務的に積みなさいよと言った

金額ではなくて、特別納付金というのですか、つまりそれを超えて自由にできる、言ってみれば貯金ですよ。これが29年度末見込みで19億6,800万円、これやっぱりちょっと大き過ぎませんか。これはどうしてこんなに大きな金額が備荒資金に積み立てられるのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 初めに、普通納付の考え方ですが、備荒資金組合の規約の中で、この普通納付を取り崩す場合については災害に係る減収等を補填する、または災害応急復旧事業等災害事業に係る費用ということで限定されておりますので、実質は現在のところいじることはできません。

特別納付につきましては、委員お尋ねのとおり、かなりの数字になっておりますが、一般質問の中でも町長のほうに庁舎の建設等のご質問がございましたが、その際、町長の答弁の中で、今、緊急的に29年、30年度、食肉加工センターですとか標茶中学校等の大型事業もありますし、今年度はごみ処理施設等の事業もございますので、決してこの金額が大きい小さいかというのは、現在のところは担当としては判断できませんが、歴史の中として昨日の内容審議の中でもご説明申し上げましたが、標茶町は取り崩した次の年からまた積み戻して現在の形を、備荒資金も財政調整基金につきましても先人の教えを守った中でそういった取り扱いをして基金の原資を保ったという、保ちながら健全財政を運営しているというふうに認識しておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 時間の節約、頑張っているのも、ぜひ質問したことにだけ。失礼な話ですけども、今ご説明されたことはわかった上で質問していますので。

それで、私、きのう町長が役場の新築もあるけれども、改築もあるけれども、もっと大きなこういう予算を抱えてやっぱり順番どおりに進めていかなければならないし、そういう意味で、備荒資金もそのことも見ながら、こうやって大きく積み立てているのだということですよ。

ただ、もう一回振り返りますが、きのう保健福祉課長に私質問した介護保険条例の一部を改正する条例で、一旦町民に約束して29年度にはこれだけ安くしますよと約束したのが消費税が上がらないことによってもとに戻りますという金額が、きのうたしか1,370万円と言ったのかな。私の試算では858万4,000円なのです、試算で言えば。そんなに高くないと思うのですが、この858万4,000円、これは生活保護世帯の方602人から3段階までの29年度には下げますよと約束したその金額の合計がこれだけなのですね。

これを備荒資金で支消してストレートには出しませんよということを何度も言われましたので、本当は国会の答弁ではそうではないと僕は反論しましたが、ストレートには出しませんよと言ったので、答弁いただいていますけれども、この858万4,400円というお金を違う形で町は約束しているわけですから、もし消費税が10%にならなかつたらこの約束はないですよなんていうただし書きは一切ないわけですから、あのときの広報しべちゃでは。だから、そういう意味では、この858万4,400円というのは約束どおりに安くすると。しかも備荒資金を使って違うスタイルでいいから安くすると保証していくという、そういう考えは持てませんか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。条例改正のときにもご説明しましたが、介護保険の運営の基本原則が、基本的には一般会計からの繰り入れはできないという大原則があるので、当初予定していた交付税の引き上げが行われなかったという大前提がもちろんあって、消費税が上がった場合に保険料を第1段階、第3段階の3つの段階について減額措置をするよという内容でしたので、当然国が消費税の値上げを30年の10月まで繰り延べしたという、当初はかなりもう39年の4月から消費税を値上げするというのは国はかなり決定事項で強硬に出してしまっていたので、当然なるだろうというふうに想定してしまいましたが、国のほうからもそういう指示が来ていたので、それに沿って町民のほうにも当然値上げされるだろうということを想定しながら広報させていただきました。

それで、今回実は4月の広報に向けて、今、担当のほうに指示をしまして、新しい保険料については27年、28年のまま変わらないということについての理由も、消費税の値上げが延期されたということも明記しながら、広報する準備を今しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 当然準備しなければならないのだと思うのだけれども、さっきに大前提については意見を異にしていますから、僕は国会の論戦、質疑応答を読んで、その当時ですよ。厚労大臣はそういうふうに答えていないですよ。それを絶対だめですよというふうには言っていないですよ。だから、大前提というのは何となく全国的にそうになっているからというような、裏からそういうふうに言われているのかもしれませんが、現実にはストレートに国保みたいに繰り入れをしているところもあるわけでしょう。それから、この大前提がちょっと邪魔になるということで、違うスタイル、違う形で、違う名目で支援をしている町村もあるのですよね。だから、そのことを理由

にしてだめですよというふうにはならないのではないかなというふうに思うのですけれども、その上に立って町の考えをちょっともう一回お願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

基本的な考えは、保健福祉課長が話した内容というふうになります。

これまでも一つの点のところへこんだところをそこを埋めていくということではなくて、その世帯総体の生活実態を見ながら、そこは支援をしていくということだと思います。子育ては子育てということで、町の施策をもって町長が思いを持った施策で埋めていくということもあると思います。そういう観点での考えでありまして、先ほど言われましたとおりに、一つの原則論という部分はやはり崩さないで進めていくべき。これが全ての部分でいきますと、先ほどの他の状況についても同じ部分でありますので、やはりそういう部分では総体的な部分での福祉向上というような形を見ていくというのは、私どもは基本的な考えではないかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、いや、わかりました。やらないということは。

ただ、私は、広報しべちゃで約束しているのですよ、きちっと。平成29年度にはこの方々はこの金額になりますよと約束しているのですよ。その理由とか、もしこうなったらこの約束は守れませんよなんて書いていないですから。だから、今度広報しべちゃを出すときには、そのことは町民にわかりやすく出してほしいなというふうに思います。考えが余り変わらないようなので、次の質問に入りたいと思います。

子ども・子育て支援交付金986万3,000円が計上されています。子ども・子育て支援新制度による予算計上だと思うのですが、いわゆる新3法の中で標茶で今までやってきたと変わらないと思うのですが、どのような事業に力を入れて事業展開するのか、お考えをちょっと聞きたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今年度の国の予算の関係で、昨年から若干変更がありましたので、新しい事業というような説明もされたと思うのですが、新しい新3法になって少しずつ事業内容も変わってきていますが、予算的には国の動向からすると、私たちが思っていた以上に例えば僻地の保育所の運営費が増額をしてきているとか、あるいは学童に対する支援につきましても、かなり段階的に増加してきているというような傾向が少し見られるのかなと思っていますので、これらにつきましても、それらを反映しながら事業展開を現在考えてい

るところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、国の文書を見たら、病児保育なんかもメニューに載っているのですけれども、その点についてはどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 病児保育につきましても、今、委員からありましたようにメニューの中に入ってきておりまして、当初よりはかなり設置基準の緩和がされてきているということも情報としては入れていますので、これらにつきましては、町立病院との連携が一番だということと、あともう一つ、前にもどなたかの質問にお答えしたかと思うのですが、やはり小児科のお医者さんが常駐していないという部分をどうやってその医療機関のサポートを例えば構築していくかということが一番の課題かなと思っていますので、検討材料としては考えていますので、今後、引き続き研究させていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 先を急ぎますが、国のほうでは、いろんな専門家や関係者を入れて、そういう子ども・子育て会議を設置すると。同時に、市町村にあっては、合議制機関地方版子ども・子育て会議を設置努力義務としますと、それを設置努力義務とするというふうに書いてあるのですけれども、これ具体的な構想をお持ちですか。必要ないというふうに思っていますか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） これにつきましては、新3法が新しく出た際に、それぞれ地域の子供計画をつくるというのがあって、それぞれ町村によっては子供会議を設置してその中で検討したりということで、それらについては、今、委員からあったように設置については努力義務ということでした。それで標茶町の場合については、どういう形がいいのかということも検討させていただきまして、実は同じような機関がかなりありますので、私どもが担当として持っております福祉政策検討委員会を、このときに特に子育て世代の参加もできる形で公募を行って、計画づくりに子育て世代の方の意見をいただいたり、逆にその組織の中にはもともと例えば老人クラブの代表の方とか、女性団体の方とかも入っていますので、逆に言うと幅広く町内の意見を反映されながら子供の計画づくりに反映されるような環境づくりができていけるのかなということ、既存の施設を有効に活用しながら対応しているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ありがとうございます。

最後の質問に入ります。

気になる国保のことなのですが、1つは運営方針が来年度ですけれども、運営方針の答申や決定や公表は今のところいつごろになる予定でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 道から示されたスケジュール案につきましては、3月31日までに運営方針原案に対するパブリックコメントを実施、4月下旬、運営方針案を北海道国民健康保険運営協議会において審議、5月下旬、北海道国民健康保険運営協議会から答申を得まして、6月上旬、運営方針案を議会に報告、7月運営方針決定、9月に運営方針を議会に報告というスケジュールになっております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、気になる納付金の仮算定が町に提示されるのはいつごろと予想されていますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 先日、第2回の仮算定は示されたわけですが、今後につきましては、8月上旬にまた新たな町からの基本ファイルといいますか、基礎算定しまして、8月上旬に第3回目の仮算定の数字が示されまして、それが9月中旬には仮算定の額決定ということで、ほぼそれで決定ということになって、正式な通知につきましては29年の12月末を予定されております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ご存知でしたらちょっと気になるので知らせてほしいのですが、前に出された算定では、標茶町の保険料は20.1%平均で、200万円の夫婦2人世帯のやつなのですが、20.1%も上昇するなんて書いてあるので、この仮算定の中ではまた新しいパーセントは出ましたか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 2月に示された第2回の仮算定につきましては、前回はこの20.1%は現在の標茶町の税率に対して新たな算定率をとった場合は20.1%と示されたのですが、今回につきましては、一般会計からの繰り入れも含めた金額に対して、標茶町の1人当たりの税は幾らかという形で示されておまして、それにつきましては前回、それで、仮算定に対して前回27年度につきましては、標茶町一般会計から9,792万8,000円を一般会計から繰り入れておりますので、それについて保険者が全て税として負担した場合につきましては、割り返すと3万5,636円という計算になります。

そして、それを引くと前回の試算では20.1%向上するという指数でしたけれども、今回の算定、第2回でありましては18.2%という数字を示されております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 期待ほど下がらなかったのですが、ちょっと時間も押していますので必要なことはまた個人的に聞きに行くことにして、幾つかについてなのですが、1つは資産割が廃止する方向にあるというふうに聞いているのですけれども、これはそういう話が出ているのでしょうか。

それから、もし資産割が廃止されたらその負担というのは、資産の少ない被保険者にも重くのしかかってくるということも考えられるのですけれども、それはどうでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 道のほうから今回の算定につきましては、資産割を除いた3方式で示されておりますけれども、今まで国保税の徴収方法については各町村3方式、4方式をとっておりますけれども、それぞれにそれなりの文化があって、歴史があって、そういう徴収方法をしておりまして、道のほうから3方式で示された、これだけ納めなさいという納付金は示されますけれども、それと3方式でやった場合のこういう税率になりますよという参考数値は示されますけれども、それを資産割も含めた4方式で取るかというのは一応それが廃止されるというふうには聞いておりません。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、標茶町の場合、今までどおり4方式でいく可能性は十分あるということですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

今、住民課長がお答えしましたけれども、道からの試算では3方式で示しているというだけで、4方式を採用しているところに3方式にしろという通知は来ておりません。道から示された納付金額を確保するために市町村がどのような形で税なり保険料を賦課するかというのは、市町村に任せられているものですから、うちは今のところ資産割を廃止してほしいという要望とか議論があるわけではないと考えておりますので、従前どおり4方式で考えていきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後ですが、均等割なのですけれども、この話は出たでしょうか。全国的に見ると子供の均等割とか収入のない人の均等割はどうもねという話が意見として結構出ていると思うのですけれども、これについて話なんか出ていませんか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 私どものほうに低所得者に対する均等割の廃止等々というものは届いておりません。私も目にはしておりません。今現在、低所得者に対する軽減措置については7割、5割、2割という応益の軽減措置はとられていますから、その中で対応していくということだけで考えております。冷たいと言われるかもしれませんが、税という観点からすると、やはり負担の公平、公正という部分から考えると、安易に負担を軽くするという部分の考えにはならないのかなと思います。考えとすれば別な方法でという部分でしかないと思いますが、税務課のほうとすれば、そのような答えしか出ていかないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 人間的には全然冷たいなんて思っていないので。

最後に、お願いだけして終わります。

タイムスケジュールが本当に小刻みに出ていますよね。ですから、前に行われたように全員協議会等でぜひその都度皆さんにわかるように説明していただきたいなということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君）（発言席） 私のほうから、1点だけお伺いします。

一般会計予算でいきますと、131ページ、郷土館費の部分でございます。また、予算資料説明書でいきますと16ページになります。

郷土館の改築に関しては、昨年9月定例会で1億8,000万円一般財源で賄うということで提出されまして、今回はそれを取り下げて新たに今回の予算書に載っているとおりなのですが、予算説明書の16ページでいいと思うのですが、総事業費1億8,000万円で、一般財源、これは財政調整基金からということで4,940万円、予算書のほうでは5,600万円になっているのですけれども、これはもろもろの経費が入っていると思います。地方債が1億3,060万円ということになっています。この地方債が出てきましたので、当然道と協議の上出されたのだと思いますので、何かその部分をちょっとご説明をいただきたい。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 郷土館の展示施設の転用事業に対しての地方債のお尋ねでございますが、起債の目的、起債の種類であります、地域活性化事業債で歳入の

ほうは教育債の中で社会教育債ということで掲載させていただいております。この起債につきましては、公共施設最適化事業債等の創設に基づくものでありまして、地域活性化事業債の中に転用事業ということで現行あります公共施設の転用事業、公共施設等総合管理計画に基づいた中で、今ある施設から機能を変える場合に係る事業についての適債事業になるものでございます。

予算計上と国、道とのほうの協議につきましては、今後、新年度以降の協議になっていきますので、その中で事業の内容等が審査され、起債として適債かどうかというのはまた確認されることとなりますが、現在、可能性としてこの起債が当たることを想定した中で予算として計上させていただいたということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 事前的な道との協議等はないということですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 予算編成に当たりましては、国の地方財政計画や地方債計画の中で、それぞれ団体の中で予算計上、予算編成を行っていきます。スケジュール的なものにつきましては、あくまでも29年度の起債の申請、そして協議の中で決まってくるものでありますので、予算に移せないとその協議も進まないものですから、今回予算として計上させていただいていることでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） では、29年度新たになってから詳細がわかるということですね。わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） 最終バッターとして、何点か確認の意味での質問をさせていただきたいなど。

先ほど深見委員のほうからコミュニティ・スクールのことは聞かれましたので、確認の意味で、これは教育行政、29年の中でも載っていましたがけれども、小1プロブレム及び中1ギャップということで載っていましたがけれども、これは大変難しいことだなと思ひまして、内容とこの取り組みについてどのように推進していくのか、伺いたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） お答えいたします。

近年、小学校1年生の学級において、これは全国的な問題となっておりますけれども、

じっとしてられないだとか、先生の指示がなかなか通らないだとか、あるいは中学校1年生を節目になかなか学校に行きづらくなる子がふえているだとか、そういう問題を指して小1プロブレムだとか中1ギャップだとかという言葉で説明されるというのはご承知のところだと思います。これは幼稚園、保育園と小学校あるいは小学校と中学校ということで、校種が変わる接続の段階で、さまざまな環境の変化に十分適用できない子供がふえているのではないかということが問題とされております。

そういう中で、本町におきましては、小学校もう既に始まってはいるのですけれども、小学校の先生方が幼稚園に行って、まず園児の様子を見たりだとか、あるいは園児のことについて情報をいただいたりだとか、それだけではなくてもう一歩進んで、小学校に入ったらかようなことをやっています、あるいは基本的な生活習慣の取り組みとして「早寝早起き朝ごはん」というのは、ある程度早い段階からの習慣化が大事ですねというような、そういうような先生方との協議の中で、園児たちにしてみると少しスムーズに小学校が見通せるようなこと、あるいは小学校にしてみると、受け入れた小学生を事前にある程度把握するというような取り組みを現在もしておりますし、これからもそういう取り組みを大事にしていかなければならないということです。

あるいはもう一方、中1ギャップにつきましては、こちらにつきましても、今、道のほうの指定事業を受けまして、主に標茶中学校とその校区の標茶小学校、それから磯分内小学校、沼幌小学校の先生同士の交流、それから中学校の先生が小学校に行って小学5、6年生の様子を見たり、あるいは夏休み、冬休みの学習サポートで子供に実際の授業を指導する場面をつくって、子供にしてみれば中学校の先生と触れ合ったりだとか、中学校の先生にしてみると、これから上がってくる子供を把握したりだとか、そういうような取り組みを今後もまた推進していくというような流れで考えております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） もう既に標茶町の小中ではこういうプロブレムと、それからギャップについては対応してきたということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） そのとおりでございます。そういう形で推進してきておりますけれども、また子供がかわればそのときそのときの対応が必要になってきておりますので、今後も継続して推進していくという考えでおります。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 次に、教育行政の本年の取り組みとして、「小中学校の全て

の通常学級に配置した実物投影機により I C T機器の有効な活用による授業改善を進めてまいります」とあるのですが、イメージがなかなかできないわけですよ。パソコンなのか、映像を投影するのか、実物大だから、かなり大きいものは大きく映すのかなというようにしか思い浮かばないのですが、内容についてちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） お答えいたします。

これからの授業改善の中で、I C T機器を積極的に活用した授業改善というのが叫ばれている中で、本町におきましては、平成26年度、実物投影機を各通常学級に設置させていただいております。これは実物投影機とってカメラ機能で机の上にある映像を映すものが1つとそれを黒板に映すものが1つということで、大きく2つセットで導入しております。もう一つ細かいですけれども、それを映すスクリーンということで3点セットで導入しております。ですから、手元にある映像を黒板に映すことで、みんなが同じ目線で集中して先生の指示を聞けるように、また、近年さまざまなタイプのお子さんの中では、言葉だけの指示よりは具体的なものを見せながら指示をすることで納得できるというお子さんのタイプもいるということで、そういう意味で各学校での積極的な使い方をお願いしているところです。

また、小規模校におきましては、プロジェクターで映すよりはテレビで投影したほうが効果的ということで、テレビに線をつないで投影するというような使い方をしている学校もあります。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

ついでに、教育行政の中で、前にも、相当前になるのですが、いじめについて質問したこともあるのですが、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」、この取り組みを推進するというございですが、これは各学校、それぞれでスローガンなのか、何か行動を起こすのか、それとも生徒たちが話し合って決めて推進していくのか、この辺について伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） お答えいたします。

この各学校におけるいじめ根絶1学校1運動と申しますのは、それぞれの各学校の児童会、生徒会が中心となって子供たちが中心となって何ができるかというようなことを

計画しています。主なものとしては、人間関係だとか、仲よくするための行動、活動というものが多くて、挨拶運動だとか、あるいはいいことをお手紙に書いて箱に入れて紹介するだとか、あるいは今年度標茶中学校で言うと、いじめ根絶宣言というものをつくって全校で確認するだとか、そういうような取り組みがなされております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 一生懸命取り組んでいるように思いますので、引き続きいじめのない学校に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、この説明員の中に今定例会で最後に顔を見るというか、もう質問したくてもできないのだというような人がお二人おりますので、私はこういうことをしたことはありませんが、初めてさせていただきます。

私は、11年にこの議会に出てきて、来た当時はたしか今の佐藤保健福祉課長は企財課長だったのかなと思います。それから議会事務局、それから住民課、そして今の保健福祉課ということでございまして、大変お世話にもなっております。

そこで、最後の質問かと思えますけれども、町長の施政方針の中でも健康増進事業として歯周病検診を開始するとありましたが、具体的にはどのようにこの検診を進めていくのか、これは住民課ではなくて保健福祉課かなと思いつつ質問しています。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

今回、施政方針に載せていただいた事業でございますが、歯周病疾患の検診を新年度から新たにスタートさせるという内容でございます。基本的には年齢をある程度限定して、まだ詳細については決まっておりますが、特にこの事業については、実は国民健康保険の広域化される前提条件として、かなり実際の国保の運営の基本的なチェックリストの中にこの事業が入ってきているということもわかりましたので、地元の歯科医師のほうに内諾いただきまして、ぜひやっていただけることとなりましたので、新年度からスタートしたいということですので、まだ詳細についてはまた広報するようになると思いますが、その時点で明らかにさせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。ぜひ推進していただきたいと思いますなど、このように思います。

次に、この子育て応援チケット、子育て応援給付金、1,500万円ですか、予算化されておりますが、29年度で3年目になりますか、これ、実施してから。それで、少子化と

いいですけども、子供の数がふえているのか、それとも大体横ばいで来ているのか。1,500万円計上されていますけれども、今年度分は調べればわかるべと言われかねませんが、29年度は人数的には昨年並みと考えてよいのか、それともふやしているのか、その点を聞いていきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

この子育て応援給付事業につきましては、27年度から実施しております、28年度の現時点での実績では341人になっております。もうほぼ99%まで事業実績をしております、年間1人3万円ということで、当初予算につきましては、400人を大体想定させていただいて、この分につきましては1,200万円の予算計上をさせていただいております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） ありがとうございます。

ふえているということですね。これ町長の思い切った政策ということでいろいろありましたけれども、3年目に入るということで、大変結構なことだというふうに思っております。

これにかわるものは何か考えていないかと言ったら怒られそうなので、やめておきますけれども、次にもう一人、ご勇退というか退職される、私、11年度にここにお世話になって、先ほども言いましたか。ちょうど憩の家を町が買い戻した年に1年生としてこの議会に来たものでございまして、それ以来やすらぎ園の園長さんが女性というのは初めてでないかなと思うのです。そこで100床の特別養護老人ホーム、そしてデイサービス、そしてショートステイ、それから軽費老人ホーム駒ヶ丘荘、何か口回らなくなってくるけれども、これらを統括して一生懸命職務に邁進されてこられたと思えます。

また、先日は厚生文教の所管で軽費老人ホームのいろいろご苦労されている点、それから老朽化が進んでいますので、排水とかいろいろ工夫しながら利用者に住んでいただいているということもありますし、また、新病院の改革プランでは今後10床ぐらいたまたさらにベッド数を減らすということでありまして、今後のことだと思いますけれども、園長さんとしまして、病院とのコラボとか、これから介護度3、4、5の人たちを受け入れるかどうかはまだはっきりわかりませんが、サテライト構想というものもあるようでございますので、その辺についての園長さんの考えなり、要望なりあれば聞かせていただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） 川村委員のありがたいお言葉に従いまして、発言させていただきます。どの程度までお話ししていいのかというのは、ちょっとすごく、ほとんどが私見になってしまいますので、難しいところではありますが、せつかくの機会を与えていただきましたので、私の今の思うところをお話ししたいと思います。

やすらぎ園もデイサービスもショートも駒ヶ丘荘も、やはりお年寄りが対象だということでは、それぞれの役割があります。今、一応特別養護老人ホームの病院とのサテライトの関係がちょっと話題になっていますが、その関係ではちょっと気になるところがやっぱり多々ありまして、実は予算要求の中で数字を出すときにもいろいろ考えたところがあるのですが、やすらぎ園の入所者、ちょっとたまたま5年前と今を比較した数字をちょっとひもといてみたときに、5年前は介護3の方が15名だったのが、現在5年後は34名なのです。逆に今度、介護度5の方が5年前は35名いたのが、今21名なのですよ。

というところは、介護保険制度ができたことによって、それぞれ皆さん行き場が決まるというか、固められてきたということもあるのですが、最近、厚生文教委員会でもお話ししましたが、介護3の方の入所というふうにだんだんなっています。ということは、施設利用料にもかかわってきます。極端なことを言いますと、個々に支払いの金額というのは本当にさまざまなので、一概に言えないのですが、介護報酬だけで言いますと、介護3と5の人というのは1年で5万円ぐらい違います。介護3と4の人でも月2,000円ちょっと違いますので、1年間で2万5,000円ちょっと違います。それが積み重なっていきますと、100人がみんな同じとは言いませんけれども、何百万円単位で減収となってきています。

というところでは、施設は減収になるところで、利用者、元気な人が入っているかという、皆さんご承知のとおり認知の症状が進んでいる方が入っていらっしゃいます。そうしますと、介護4、5の方、5の方というのは割と寝たままの方が多いところのお世話の仕方がありますが、認知症のある3の方というのは、不穏になって、皆さんもご存知かと思いますが、徘徊とかやっぱりそういう行動をされる方が多いです。そうすると、夜勤者、うちの場合は6名でやっていますが、1人の方が不穏でついていたら、50、50の病床を残りの2人でお世話しなければいけないとか、とにかく何を一番基本に考えるかという、安全・安心な生活を守ることが第一で考えています。

厚生文教でお話ししましたとおり、駒ヶ丘荘もそうです。介護度のついたまま入所していらっしゃいます。行き場がない方は仕方ないという形で捉える場合もありますが、管理する立場としては同じく安全・安心なところでの管理責任があります。ですから、

ずっといたいという方についても、お話ししながらヘルパーの利用なり、いろんな利用を家族と相談しながら、本人とお話ししながら安全な方策を考えながらやっています。

というところでは、利用者の状況がそれぞれにやっぱり変わってきているというところを見ますと、特別養護老人ホームの病院とのサテライトを進めていく段階で、ではサテライトにどういう方たちが入るようになるのかということですね。そうすると、そちらに当然人もとられます。でも、人は、皆さんご存知のとおり、広報しべちゃで看護師とか介護職員、調理員を募集しても本当に応募がありません。その中でさらに特養をサテライトしたときにはそれなりの人間が必要になります。となると、特別養護老人ホームの入所者を減らすのかとか、ショートをどうするかというのは、また全体を捉えて考えていかなければいけないというふうに私は考えていますので、私が考えても仕方ないのでしょうけれども、そういうことを捉えながら、委員の皆さん、これから町全体として安全で安心な生活を守るためにはどうしていったらいいのかということのを念頭に進めていっていただきたいというのが私の考えです。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） ありがとうございます。

大変にご苦労さまでございました。お二方には大変ご苦労さまと言って、私の質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 討論ないものと認めます。

これより議案第15号から議案第22号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号議案第21号、議案第22号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（菊地誠道君） 以上で平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 5時08分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 菊 地 誠 道